

決算審査特別委員会

平成18年9月11日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 川 靖 広

委 員 長

小 野 隆 雄

副 委 員 長

木 澤 正 男

出 席 委 員

嶋 田 善 行

浅 井 正 八

浦 野 圭 司

三 木 誓 士

理 事 者 出 席

町 長 小 城 利 重 助 長 役 芳 村 是

収 入 役 中 野 秀 樹 教 育 長 栗 本 裕 美

総 務 部 長 植 村 哲 男 総 務 課 長 清 水 建 也

総 務 課 参 事 吉 田 昌 敬 企 画 財 政 課 長 西 本 喜 一

企 画 財 政 課 参 事 野 口 英 治 税 務 課 長 藤 原 伸 宏

住 民 生 活 部 長 中 井 克 己 福 祉 課 長 西 川 肇

健 康 推 進 課 長 植 村 俊 彦 環 境 対 策 課 長 植 嶋 滋 継

住 民 課 長 阪 野 輝 男 都 市 建 設 部 長 藤 本 宗 司

建 設 課 長 加 藤 保 幸 観 光 産 業 課 長 今 西 弘 至

都 市 整 備 課 長 藤 川 岳 志 都 市 整 備 課 参 事 堤 和 雄

教 委 総 務 課 長 野 崎 一 也 生 涯 学 習 課 長 山 崎 善 之

上 下 水 道 部 長 池 田 善 紀 下 水 道 課 長 谷 口 裕 司

会 計 室 長	清 水 孝 悦	代 表 監 査 委 員	辰 巳 忠 次
監 査 委 員	松 田 正	監 査 委 員 書 記	佐 藤 滋 生

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長	浦 口 隆 係	長	峯 川 敏 明
-------------	---------	---	---------

(決算審査特別委員会)

○中川議長 おはようございます。本日、決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さまには早朝から御出席をいただきありがとうございます。ただいまより、本会議から付託を受けました、平成17年度斑鳩町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行っていただきますが、会議に先だちまして、正副委員長を互選していただきますために、暫時、休憩いたします。

(午前 9時00分 休憩)

(午前 9時00分 再開)

○中川議長 再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長に小野委員、副委員長に木澤委員を互選されましたので、お二人にはよろしく願いいたします。

ここで委員長と交替のため、暫時休憩いたします。

(午前 9時00分 休憩)

(午前 9時01分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

皆さまの御推挙をいただきまして、決算審査特別委員会の委員長を務めさせていただきます。木澤委員とともに、委員会の運営に当たらせていただきますので、皆さんの御協力を、よろしくお願い申し上げます。

理事者各位におかれましても、的確な説明、答弁に努められ、スムーズな審査ができますようお願いしておきます。

それでは、ここで署名委員を委員長において指名いたします。署名委員に木澤委員、嶋田委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

初めに町長のあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 おはようございます。決算審査特別委員会の委員の皆さまには、大変御足労をおかけいたします。特に決算関係につきましては、9月4日の本会議で提案説明をさせていただきましたように、7月31日から8月4日までの間、辰巳監査委員、松田監査委員におきましては、4日間にわたり猛暑の中で克明に監査をいただきました。

その関係等につきましての認定第4号 平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算認定に向けて、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号の6認定の審査をお願いするわけでありますけれども、委員長をはじめ関係委員におかれましては、いろいろとご審議をしていただいで我々も適確な答弁をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 それでは、本会議から付託を受けました、

認定第4号 平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成17年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上、6議案を一括上程し、議題といたします。

はじめに、審査の方法についてお諮りいたします。

最初に、代表監査委員さんの方から、決算審査意見書に基づく報告を受けたのち、委員の皆さん方から、意見書に対するお尋ねがあれば質疑を行い、続いて一般会計及び各特別会計の決算概要について、収入役からの説明を受け、これに対する質疑を行ったのち、歳出について、各款ごとに説明、質疑を行い、その後、歳入全般についての説明、質疑を行い、次に各特別会計については、各特別会計ごとに所管部長から説明を受けました後、それぞれ質疑を行うことで、審査を進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 それでは、そのように進めてまいります。

委員並びに理事者の皆さんには、議事の進行につきまして御協力方よろしくお願いいたします。

最初に、辰巳代表監査委員さんの方から審査結果に基づき御報告をお受けいたします。

辰巳代表監査委員さん。

○辰巳代表監査委員 それでは、去る7月31日から8月4日までの間に実施いたしました決算審査結果報告を申し上げます。着席してさせていただきます。

決算審査の結果でございますが、この決算審査意見書1ページ以下でございます、1ページ、記載のとおり、去る7月31日から8月4日までに、当会議室におきまして、決算審査を実施いたしました。その後8月24日までの間、審査の調書の整理であるとか、あるいは監査委員相互の意見の調整でありますとか、あるいは意見書の作成、結論のまとめ、そういったものに日数を使っておりますので、8月24日まで審査を実施したということにさせていただきます。

審査の対象及び審査手続は1ページに記載のとおりでございます。説明省略いたします。

審査の結果でございますが、2ページの冒頭に書いてありますとおり、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して調製され誤りのないものと認められた。以上が結果でございます。

このほか、審査手続を実施した範囲につきまして、不正あるいは誤謬そういったものは見当たりません。また、歳出の内容は予算の目的どおり、事業目的どおりの事業に支出されておりました。予算の流用についても不当なものはなく、適正に予算の執行が行われたことを確かめました。

以上が審査の結果であります。

次に、決算の総括と一般会計、特別会計について、概要を書いてありますが、若干説明をしておきたいと思えます。若干のそういった補足の説明、あるいは留意しておくべき点等に少しふれさせていただきます、最後に、むすびというところがございまして、10ページのそれが当年度の決算に対する、監査委員の見解でございます。今後への希望等を加えてあります。

既に、意見書は皆さん方、早くに私の方から事務局の方へ渡してありますので、委員の皆さん方には、もう既にお読みいただいてあらかじめ理解いたされているものと

して、一々読み上げることはしないで、留意すべき点等について、ちょっと申し上げておきたいと思います。

意見書に記載されていないような面、監査委員の見解を意見書には書きにくいような点についても述べておきたいと思いますので、よくお聴きとりいただけたらと思います。

まず2ページ、上段のところ、決算の総括でございますが、一般会計及び特別会計を合計しました数値は、そこに書いてありますとおり、一般会計は87億5,533万3,000円、特別会計が76億1,277万2,000円で、14ページの表を見てもらいますと、表の1のとおりでございます、歳入が一番上のところでございます。一般会計と特別会計合わせまして、歳入決算額163億6,810万5,000円、歳出が4行目ぐらいのところ、160億5,813万9,000円でございますが、この中には、その表の1-1に書いてありますとおり、一般会計から特別会計に繰り出している金額がございます、ここに書いてある、国民健康保険事業特別会計1億6,297万4,000円以下ずっと合計で8億2,305万1,000円、これだけの数字が一般会計から特別会計の方に出ておりますので、こういったものは相互に重複しております。これを消去した、相殺してしまった数字が一番下のところに、歳入歳出の表-1の3行目のところでございますが、これを相殺しました純計決算額、これが歳入が155億4,505万、それから歳出が152億3,500万と、ざっとそういった数字になりまして、差引3億990万の決算額と、こういうことになるわけでございます。

決算規模はそこに書いておきましたように、約2億余り、2億から3億、決算規模は、その数字でいきますと、前年度より規模は上回っております。この増加は、公共下水道事業で約6億5,000万ぐらい、それから国民健康保険事業特別会計で2億3,000万程度の事業費が増加しておりますので、約9億近く歳出が増えております。

そこに書いてあります、前年度は減税補てん債の借換、要するに借り換でございます、借りたお金でもう一辺返すとそういった借り換が歳入と歳出に6億2,000万ほど、両方で歳入歳出両方に計上されておりましたので、これを除去して考えてみますと、やはり結局、9億近くの決算規模が膨らんだという結果になるんだらうとい

うふうに思われます。これが決算規模でございます。

決算収支表2ページの下のところでございます、決算収支でございますが、一般会計と特別会計合わせました形式的収支は3億1,000万ほどの差引収支額が出ておりますが、この金額から、15ページ表-3ですね、この金額から歳入に含まれている次年度事業に充当すべき繰り越し財源を差引しますと、これが実質収支ということになるんですが、実質収支は、その表-3の真ん中の辺の当年度の実質収支の合計欄、1億3,800万ほど、これが実質収支額でございます。これから、前年度の実質収支7,600万これを差し引きますと、右側の単年度収支6,156万2,000円、これが単年度収支の黒字額だということに、一応形式的には出てまいります。

しかしこれ以外に基金の増加減少、あるいは町債の起債、あるいは償還といったものを少し加味した数字でないと本当の数字にはなると私は思うんですが、その辺は最後の結びのところでもたまた申し上げたいとそういうふうに思います。

それから次、3ページの上から、その上段のところの、予算の執行状況でございますが、これは後ろの方の、前へいたり後ろへいたりしますが、表の4のとおり、予算の執行状況がここに示してありますが、歳入の方は、予算の達成率というのですか、これが合計で、予算に対しまして、93.1%、前年度95%より少し下がってきているということではありますが、これは中身何が下がったかと言いますと、一般会計国庫支出金、あるいは町債発行、この辺が大分下がっております。予算に対して大分少ない数字です。それから特別会計の国民健康保険事業特別会計の国民保険税、そういったものが主なものでありますが、大きなのは、それ以外に国民健康保険事業特別会計の歳入で、諸収入というのがありまして、この中には、予算では、補てん収入ですかね、何かそういった名目が出ておりますが2億5,200万、これは要するに前年度繰上充用額の、要するに16年度のマイナスの金額を歳入に上げております。だからこれは入ってこないものを初めから、歳入に入っておるのに収納しませんので、それが毎年増えていくということは、自然にその予算に対する収納率が下がってくると、こういうことになろうかと思えます。これが1つの理由かなというふうに思います。

調定額への予算の達成率は96.9%で、前年度と変動はございません。

収入未済額はそこに書いてあります、前年度より若干、増えております。全部で5

億639万7,000円、後ろの方の表を見てもらうとわかるんですが、未収額は町税で2億2,000万円、それからその他の収入で559万円、それから国民健康保険税で2億6,900万円、それから介護保険料で1,100万、それから公共下水道で5万6,000円、合わせまして、合計5億600万にがしの未収が出ております。

不納欠損処理は、町税で565万、それからその他の収入で12万円、それから国民健康保険税で637万、合わせて1,214万3,000円の不納欠損、これは前年度が1,700万にがしでありますから、少し減ったかなという数字になったと思います。

未収の町税は、ここ2年ほど減ってきておりまして、今年、未収納町税は前年度が。前年度に比べまして1,565万ほど減っておりますが、不納欠損額は565万を落としておりますので、純粹の減少はそれを差引した1,000万ほどかなと思います。前年度はこれが約2,100万でございまして、町税の未収は減ってきておりますが、前年に比べますと未収額の減少額は小さいかなと、こういうことになります。

歳入に対しましては、特に申し上げることはないと思います。

歳出の方でございまして、これも表の4番の、下の方に歳出が書いてあります。執行率は前年度93.8%、今年が91.2%で、ここ3年ほど96%、93.8%、91.4%、年々執行率はやや下がっていると。当年度は後ろの方の21ページの表12見てもらいますとわかりますが、土木費の繰越額6億5,000万ほどありますが、これが影響して、執行率が下がっておるんだらうと思います。

歳入歳出については、そんなところでございます。

次に3ページの真ん中以下、財政の構造でございまして、ここに書いてあります、自主財源と依存財源、自主財源比率が構成比46.6%で、前年度に比べると4.1%に増加になったと記載はしてありますが、形式的にはそういうことにはなりますが、町税なんかで7,460万ほどの増加がありました。それよりも大きなのは、依存財源のうちの町債ですね、町債の方が、前年度は借換債が6億2,000万含まれておりますので、これが当年度も同じように6億町債が発行があったとしますと、ここの自主財源、依存財源のところの、16ページの表-5でございまして、依存財源、表-5の自主財源、依存財源のところの、当年度の決算額4億7,200万円というふ



うになっておりますが、去年と同じように6億2,000万の借換債がもしあったなら、これが2億9,400万ぐらい膨れ上がりまして、自主財源比率は43.5%、依存財源比率56.5%というふうになる。だから去年と同じように借換債がもしあったとすると、この42.5%が46.6%に上がったというのは、43.5%にしか上がらん、1%しか変わらんというようなことから、実質的にはそういうふうなことじゃないかというふうに思われます。

それから、歳出の構成でございますが、後ろの方の16ページ、表-6の記載であります。義務的経費が7億7,400万ほど減った、これは5.6%で、5.6%の減少、非常に良くなったというふうに見えるんですが、今、申し上げましたとおり、前年度は借換債の6億2,000万が含まれてまして、同じように今年あるいは前年度に6億2,000万、借換債がなかったとしますと、歳出に入らなかったとすると、この構成比が前年は修正されここでは、48.3%と書いてありますが、44.5%ぐらいに下がるはずですよ。そうすると実質的にはここでいきますと、5.6%よくなったことになっておりますが、実質的には1.8%ぐらいに修正されると、前年度は6億2,000万の借換債が入っておりますので、それをもとに戻すと、数字はそういうふうになるということですね。

それから、投資的経費は建設費が伸びまして6%程度の増加になっておりますが、その他前年度と余り変動はございません。ほぼ同様の数字になっております。

それから4ページの下の方、財政分析でございます。そこでいろいろな指標の説明をしておりますが、起債制限比率を除きまして、いずれも前年度より数字は好転しております。全国平均、全国町村平均なんかと比べましても、上にあるものや、下回っているものもありまして、そないに乖離がない、全国平均と乖離がないような、数字にはなっておると思いますが、いつも申し上げておるんでありますが、こういった数字が上がったか下がったとか、何かの1つの要素でころっと変わることもありますので、この辺の数値にそんなに一喜一憂することがないように、それよりも現実の資金収支がどうなっているのか、これからの財政がどういうふうな推移するか見通し、そういったもので、実際、その財政が苦しくなっていくのかどうかということを見た方が、余りこの数字に頼らない方がいいのではないかと、この方が正解ではないかというふうに思います。

それから5ページ、町債の状況でございますが、これも後ろの方の、18ページ、表8を見てもらいますと、一般会計と公共下水道会計で合わせまして、前年度比4億5,000万ほど増加しております。これはそのまん中左のところに、表9というのをちょっと後ろつけさせてもらったんですが、ここに町債と基金の年度別の推移というのを示してありますが、ちょうど平成、5年前の13年末と、この当年度比較してもらいますと、町債は12億6,000万ほどふくれ上がってきておる。増えてきておるということでございます。これはさらに今後、そこに書いてありますように、一般会計での見通し、財政の推移表でいきますと33億4,500万円、5年たつとふえるだろうと、公共下水道事業で32億7,600万ほど、あと5年ほどすると、合計で66億余り純増すると、差し引き増加するということで、今現在、そこでは145億6,100万の一般会計と公共下水道事業特別会計で町債が残っておりますが、それだけ増えますと、211億8,000万ぐらいまでふくれ上がるというふうな見通しになったというふうに思われます。

町債につきましては、そこで一般会計と特別会計で145億6,100万というふうになっておるんですが、これ以外に毎年申し上げておりますように、土地開発公社で15億円、それから水道事業会計で18億3,500万、それから7ヶ町村の広域の一部事務組合で、その西和消防、それから西和衛生試験センター、王寺周辺広域休日診療所、三室園この4カ所でもっております公債、これの当町の負担分、負担割合で、当てはめてみますと、約2億9,300万、借金があると。これを全部合計しますと、181億8,900万になります。前年度末が、これが180億3,500万でしたので、差引1億5,400万ほど、当年度はふえるということになるかと思えます。これをどうやって返していくか、どうして返せるかということ、ちょっと一辺考えてみたいと思うんですが、下水道事業の18億3,500万、これは水道の利用料金から、水道収益から償還していくというふうに考えますとね、残りは181億8,900万からこの18億3,500万引きますと、163億5,500万の借金が残ると、これをこの収支の一般会計、特別会計から償還、財政を切り詰めて償還していかなければならないということになるんですが、仮に本年度と同じような収支がずっと続くと仮定しますと、今年度の収入額、歳入額は先ほど申しましたように、純計決算、表1、14ページの表-1のところを見てもらいますと、当年度の純計一

般会計、特別会計と合算して、しかもその相互に繰り入れしている8億余り差引いていますが、155億4,500万円が当年度の一般会計と特別会計の収入であります。155億が当年度収入、しかしこの155億の中身は、前年度繰越金、要するに前の年、平成16年度の余ったお金を当年度に繰り越している、前期繰越金ですね、要するに一般でいうと前期繰越金とか、前年度繰越金、前の年の余ったお金、これは当年度の収入にはしておりますが、実際、当年度にかせいだわけではありません。入ってきたわけではありません。前年度から余ったものを持ってきておるだけです。それを一般会計4億4,000万、特別会計で4,100万、だから合わせて4億8,000万ほど前年度繰越金あります。それから町債が一般会計で10億6,300万、それから公共下水道で7億3,000万発行しております。だから約18億近くの町債、その155億の中に、18億ほどの町債の発行により収入も入っております。

それから、基金の取り崩しが3億9,300万、この基金を取り崩して、歳入に入れております。だから155億4,500万から今、言いました前年度繰越金と町債の発行額、それから基金の取り崩し額、この合計26億6,700万引きますと、128億7,800万が純粹の外部から本年度町に入ってきた収入だと、こういうことになります。それが純粹の収入で128億7,800万ね。

それから、歳出の方は、先ほどの連結の純計決算額、表-1の下のところ、歳出の合計152億3,500万で、この152億3,500万の中には、基金の積立とか町債の償還入っておりますので、この中から基金の積立額6,900万、それから町債の償還13億4,000万、それから国民健康保険事業会計の歳出に入っております、繰上充用額の2億5,400万、これが実質的な外部に出ていったお金ではありません。これの合計は16億6,300万ありまして、これをのけますと、歳出は純粹に外部へ出ていったお金というのは135億7,200万になります。そうすると、先ほどの128億から135億でマイナスになりますが、この歳出の中には、止めてもどっちでもええというわけではありませんが、投資的経費というのが先ほど16ページの表6のところに、投資的経費、当年度15億590万なにがしなんです、この投資的経費は止めてもええかなと、そうすると15億600万ほど投資経費止めますと、135億7,000万の歳出から、15億止めておこうかとしみますと120億6,600万で済むかなと、そうすると128億7,800万円から120億6,600

万のどうしてもいるというお金引きますと、財源としては8億1,200万償還に充てられるお金は余ってくるかなと、こういう普通の計算でいくとそうです。

これをですね、今、現在、先ほど申しました、水道事業をのけました借金の163億5,500万です。163億5,500万から、現在あります基金が27億9,100万円そうしますと、基金を引いた、差引き残りは純粋の借金は135億6,500万という数字になります。これは基金とチャラにしてしまっても、まだ返さなければいけないお金。これを8億1,200万余った、今、当年度から返せるだろうというお金、逆算したら余らせると見通した8億、これを割り算しますと、約16.7年、17年かかるということで、同じ財政、同じ収支が続くとしたら。

先ほど言いましたように、向こう5年間で、66億余りの借金まだふえると、そうしますと、差引、基金引いたネットで130億6,500万の借金が、もう66億ふえますと、201億8,600万です。5年間のふえる見込加えますと。201億8,600万を8億1,200万毎年あまらせるという投資的経費を使わないで余らせたお金で割りますと、25年かかる、25年もたつとこの中におられない方もおられるかもわかりません。その当年度の決算の収支から借金をどれだけ返せるかと、これは今年と同じ数字が続いたということですね。これから景気が良くなって、どんどん歳入ふえるかもわかりません、何とも申し上げられませんが、仮の話でいくと、そんな数字が出てくるかなという、それが本当の数字ではないかというふうに、私の計算ではなるわけでありまして。そんなふうにならないだろうと思いますが、一応、仮の計算ではそういうふうになります。それが借金の状態であろうかと思えます。

その次、一般会計の状況であります、5ページの下のところでありまして、先ほど申し上げております、6億ほどの町債の借換額、これをのけますと、ほとんど変りはありません。先ほど申し上げましたように、不納欠損処理額も、収入未済額も一般会計の方は減少しております。調定額に対する収納率も前年度と変動ございません。若干、町税、地方譲与税あるいは基金繰り入れ額が増加して、地方交付税、国庫支出金減少しておりますが、歳入はほぼ前年並と。

それから歳出の方も町債の借換額を除くと、前年度とほぼ変わらないかなというような数字になっているように思われます。

次に、特別会計の方でございますが、特別会計は、後ろの方のまとめ、特別会計全

部寄せた数字が、表の14のところにこれが5つの特別会計を合計した数字であります。歳入は76億1,277万2,000円、歳出が79億1,133万で、差引2億9,800万円ほどのマイナスになっております。それに繰越財源を除きますと、3億3,000万ほどのマイナスになるということに、特別会計を合計しますと異なるんですが、これが前年度は2億3,900万ぐらいでしたんで、さらに6,500万ほど悪化しております。これは後ほどまた申し上げますけれども、特別会計、合計、最終のところ、一番右の実質収支、前年比較した単年度収支これが一応の本当の収支と、そこで6,500万のマイナスという数字が出ております。27ページのね、しかし、これも先ほど言ってませんが、この収入の中には町債の発行も入っております。基金の取り崩しも入っております。それから、歳出には町債の償還、あるいは基金の積立も入っております。そうしますと、単年度収支の6,500万マイナスに町債の発行7億3,000万、それから基金の取り崩しが2,900万、これが歳入に含まれております。

それから町債の償還1億6,200万、それから基金の積立が1,500万、こういうものをのけた実際の予算の収支を計算しますと、6億4,700万の赤字になったなという数字になります。大きなものは公共下水道の支出の超過5億6,800万、国民健康保険事業会計の当年度の実質的な収支の赤字が8,800万、そういったものから6億4,700万位になるかなと、このような特別会計の概要であります。

個々の特別会計であります。国民健康保険事業特別会計、前年度に比べますと、歳入で1億4,600万、歳出で1億4,700万、増加しております。増加額ほぼ同じであります。先ほど申しました当年度も8,800万のマイナスが生じて繰上充用額が前年度が2億5,400万あったものが、当年度は3億4,200万、繰上充用額がさらに膨れ上がっております。

去年も申し上げておったと思うんですが、繰り上げ、国民健康保険事業の繰上充用は、平成13年度よりもう既に5年間続いております。前の年でしたか、申し上げましたが、これは財政法で会計年度独立の原則というのがありまして、当年度の歳出は当年度の歳入で賄わなければならないということになっているんですが、繰上充用額というのは、その会計年度独立の原則の例外でありまして、緊急避難的に、一時しのぎ的にやる手法であるというふうに思われるんですが、5年間続いておると、常態化

してきておるといふことで、前にも申し上げましたが、この点はちょっと異常ではないかというふうに感じられるところであります。

北海道の夕張市は、何かこういう手法でなかったかと思えます。こういう手法で翌年度のお金を繰り上げて使うような、使いはったんですかね、そんなことで破綻にはなったか何か、詳しいことはわかりませんが、そうではないかと思えます。

このマイナスは結局、国民健康保険税の改定と、一般会計からの補てんか何かしないと、埋まるということはないだろうと、支出が同じか超過しているというような、毎年、給付額が増加してきておりますので、増えていくとすると、そうしないと、賄えないのではないかというふうに思えます。しかし、なかなかその結論が出てこないといふことで、そのまま来ておると言う事で、その辺は傍観しないで、これをどうするかを考えていっていただかなければならないかなというふうに思われます。

それから、公共下水道事業では、今申し上げましたように、資金収支でいきますと、当年度は5億6,800万ほどの資金、支出が多くて、実質的な赤字だろうと思うんですが、これを水道事業会計のように、企業会計方式で計算しますと、この現在、残っております公共下水道の町債58億7,900万あるんですが、これが大方設備投資だとしますと、それを企業会計方式でいきますと、減価償却という手法で経費にしていきます。そうするとこういった設備投資、膨大な設備投資は、実際には供用されないとその分は減価償却する必要がありませんので、供用された部分の減価償却をしていきますと、どのくらいになるかわかりませんが、高々1億円か2億円までだろうと思えます。そうすると、その他の経費が金利を入れまして、金利が1億円位かかるのか、その他経費が1億から2億ぐらいに止まるとすると、収入が8,000万ほどありますので、それを差し引きますと、今言うたようにそんな資金収支ほどの赤字にはならないというふうになるかと、それは計算してみないとわかりませんが、黒字にはならない、赤字には違いないけれども、そんなごっつい赤字、資金収支では赤字が大きくなりますが、企業会計方式でいくとそんな赤字にはならないかもわかりません。

その他の特別会計は書いておきましたとおりでございます。

それから財産の状態でございますが、余り大した変動はございません。若干の公有財産、それから物品の増加があったという程度でございます。基金は先ほどから申し上げてますように、前年度は2億5,600万の取り崩しがありました。当年度は3

億2,400万で、基金の取り崩しも6,800万、当年度の方が増加しております。この基金も後ろの方、先ほどの町債の下のところの、18ページの表-9を見ていただきますと、平成13年度末では34億6,800万、18,ページの一番下のところですね、34億6,800万あった基金が、現在は27億8,900万、この間に、6億7,800万ほど基金は減ってきておると、このままでいくと徐々に基金が減っていく、余裕はだんだんなくなるかなというような気がいたします。

各会計はそんなところをごさいますて、最後、結び、監査委員としての見解上げております。ちょっと読ませていただきます。10ページの結びでございます。「当年度の一般会計及び特別会計を通算し、企業会計によっている水道事業会計を除いた連結ベースでの実質収額は1億3,812万1,000円の黒字で、前年度の実質収支額7,655万9,000円より6,156万2,000円に増加したので、連結単年度収支額は形式上同額の黒字になっておる」ということになるんでございますが、これは先ほどの15ページの表-3ですね、表-3を見てもらいますと、そんなふうになっております。連結ベースで15ページの上の右の方、真ん中、当年度合計6,156万2,000円が単年度収支、表面的にはここまでしか決算収支では出てまいりません。「しかしながら、この中には実質的に資金を減らしたと看不られる基金積立額6,890万6,000円、町債の償還額13億3,977万円が歳出に含まれているので、これを単年度収支に加え、次に歳入とみるべきでない基金の取り崩し額3億9,278万円、及び町債の発行額17億9,260万円を逆に減算すれば差引マイナス7億1,514万2,000円となって、実際の収支は赤字に逆転することになる」というふうに書いてあります。

要するに、その基金を取り崩しても収入になります。基金に積み上げてても支出になります。借金をしてもそれは借金の金額は歳入になる。借金返しても歳出に、実際、普通の家庭の収支だとか、あるいは企業の会計で考えてみますと、そういうような預金を積んだら支出だとは思いません。借金返してもそれは支出だと思わない、それはそれだけ余力ができたから返すわけ。あるいは借金すると、それだけ足りないから借りてるということになりまして、借金したものを歳入に入れて、感覚的に考えてみて、そういったものを除きますと、そういうふうな数字になって、実際は相当お金が足りなくなってきたおるということであります。

こうした収支を過去にさかのぼって計算してみるということで、「14年度、15年度、16年度、17年度、通算この4年間で19億5,698万1,000円、支出の方が多かったということになり、都合4年間で19億5,698万1,000円赤字が累積したこととなり、その結果、平成13年度に比べ、基金で6億7,896万円の純減があり、また、町債は12億6,229万4,000円の純増が見られ、赤字額に相当する基金の取り崩しと借入金の増加があったことが確かめられる。」これが今、申しあげましたその町債のところの表、これを見てもらいますと、それだけの基金が減って、町債が増えたということがそこに載っている、18ページの表を見てもらいますと出てくる。そういったことを申しあげております。

「今後さらに向こう5年間において公共下水道事業特別会計で約32億円余りの町債の増加と、また、法隆寺駅周辺整備事業及び総合福祉会館の建設事業で、合わせて26億円余りの町債発行が予定されている。将来、そういった多額な町債の償還を考えると、現状の歳入状態が、続くかぎり多少の小手先の歳出カットでは到底おぼつかない計算となる。」

それは先ほど私、申しあげた計算であります。「それらに対処するためには、多岐多数にわたる事業の見直しが急務であり、具体的に例えば、これらの事務事業のすべてについて、個別に評価分析を行い、低評価事業の改廃に手を打つ以外にはないかというふうに思われる」と書いてあるんですが、事務事業の評価制度をよそさんでやっておられるような町村があるようでありまして、そういったこと一度、考えられてはどうかと、要するに皆さん本日お持ちであろうと思いますが、決算の方の主要な施策の成果報告書というのがございまして、そこでは事業別に非常に細かく費用を書かれて、どういうものになんぼかかった、どういう事業にいくらかかったというのが書かれております。事業の成果報告書、そこでは、要するに物件費、需用費であるとか、負担金であるとか、委託費であるとか、そういったものがこういったものにこれだけかかりましたというふうに書かれてあります。詳しく出されております。要するに外部へ支払ったものを、そういった形で出してあります。企業で言いますと仕入であるとかあるいは外注加工費であるとか、そういったようなものです。

そこにはところが職員の人件費がどのくらいかかったというのは、全然出ておりません。だから申しあげておるんですが、例えば、要するに原価計算の思考、考え方、



こうったものを採り入れていただいて、どのくらい原価を要しているかというのを、精密には出ませんが、あらましの概略でいいから、そういうものをつかむとか、そういったことをなさる必要があるんじゃないかと。大会社行きますと、上場企業であるとか、あるいは会社、法上の大会社と言われる200億円以上の負債があるとか5億円以上の資本金の額の会社では、製造業やサービス業でいきますと全部、原価計算制度というのが、取り入れられて、会計の中で原価計算が、自動的にできるようにしてあります。それ1つ1つのそういった物件費、外注加工費以外に、社内の工賃がどの位かかったかというのを計算していきます。それをいろいろな計算手法で配賦していくわけなんですけど、それでもって、原価統制、コストコントロールしたり、あるいは決算では、そういった製造した物が、この製造した品物はどれくらいかかったかという計算、評価をしなければならないというふうな必要もありまして、原価計算制度がなかったら、少なくとも上場企業は上場させてもらえないというふうになっておるんですが、原価を費目別、部門別、それから製品別に計算するという手続、そんな精密な計算をしなくてもいいんですが、要するに参考になるような、原価のどれくらいかかっているかというのを一度見てみる。そのためには、この事業に職員がどのくらいの日数を要したかどのくらい時間かかったかという、おおよその日数をつかんでもらって、そして全職員の総賃金を、全職員の人数で割って、一人当たりのそのチャージレートを決めまして、1時間に職員、そういった退職金の負担、あるいは夏の一時金、全部加えた一人当たり、1時間あたりどのくらいかかったかいうのを出していただいて、おおよそその日数、どれくらいその事業にかかったかというのをつかんでいただいて、それを配賦いただく。そうすると物件費に幾らかかって、人件費はどれくらいかかっているかというのがはっきりする。それで合計、この事業に幾らかかったかが出てまいります。そうすると物件費が非常に少なくても、人件費が相当かかっておるものも出てまいります。それを何人その事業を利用なされたかということで、利用なされた一人に対して、コストはどのくらいかかったかというのがはっきりします。そういったものを出してもらって、各事業ごとにランク付けでもしてもらって、ABCDEというふうなランク付け、ランクの低いものはどうするかというのを検討していく、そういったものを有識者、外部の有識者、あるいは町の管理職の方々、そういったもので、そういった事業評価委員会というようなものを立ち上げまして、一つ一つ

事業評価を行って、そして低レベルの評価の事業については見直していく、抜本的に見直していく、そうしないと、一律幾ら下げるとかというような程度では、なかなか目標値としては出てくるんでしょうけれども、本質的なそういった事業の見直しをできるのかなと、私はそういうふうになさるのが一番いいのではないかという、どのぐらいのサービス、町民がどのぐらいのサービス、どれぐらいの原価がかかったものをサービスとして受けておられるかというのがはっきりさせる。

町では町の借金、町民一人当たり幾らかという、そういう町の人口で割るとか、いろいろ数字出したりしているんですが、余りそれは意味がない、それよりも、1つのサービスに利用した人、1人にどれくらいかかった、あるいはそのサービス、あるいは物品1つを提供するのにどれくらいかかったか、そのようなものをお出しになって、非常に高くてついているんだなということをよく認識されるというようなことをやった方がいいのではないだろうかというふうに思われます。

毎年、やる必要がなかったら2年か3年一辺ずつでもやってみるというふうに、これに余り、費用をかけると何もならないので、この費用が余りかからないようにして、そういったことでやられてはどうかと思います。

11ページの真ん中以下、「こうした連結会計ベースの赤字が続く原因をあげるとすれば、2つほどが考えられるが、1つ目には毎年言及してきているところであるが、国民健康保険事業特別会計の赤字の累積が一因を占めている、既に、平成13年度から歳入不足による繰上充用処理が続いており、これが解消の目途が今現在においても立っているようにも思えない。

当年度中において、ようやく保険税改定の試案がやっと提示され始めたところであり、ようやくスタートラインに着こうかの域を抜け出せていない。いずれ被保険者や住民に負担を求めなくてはならないにしろ、タイミングが遅すぎる感は否めない。」

要するに、国保審議会というのを開催審議なさっておるんですが、今年も3回なさって、そのうちの1回は何か違う議事をなさって、2回だけがこの保険税の改正、あるいはこのマイナスをどうするかと、1回目は税率の検討、2回目がモデルパターンを提示して、検討を少ししてもらったということで、その後、今年の7月になって、初めて、中身を具体的にもう少し進めておられるというふうにお聞きしたんですが、ちょっとそのマイナスが続いているというのに会議が年に3回のパターンでいくとい

うのでは、ちょっとゆっくりではないか。もう少し精力的になさっても十分ではないかというふうな感じもいたします。

ただ、そこで余計なことになりますが、ほかの委員会や審議会でも、そういう風に議事録を見る際に感じるんですが、何か町側からの説明だとか、そういったものが非常に多い、説明に終始するような委員会の時が多い、委員になっておられる方、それなりの学識者の集まりであって、そこそこの素養おありだと思うので、一々初めから説明しているようなことでは、どうかなと思います。そういったものは、自己学習で、いろいろな資料をお配りして勉強してもらって、いきなり議事に入るのが本当ではないかと、そういうふうな感じもいたしたりします。

要するに、そこで問題解決する、あるいは問題提起していくというのが本当の委員会審議会だろうと思います。説明を聞いているようなことでは、ちょっとまどろっこしくて、おくれるんじゃないかなという気がします。他の審議会、委員会でも若干、そんな感じはしないでもありません。

まあそういったふうに思います。そういったマイナスが続いておるんですから、ですから何とかしなくてはならない、法律に不作為の作為というのがありまして、何もしないことがかえって作為になるというようなことがあります。例えば、道端で人がおぼれかかっている、それを見ないで通り過ぎすと、それは不作為の作為で、殺人罪なんです。何もしないのがいいわけではない、逆に法律違反だと、まあそんなことはありませんが、要するに負担がふえるということは、なかなか言い出しにくいんだろうと思いますが、本当にそうしていかないと、仕方ないと思います。せいぜいその辺は検討していかれることが早急に必要やと思います。

その次、「それにもう一つ、避けて通ることができない公共下水道事業も連結ベースでの赤字の構成要素である面は無視できない。しかしながら、この方はいかんともし難く、ひたすら昨今のインフレ懸念が囁かれる中、工事費の高騰防止や、合理的な今後の事業運営を研究し、心がけていくより外はなかるう。」

公共事業、公共下水道を止めることはできません。しかし借金はどんどん増えていきます。だからその分は連結ベースで見ますと、その分は相当マイナスになっていくんですから、他の費用を切り詰めて、埋めていくしか仕方がないんじゃないか、先日の広報では1立方メートルあたりの使用料が120円で、全国平均やとか市町村平均

より低いというふうに、非常に自画自賛的に書いておられるが、黒字をあげてそういうふうに下げていかれる、それはわかりますが、どうせ赤字のものを安くしてもどこかから埋めないと同じことになります。というようなことで、ちょっとどうかなというふうに思いますが、安く仕上げたということで、安くしていくらなら自慢にしろとなるんですが、どうでしょうかねその辺は。どこかから補わなくてはならないだろうと思います。

それから、最後でございます。「三位一体の改革により、地方交付税の動向も定かではなく、今後の財政見通しは全く予断を許せない。そうした厳しい与件のもとでの財政運営は、行政でなければできない事業になるだけ絞り込むことを基本とし、競争原理、市場原理に馴染まない、公の原理に基づく事業に特化を行い、交換の原理が多少とも働く性質の事業については、相当の受益者負担を求めることも今日では必要である。何事も行政に頼ろうとする住民の体質を根本的に改めていく方向を目指さなければ、単独行政の維持は難しい。町及び議会、そして住民のすべてがそのことを十分に理解して、かかるべきであることを最後つけ加えておきたい。」

要するに、町側としては色んなこと住民から要望がある。そうすると何でも聞こうとする気持ちになるだろうと、しかしそれを聞いていくと、なんぼでも増えていくばかりで、色んな監査で見えておりますと、町事業全体、町事業、いろいろなのを見て感じるのは、要するにいろいろな施設の利用だとか何とか、そういう利用率はどんどん下がっている、逆に何かサービスをすとか、物を提供するというのは、どんどん皆さん食いついてくる。要するにバイキング的に食わんな損やという風なことが、もう国民や住民の間に浸透してきて、し切っているんですね。だからそんな時代とは違うんやということを、何とか国民や住民に認識させていかなければならないと、そういうことを住民に粘り強く説得して行って、そういう支出を減らしていくということを粘り強く、やっっていかなければならないのではないかというふうに思います。

我が国ではですね、戦後、経済復興を遂げまして、一旦は急速な戦後復興に何というかそういうふうにして経済を建て直したわけなんです、その後昭和40年代頃からは、もうこれ世界的に不況でありまして、その不況をカバーするために、所得政策というのを、各国とも基本にしておりまして、要するに、需要が供給量を下回っている。だから不景気だと、それで需要をふやすためには、国民に所得を与えて、その所

得でもって消費をふやす、需要を増やして、供給量に合わすという、こういう政策を採ってきたわけですね。

ケインズの所得理論で乗数理論で、経済の本で読んでもらいますと説明しておる。ある1つの所得がその乗数倍の所得を生むというね、例えば、我が国のように80%消費、20%貯蓄という、消費性向80%の国でありますと、100の所得を与えますと、80%が直ぐに消費に回る、そうすると80%消費にまわしたものが、だれかの所得がまた80%なる、そうするとたちまちまた、64の消費が生まれる、64の所得の人がまた80%使うと、51ぐらいの支出がでる。それがまただれかの所得、そういうある支出がその乗数倍の需要を生むということに、不況にはこれを使うといったというふうにこうケインズが説いたんですが、それが世界的に使われて不況をカバーしてきたのです。

ところが、その後、我が国でもその要するに理論的にはそうなるんですが、経済では人的な面、あるいは天然資源だとか、いろいろな資源の制約がありまして、そのとおりににはなかなかいかない。あるいはその供給力を増やしていくのに、いろいろなイノベーション、技術開発が追いつかなかったら、それもそのとおりにはいかない。いろいろなそういった矛盾が出てきまして、我が国でも、バブル崩壊、17、8年前に崩壊しまして、非常にその後、同じような所得政策を採ってきたんですが、公共事業を増やしてやってきたんですが、余り効果がなかった、その結果は借金だけ、国も地方も残ったと今なっている。だからそのときの癖で、国が何かしてくれる、事業してくれるというふうに、国民の頭に染み着いている。直ぐに事業してくれ、ここ直してくれ、こうしてくれと、しかしそんなことしておったんでは、借金がどんどんふえるばかりで、ひとつもそれが経済効果ないんだということが、今わかって、一生懸命、国も地方も減らそうとしています。だからそういうことを理解してもらわないかん。一人ひとり言って回るわけにもいかんですが、いろいろな要望があれば、そういった意味を十分に説得なさってね、しばらくの間はちょっとそういう具合にして、国も地方も大変な時代ですので、それを改めていく時期であるということ、意識してもらわないかんという、そういうもの、やってもらわないかん、説得してもらわないかん。こういうことかなと思います。

一生懸命、おやりいただいているのは十分に感じとれます。非常にきついこと言う

ようですが、もうひとつ力を振り絞って進んでいかれることを期待して、審査意見の説明としたいんですが、ちょっと当委員会には余り関係はないということになるろうと思うんですが、町の監査規定でいきますと、監査の結果について、いろいろな意見、それに伴いまして指摘事項があれば、その助言、注意、そういったものがあれば、付記しなさいというふうになっておりまして、いつもそんなことで、私、定期監査も決算審査でも、何かとちょっと申し上げております。ずっと過年度から毎年そういったことを申し上げてきておるんですか、今町の財政に関しまして例えば、財政健全化住民会議とかいうのがあったりしました。また何か、行政改革推進委員会等がやられておるふうと思うんですが、これ私色んなことを申し上げておるんですが、読んでいただいているのかなと、それはそれで監査は監査、あれはあっち、これはうちやとなりますと、いろいろなそういった注意、助言があればというふうに監査規定で書いてありますので、私もあえてこういう風に申し上げてるんですが、お読みいただいておりますので、私もあえてこういう風に申し上げてるんですが、お読みいただいておりますので、それはそれだということになりますと、あまりこれ意味がないということになりやしないのかと。ちょっとその辺気になるのかなというような感じがいたします。ちょっと合わせて、付け加えさせていただいて、決算審査意見書の説明に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○小野委員長 どうもありがとうございました。辰巳代表監査委員さんにおかれましては、大変御苦労さまでした。

ただいま、報告を受けました、決算審査意見書について質疑があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これをもって終結いたします。

ただいま、最後に代表監査委員さんからいただきましたことは、私どもも一生懸命考えながら、行動共にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

辰巳代表監査委員さん、松田監査委員さんからあらかじめ、決算審査意見書の報告の後退席の申し出があります。これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 異議なしと認めます。退席の申し出を許可いたします。両監査委員さん

には一般会計及び特別会計決算審査に当たり、詳細な御報告をいただき、まことにありがとうございました。委員長として心からお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時00分 再開)

○小野委員長 再開いたします。続いて、一般会計及び5特別会計決算の概要について説明を求めます。

中野収入役。

○中野収入役 おはようございます。それでは、一般会計並びに各特別会計の決算の概要につきまして、御説明をいたします。

決算の状況ということで、資料をお渡しをさせていただいております。この資料に基づきまして、説明の方を進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

資料として、一般会計決算の状況を手元の方に配付させていただいております。若干の補足説明を加えながら、朗読をもって説明とさせていただきたいと思います。

平成17年度の予算編成に当たりまして、ともに生き心ふれあうまちづくり。2つには、すこやかにともに生きる福祉のまちづくり。3つには、文化の香り高く心豊かなまちづくり。4つには、潤いのある魅力的なまちづくり。5つには、安全で快適なまちづくり。6つには、にぎわいのあるまちづくり。7つには、新たな地方自治への対応。以上、7項目をまちづくりの基本施策として掲げ、前年度当初予算と比較して、6億1,000万円、6.6%減の86億3,000万円を予算を編成をいたしました。なお、これら各それぞれの施策における取り組みの状況につきましては、初日に町長からの提出議案説明の中で、御説明をさせていただいております。

また、主要な施策の成果、報告書の1ページから47ページにわたり、取りまとめをさせていただいております。

平成17年度予算補正の状況であります。予算執行の過程において、次のとおり補正予算を編成をいたしております。第1号補正予算につきましては、平成17年6月6日提出で、補正額546万1,000円でございます。これにつきましては、

財産の売り払いによる財政調整基金への積立と、消防団員の退職に伴う退職報償金の支払いを行うための補正等でございます。

第2号につきましては、平成17年6月22日提出で、補正額、款、項のみの補正でございます。大字龍田財産区にかかわる訴訟の和解に当たり、その支払いに充てるため、財産区所有地の一部を一般会計で買収するための補正でございます。

第3号につきましては、平成17年8月9日提出で、補正額1,334万3,000円でございます。平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙の執行にかかる所要額について専決処分を行ったものでございます。

第4号につきましては、平成17年9月2日提出で、補正額1億4,732万9,000円でございます。平成16年度決算の確定によります繰越金の受け入れと、普通地方交付税の確定に伴う補正。

歳出では、財政調整基金への積立、JR法隆寺駅周辺整備事業費で、通信ケーブルの移設に伴う補償金の計上が主なものでございました。第5号につきましては、平成17年9月26日専決で、補正額14万2,000円でございます。これにつきましては、公用車の事故による賠償金を支出するための専決処分でございます。

次に、第6号であります。平成17年12月5日提出で、補正額3,674万9,000円でございます。

歳入では主に、町税と町債の補正を、歳出では給与改定等に伴う人件費の補正のほか、老健及び介護保険事業特別会計の繰出金の補正と、藤ノ木古墳の墳丘修復のための設計委託料の計上が主なものでございます。

第7号につきましては、平成18年3月2日提出で、補正額790万6,000円、歳入では国・県支出金の確定による補正を。歳出では各事業費が確定したものについての補正と繰越明許費の計上が主なものでございました。

第8号につきましては、平成18年3月31日専決で、補正額1,599万3,000円、歳入では各交付金等の確定による補正を、主な内容とするものでございました。

以上、8回の補正予算を編成をいたしました。また平成16年度からの繰越事業は、JR法隆寺駅周辺整備事業のほか4事業で、その額は3億8,866万9,643円で、これらの繰越明許費等含めた最終現計予算額は9億2,559万3,000円



となっております。これを前年度最終予算額と比較しますと、3億3,069万2,000円、3.9%の減額となっております。

次に、2ページの方でございます、平成17年度の決算収支の状況でございます。まず、決算規模であります、平成17年度の一般会計決算額は、前年度と比較して、歳入が5億7,191万円、6.1%の減少、歳出が7億4,090万8,000円、8.3%の減少となりました。

次に、決算収支、まず歳入歳出差引でございます。いわゆる形式収支であります、歳入決算額87億5,533万3,000円から、歳出決算額81億4,680万1,000円を単純に差し引いた形式収支は6億853万2,000円の黒字であり、前年度と比較して1億6,899万7,000円、38.4%の増加となっております。

次に、実質収支であります。形式収支から翌年度への繰越事業、繰越明許として、合併処理浄化槽設置整備補助事業で266万4,000円、道路新設改良事業で4,015万円、法隆寺線整備事業で395万1,000円、JR法隆寺駅周辺整備事業で1億1,230万2,000円、校舎耐震補強事業で777万8,000円の繰越明許にとまいません、繰越財源を差し引いた実質収支額は4億4,168万7,000円の黒字であり、前年度の実質収支額3億1,510万5,000円と比較して、1億2,658万2,000円増加いたしております。

実質収支は地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであり、一般的に黒字、赤字とは実質収支上のことを言っております。

次に、単年度収支でございます。平成17年度の実質収支から、平成16年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1億2,658万2,000円の黒字であり、前年度の6,874万8,000円の赤字と比較して、1億9,533万円増加をいたしております。

次に、財源留保等でございます。将来の財政負担を軽減及び年度間の財源調整するために、当該年度の歳入の一部を後年度の支出に備えて、財政調整基金に積み立てた積立金、後年度における公債費の負担を軽減するために行った町債の繰上償還額等加えたものから、財政調整基金の積立金並びに取崩額を控除した財源留保等の額は5,291万9,000円で、前年度の財源留保等の額1億79万8,000円と比較して4,787万9,000円減少をしております。

次に、実質単年度収支でございます。単年度収支に財源留保等の額を加減した実質単年度収支は1億7,950万1,000円の黒字となり、前年度の3,205万円の黒字と比較して1億4,745万1,000円増加をいたしております。

次の3ページにつきましては、今、2ページでご説明をさせていただきました。この過去5年間の決算収支の推移を表にまとめたものでございます。内容につきましては、省略をさせていただきます。

次に歳入の状況でございます。まず概要です。平成17年度の歳入決算額は87億5,533万3,000円となり、前年度の93億2,724万3,000円と比較して5億7,191万円、6.1%の減少となりました。

平成17年度決算における歳入の特徴を見ると、自主財源の中心である町税は、前年度と比較して、固定資産税で1,586万5,000円、1.3%、都市計画税では449万8,000円、3.3%が減少いたしましたものの、町民税では8,865万8,000円、7.1%、軽自動車税では84万2,000円、2.8%、たばこ税では548万9,000円、3.1%が増加したことにより、町税全体で対前年度比7,462万6,000円、2.7%の増加となりました。

地方交付税では「三位一体の改革」に伴う地方交付税の改革により、国全体の地方交付税総額が0.1%増加の横ばいとなっているなか、本町においては対前年度比4,840万円、2.1%の減となりました。今年度については、全国的に災害が多く発生したため、特別交付税が対前年度比2,745万9,000円、9.1%減少と大きく影響を受けております。

この結果、一般財源総額は1億680万1,000円、1.6%の減少となり、歳入に占める割合は76.7%となりました。また、その他の歳入では、国庫支出金は地方道路交付金、交通安全施設等整備事業費補助金、文化財整備にかかる保存整備費等補助金などが増加したものの、三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の改革により、老人福祉施設措置費負担金、保険基盤安定負担金、準要保護児童生徒にかかる援助費補助金などが減額となり、また特定資金公共投資事業債の一括償還にかかる償還時補助金などが減少した等により6,784万5,000円、15.1%の減少となりました。

繰入金については、公共施設整備基金、これにつきましては、法隆寺駅周辺整備事

業費に充当をいたしました1億8,000万円、それから都市計画事業整備基金繰入金1億7,900万円ですが、公共下水道事業繰出金に充当いたしておりますが、増加したことにより、2,383万3,000円、7.0%の増加となりました。

財産収入は、財産売却収入が増加したことにより232万5,000円、123.4%の大幅な増加となりました。

また、町債では、JR法隆寺駅周辺整備事業債、中宮寺跡史跡用地購入事業債などが増額となったものの、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められている臨時財政対策債、平成7年度及び8年度に借り入れた、減税補てん債の借換えの実施分。ため池整備事業債、地方特定道路整備事業債などが減額となったことにより6億150万円、36.1%の大幅な減少となりました。この結果、平成17年度末における町債残高は前年度末より1億1,518万9,000円減の、86億8,163万2,000円となっております。

次の5ページにつきましては、4ページの説明を表にまとめたものでございます。内容につきましては、省略をさせていただきます。

次に7ページでございます。歳出の状況であります。まず概要でございますが、平成17年度の歳出決算額は81億4,680万1,000円で、前年度の88億8,770万9,000円と比較して、7億4,090万8,000円、8.3%の減少となりました。

歳出の内容を目的別に見ると、教育費が史跡中宮寺跡史跡用地購入事業費及び藤ノ木古墳整備事業費の増加により、1億2,669万円、12.7%、土木費がJR法隆寺駅周辺整備事業費の増加により、1億1,153万8,000円、8.0%増加したものの、公債費が平成7年度及び8年度に借り入れた減税補てん債の借換え分、特定資金公共投資事業債の一括償還の実施分の減少により、7億7,344万円、36.2%、災害復旧費が道路橋りょう災害復旧事業費の減少により104万1,000円、28.6%、商工費が緊急地域雇用創出特別対策事業費の減少により3,872万3,000円、28.5%、衛生費が、衛生処理場大規模修繕費の減少により1億4,587万円、14.5%減少したため、全体で7億4,090万8,000円、8.3%の減少となりました。

この結果、歳出の構成比の順は、1に民生費で、構成比で20.4%、2番目には土

木費で、構成比18.6%、3番目には公債費で、構成比16.7%、4番目には教育費で、構成比13.8%となっています。

また、歳出の内容を性質別に見ると、義務的経費は人件費で16億6,161万9,000円、構成比で20.4%、伸び率でマイナスの3.3%、扶助費で4億5,513万3,000円、構成比で5.6%、伸び率で2.5%、公債費では13億6,116万3,000円、構成比で16.7%、伸び率でマイナス36.3%となっております。義務的経費全体では34億7,791万5,000円、構成比で42.7%、伸び率マイナスの19.1%となっています。

投資的経費は、普通建設事業費が15億331万4,000円で、構成比18.4%、伸び率35.9%の増。

災害復旧事業費が259万3,000円となっており、投資的経費全体で15億590万7,000円、構成比で18.5%、伸び率35.7%の増となっています。

その他の経費では、物件費で14億6,946万7,000円、構成比18.0%、伸び率2.3%の減。

補助費等6億9,208万1,000円、構成比で8.5%、伸び率11.0%の減。

積立金が5,344万7,000円で、構成比で0.7%、伸び率でマイナス49.0%の減。

繰出金が8億2,345万4,000円で、構成比で10.1%、伸び率で3.5%の減等となっております。

次に、義務的経費でございますが、義務的経費とは、歳出のうちその支出が義務づけられ任意に削減できない経費のことで、極めて硬直性の強い経費であり、人件費・扶助費及び公債費からなっています。この義務的経費の比率が多くなるほど、経常的経費の増大傾向が強くなり、財政構造の悪化に伴い、地方公共団体が財政の健全化を図る場合大きな障害となる場合がございます。

義務的経費の全体の歳出総額に占める割合は、公債費で減税補てん債の借換え等による一括償還実施により、前年度の48.3%と比較して5.6ポイント減少し、42.7%となっています。

また、歳出に充当された経常一般財源総額に占める義務的経費充当計上一般財源の

割合は、前年度の53.1%と比較して、1.3ポイント減少し51.8%となっています。

次に、消費的経費及び投資的経費でございますが、消費的経費とは人件費や物件費のように、後年度に形を残さない性質の経費であり、一方投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設などがストックとして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費・災害復旧事業費などでございます。

消費的経費全体の歳出総額に占める割合は、前年度の52.7%と比較して1.3ポイント増加し、54.0%となっています。

また、投資的経費全体の歳出総額に占める割合は、前年度の12.5%と比較して、6.0ポイント増加し、18.5%となっております。

次の8ページにつきましては、7ページの説明を表にまとめたものでございます。内容につきましては、省略をさせていただきます。

次に、9ページの方、性質別一般会計決算性質別の内訳でございます。主に増減が大きかったものにつきまして、若干、ご説明をさせていただきます。まず人件費でございますが、5,589万5,000円の減となっております。これにつきましては、人件費は退職者の不補充、それから特別職の給料の減額、部課長級の管理職手当の減額、職員互助会補助金の廃止により、前年度比5,589万5,000円、3.3%の減となっております。

次に、公債費では、平成7年度及び8年度に借り入れた減税補てん債の借換え、特定資金公共投資事業債の一括償還の完了により、対前年度比7億7,400万1,000円、36.3%の大幅な減となっています。

次に、普通建設事業費でございますが、道路新設改良事業費、法隆寺線整備事業費、法隆寺藤ノ木線整備事業費などが減少いたしましたものの、法隆寺門前広場整備事業費、JR法隆寺駅周辺整備事業費、史跡中宮寺跡史跡用地公有化事業費、それから史跡藤ノ木古墳整備事業費などの増加により、対前年度3億9,730万4,000円、35.9%の増となっております。

次に、維持補修費でございますが、これにつきましては、衛生処理場並びに道路維持にかかる経費の減少により、対前年度比1億1,720万1,000円、48.9%の大幅な減となっております。

次に、補助費等につきましては、斑鳩町土地開発公社への損失補償などの減少によりまして8,596万5,000円、11.0%の減となっております。その下の積立金につきましては、財政調整基金への積立額の減少により、対前年度比5,130万4,000円、49.0%の減となっております。

次に、10ページであります。これにつきましては、7ページの説明を表にまとめたもので、内容につきましては、省略をさせていただきます。

次に、11ページでございます。財政構造等でございますが、まず経常収支比率であります。歳出のうち経常経費に充当された一般財源を歳入のうち、経常一般財源で除して得られる経常収支比率は財政の硬直性、弾力性等を判断する指標の一つとされています。平成17年度決算による経常収支比率は91.1%となり、前年度の93.6%と比較して、2.5ポイント改善をいたしております。経費別にみると補助費等が一部事務組合に対する負担金の増により、0.6ポイント、少子・高齢社会の進行により、扶助費、繰出金がそれぞれ0.3ポイント上昇しているものの、人件費が0.9ポイント、維持補修費が2.1ポイント、公債費が0.6ポイント下降いたしております。

表の説明につきましては、省略をさせていただきますが、欄外にございます、平成13年度より経常収支比率の算式において、臨時財政対策債及び減税補てん債は一般財源収入に加算することになっておりますが、従前のルールでいきますと、加算処置がなかった場合には、経常収支比率が98.0ということになってまいります。

次に、公債費比率でございます。標準財政規模に対する公債費の割合である、公債費比率は21.0%となり、前年度の21.4%と比較して、0.4ポイント下降いたしております。表の説明につきましては、省略をいたします。

次に、12ページの財政力指数でございます。財政力指数は地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられており、国の補助、負担金の額の算定に用いられたり、財政支援の対象団体を指定する場合に用いられております。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年間の平均値を用いて表し、平成17年度では0.554となっております。なお、この指数が1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があると言われております。表の説明につきましては、省略をさせていただきます。

次に、各特別会計の状況でございます。まず、国民健康保険事業特別会計決算の状況であります。平成17年度国民健康保険事業特別会計、当初予算は前年度当初予算と比較して3億8,120万円、17.5%増加の、25億6,300万円で予算を編成いたしました。その後、予算執行の過程におきまして、第1号補正予算につきましては、平成17年5月26日、専決で補正額2億5,500万円。

第2号につきましては、平成17年9月提出で、補正額1,520万2,000円の減額補正。

第3号につきましては、平成17年12月5日で、補正額が2万3,000円。

第4号につきましては、平成18年3月2日提出で、補正額576万6,000円の減額補正となっております。

以上、4回の補正予算を編成し、最終現計予算額は27億9,975万5,000円となっております。これを前年度、最終予算額と比較いたしますと、3億6,385万1,000円、14.9%の増加となっております。

平成17年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が22億7,651万円、歳出総額が26億1,860万7,000円で、収支差引3億4,209万7,000円の赤字となっております。実質収支につきましても同額であります。このため、平成18年度予算より、繰上充用の予算措置をし、決算を終えています。なお、翌年度に精算還付を行う、療養給付費等国庫負担金516万8,000円と、療養給付費交付金2,127万3,000円が含まれていることから、実質的な収支額は3億6,853万8,000円の赤字となっております。

以下の表につきましては、省略をさせていただきます。

14ページの方で、まず歳入決算額の推移の中で、国庫支出金でございます。前年度6億7,350万1,000円で、前年度比6,447万3,000円の減となっております。また、県支出金では、8,108万6,000円で、6,323万4,000円の前年度比増となっておりますが、これにつきましては、三位一体の改革によりまして、国庫負担金の一部が税源委譲に伴って、県支出金に変更されたことによるものでございます。

また歳出決算の推移の中で、保険給付費でございますが、前年度比1億2,859万2,000円の増の16億3,197万9,000円となっておりますが、このう

ち一般被保険者療養給付費で2,011万1,000円の増。退職被保険者療養給付費では、9,811万6,000円の増となっております。特に、退職被保険者への給付費の増が大きなものがございます。

また、その下、老人保健拠出金でございますが、前年度比1,436万円減の4億7,771万円、介護納付金では3,006万7,000円増の1億6,405万8,000円となっております。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、老人保健特別会計決算の状況でございます。平成17年度老人保健特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して6,068万円、3.2%増加の19億6,714万円で予算を編成をいたしました。その後、予算執行の過程において、第1号につきましては、平成17年5月26日専決で、補正額1,921万8,000円、第2号につきましては、平成17年12月5日提出で、補正額2億5,780万4,000円、以上、2回の補正予算を編成し、最終現計予算額は22億4,416万2,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較しますと4,414万6,000円、2.0%の増加となっております。

平成17年度老人保健特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が21億6,785万4,000円、歳出総額が21億4,174万6,000円、収支差引2,610万8,000円となっております。実質収支とも同額でございます。

本特別会計の制度上の仕組みにより、平成18年度会計において、超過分は支払基金に1,863万円、国庫に182万8,000円、県に565万円の、合計2,610万8,000円を返還して精算することとなっております。以下の表につきましては省略をさせていただきますが、16ページの歳出決算の推移でございますが、医療諸費で、前年度比2,058万8,000円減の21億1,310万5,000円となっております。これにつきましては、老人保健の受給者が平成16年度が3,144万、17年度が2,997万ということ、前年度比144人の受給者の減がございました。これらのことによって、医療諸費も支給額が減ったということではないかと考えています。

次に、大字龍田財産区特別会計決算の状況でございます。

平成17年度大字龍田財産区特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して、1



7万5,000円、3.9%減少の432万5,000円で編成をいたしました。その後、予算執行の過程におきまして、第1号補正予算につきましては、平成17年6月22日提出で、補正額2,161万5,000円で行いました。これにつきましては、大字龍田財産区にかかる訴訟の和解に当たり、その支払いに充てるため、所有地の一部を処分するための補正で行います。

以上1回の補正予算の編成をし、最終現計予算額は2,594万円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと、2,144万円の大幅な増となっています。

平成17年度大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が2,588万9,000円、歳出総額が2,040万3,000円で、収支差引548万6,000円で、実質収支額となっております。

以上につきまして、大字龍田財産区特別会計決算の概要です。

次に、公共下水道事業特別会計決算の状況で行います。

平成17年度公共下水道事業特別会計、当初予算は前年度当初予算と比較して、3億2,210万円、22.9%増加の17億2,800万円で予算を編成いたしました。その後、予算執行の過程において、第1号補正予算につきましては、平成17年9月2日提出で、補正額につきましては、継続費の補正、第2号につきましては、平成17年12月5日提出で、補正額2,772万円、第3号につきましては、平成18年3月2日提出で、繰越明許費の補正で行います。以上、3回の補正予算を編成をいたしました。また繰越明許費を含めた最終の現計予算額は19億6,572万円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと、5億4,293万9,000円、38.2%の増加となっています。

平成17年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が18億5,271万8,000円、歳出総額が18億4,771万7,000円で、収支差引500万1,000円で行いますが、翌年度へ繰り越すべき財源が500万円で実質収支は1,000円となっております。

なお、17年度末におきます整備済み面積で行いますが、17年度末には109ヘクタールとなっております。また17年度末の布設接続申請につきましては、652件で行いました。また、公共下水道事業特別会計の平成17年度末町債残高は、前年度末より5億6,801万9,000円増の58億7,973万6,000円で

ございます。

以上で、公共下水道事業特別会計決算の概要につきまして説明を終わらせていただきます。

次に、介護保険事業特別会計決算の状況でございます。

平成17年度介護保険事業特別会計、当初予算は、前年度当初予算と比較して7,460万円、6.5%増加の12億2,400万円で予算の編成をいたしております。その後予算執行の過程におきまして、第1号につきましては、平成17年9月2日提出、補正額が1,121万4,000円、第2号につきましては、平成17年12月5日提出で、補正額4,477万4,000円、第3号につきましては、平成18年3月2日提出で、補正額1,100万8,000円で、以上、3回の補正予算を編成し、最終現計予算額は12億9,099万6,000円となっています。これを前年度最終予算額と比較をいたしますと3,120万7,000円で2.5%の増加となっています。

平成17年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が12億8,980万1,000円、歳出総額は12億8,286万4,000円で、収支差引693万7,000円となっております。実質収支につきましては同額でございます。

なお、翌年度に精算交付を受ける国庫支出金34万6,000円と県支出金21万6,000円、返還すべき支払基金交付金25万8,000円が含まれていることから、実質的な収支額は724万円の黒字となっております。

以上で、介護保険事業特別会計決算の状況についての説明を終わります。

なお、財産に関する調書につきまして、若干前年度から移動があったものについてのみ、説明をさせていただきます。

財産に関する調書の3ページであります。まず、公有財産の土地及び建物で、3ページの上から7行目のところで、史跡中宮寺跡で土地につきまして9,762平方メートルの増となっています。決算年度末現在高2万5,558平方メートルとなっております。

6ページの方をお開きいただきたいと思います。歩道用地でございますが、土地開発公社から購入いたしまして89平方メートルの増で、決算年度末現在高89平方メートルとなっております。

次に、そのもう少し5行目下の東福寺ごみ集積所、これにつきましては、開発に伴って寄附を受けたものでございます。1平方メートル、決算年度末現在高1平方メートルでございます。

それから、一番下の下司田池堤防でございます。財産区から購入いたしました。985平方メートルの増、17年度末現在高948平方メートルとなっております。土地につきましては、増が1万800平方メートルで、決算年度末現在高33万7,023平方メートルとなっております。建物につきましては、異動はございませんでした。

次に、7ページでございます。物品の中で、一番下段でございます。バックホウ1台の増で、年度末現在高2となっております。最終処分場に常備することになっております。

次に、8ページでございます。上から8行目ですか、生ごみ再生処理装置で、現在、それぞれ各学校に配置をいたしておりますけれども、前年度記載漏れということで、今年度に上げさせていただくものです。

それから、その一番下、トラックスケールでございます。新たに1台の増ということで、これにつきましても最終処分場に配置をしております。

基金の状況でございます。まず、公共整備基金では、増が利子等の積立で6万76円の増、減が一般会計の繰り入れで1億8,000万円で、年度末現在高1億7,043万7,539円となっております。

次に、土地開発基金でございますが、貸付収入等利子の積立で40万1,782円と出ていますが、年度末が76万1,870円でございます。また、下段にあります土地を現物で保有をいたしております。

次に、財政調整基金でございます。積立それから不動産の売払い並びに利子分の受け入れで5,291万8,904円の増となっております。年度末現在高17億4,861万7,517円となっております。

次に、都市計画事業債の基金でございますが、利子分の受け入れで5万1,168円、減では一般会計の繰入金で1億7,900万円の減で、年度末現在高1億9,717万1,008円となっております。その下の減債基金でございます。利子分の積立で4万2,013円と県では起債の償還に充てるための取り崩し510万6,000円で、年度末現在高1億3,526万4,808円となっております。

福祉基金につきましては、寄付金で35万8,691円の増、年度末現在高3億2,406万125円。

藤ノ木古墳整備基金では、利子分の積立で1万5,608円の増で、年度末現在高5,289万4,595円となっています。

文化振興基金、スポーツ振興基金につきましては、前年度と変わっておりません。

次に、国民健康保険財政調整基金でございます。利子分の受入で7,206円の増、年度末現在高2,463万5,273円となっています。

介護保険給付費準備基金現在高は、積立分と利息分で1,505万436円の増、繰り入れが2,867万4,000円で、年度末現在高2,872万2,845円となっております。これら基金の増が6,890万5,884円、減が3億9,278万円で、基金全体の現在高27億8,970万1,347円となっております。

以上で、財産調書の説明を終わります。

以上で、一般会計並びに各特別会計の決算の概要につきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○小野委員長 御苦労さまでした。説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 ここで聞きしていいのかな、この財産に関する調書でね、8ページ目の文化振興センターの、コンサートグランドピアノ、チェンバロなど、この5つの施設なんですけど、これは指定管理者制度で、財団にこれを貸し付けておられるんですか、それとも管理をただ委託してはるだけなんですけど、それだけちょっとお聞きしたい。

○小野委員長 野口企画財政課参事。

○野口企画財政課参事 財産に関する調書に書かれております固定資産の管理等でありますか、管理につきましては、財団に委託し、財団が管理をさせていただいております。

○嶋田委員 管理してはるだけですね、貸し付けるとかそういうことはではないということですね、確認だけ。

○小野委員長 野口企画財政課参事。

○野口企画財政課参事 財産を管理する中で、貸与といたらあれですが、財産にかか

りますお客さまに利用されます使用料等につきましては、条例等に規定いたしております使用料を財団が徴収し、財団の使用料ということで、財団の収入に計上をさせていただきます。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 それはまた後の話なんで、財団としてはただ管理をされているということですね。はい、わかりました。

○小野委員長 ほかにございませんか。

木澤委員。

○木澤委員 すみません。中野収入役の方から説明もあったんですけども、ちょっと確認だけさせていただきたいんですけども、財産に関する調書13ページの、土地開発基金の興留9丁目地内と書いてあるのは、もともと骨粉工場のあったところの土地と記憶。

○小野委員長 中野収入役。

○中野収入役 これにつきましては、駐輪場応納用地とそれから駐在所用地が土地開発基金で使用料を出している土地でございます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。あとですね、監査委員さんの意見書にあった、その事務事業すべての評価分析をして、低評価事業の改廃が必要だという、そういう指摘をされていますけれども、町の方としても、そういう事業の評価をするということは、これまで研究もされてきて、こういったことにつきましての見解をどういうふうにお持ちなのか、お聞きをしたいというのと。

あと昨年の決算特別委員会の中で、資料の簡素化をするようにということで、指摘をされており、町の方としても研究しますというふうにお答えをいただいているんですけども、そういった点については、今回、どのように反映をされているのか。

そしてまた、以前に総務委員会の方が視察に行かれた、多治見市で学んできた、総合計画に基づいた評価というのは、今の段階で、どういった検討をされて、どういった反映もされているのかどうか、その3点について、お聞きしたいと思うんですけども。

○小野委員長 西本企画財政課長。

○西本企画財政課長 事務事業評価についてでございます。これにつきましては、質問者おっしゃいます3点目の総合計画にかかります事務事業評価とも合わせまして、一緒にお答えをさせていただきたいと思っております。

事務事業評価につきましては、今日まで執行をしてまいりましたけれども、事務量が增加しており、一つひとつを事務事業評価することが事務の煩雑化を招くというところもございまして、またその反面、効果も期待できないということを考えますと、先進地におきましては、このようなことから、最近では総合計画の進捗管理を行うことで、事務事業の評価としている市町村もできており、この総合計画の後期実施計画によりまして、事務事業の進捗管理を行政評価として事務事業評価として行っていきたいと考えているところでありまして、またこの総合計画における後期の実施計画を策定しまして、その中で、その評価等の項目を増やして、今、実施計画を計画致しているところでございます。

なお、この総合計画におけます、評価の実施計画の進捗管理行っておりますが、その中で、この行政評価等につきまして、評価をしていきたいと、そして種々選択等も考えていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○小野委員長 資料の簡素化について。西本企画財政課長。

○西本企画財政課長 資料の簡素化ということでございますけれども、今回も例年と同じような資料を出ささせていただいております。行政改革の趣旨から言いますと、資料の簡素化、こういったものを、また環境問題等も含めまして、今後、また資料の簡素化等に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 評価の方につきましては、評価項目を増やして、見る方がやはり、有効だったのかどうかという判断をする材料になると思っておりますので、今後、研究、さらに取り組んでいただきたいというふうに思います。あと今、後段の方でお答えいただいた分は、前回も、特別委員会の委員さんがおっしゃっていて、そのときにももう既に取り組んでいて当然じゃないかというようなことおっしゃっている中で、今、今回の課長のお答えというのは、少し残念だなというふうに思います。

それで、検討されてないとは思わないんですけれども、やはり早い段階でですね、

反映されるように、強くお願いをしておきたいと思います。

○小野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これをもって概要説明に対する質疑を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

続いて、認定第4号 平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、各款ごとの審査に入ります。

第1款 議会費についての説明を求めます。

浦口議会事務局長。

○浦口議会事務局長 第1款の議会費についての説明に入らせていただきます前に、一般会計の議案書につきまして朗読をさせていただきます。

認定第4号

平成17年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成18年9月4日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、第1款の平成17年度議会費の決算の状況につきまして、御説明をさせていただきます。座らせていただいて説明をさせていただきます。

それでは、議会費の決算状況についてでございますが、施策の成果報告書の58ページ、また施策体系につきましては、1ページでございます。決算書は72ページから77ページにかけてでございます。

平成17年度の議会費における決算額は1億908万8,002円、執行率96.0%でございます。前年度1億1,444万206円と比較して、535万2,204円の減となりました。前年度に比べ執行済額で減となりました主な理由としましては、人件費において、平成17年10月に執行されました、斑鳩町長選挙に議員1名

が出馬し、議員失職となったこと及び同年11月に議員1名の死亡があったこと等により、報酬等で395万3,316円の減となりました。こうしたことから、議会費における住民一人当たりにおける額は、前年度と比較し、180円減の3,798円となっています。

次に、住民意識の醸成と参加機会の充実についてであります。まず定例会、臨時会等議会活動の状況についてであります。定例会を4回、臨時会2回、及び各委員会が63回、開催がされました。定例会における会期日数は78日で、議案総数104件、うち町長提案100件、議員提案4件で、すべて原案可決となっています。

次に、臨時会では町長提案による議案10件で、同じくすべて原案可決となっています。また、閉会中の委員会活動として、各委員会において、先進地視察研修や現地視察等を実施されるなど、議会機能の強化や先進地事例を学びつつ、議会に与えられた地方自治体の意思決定機関として、具体的施策の決定と執行機関が行う行財政の運営や事務処理に事業の実施が適法、適正になされているか、その批判と監視に努められ、このことによって、行政への住民意思の反映と、行政水準の向上に成果を上げられました。

また県事業における道路、河川の改良、維持管理について、事業の早期実現及び環境整備等のため、県郡山土木事務所へ出向き要望書の提出がされています。

次に、地方分権が進められる中において、斑鳩町は広域7ヶ町との合併についての是非を問う住民投票の結果を受けて、単独町制を目指すこととし、財政健全化検討住民会議を立ち上げるなど、積極的な行財政改革を進めておられることから、町議会においても議会自らが、財政健全化を率先して行うこととし、議長諮問を受けた議会運営委員会において、会議開催14回と審議検討が重ねられ、現行3常任委員会において、専門性を発揮する必要性が重要であるとの認識に立ち、必要最低限度の委員数を確保することで、議員定数については、次回一般選挙から1名減の15名とし、さらに議員報酬について、当分の間、議員1名分の報酬年額に相当する、約7%の減額を、平成18年度から実施することとされ、平成18年3月議会において、提案可決されたところであり、地方自治法が改正された時点においては、さらに検討改善を進めることとしたほか、日額支給における附属機関への、議会からの委員選出については、法令で定めるものを除き、原則として行なわないこととされました。



現在、財政健全化や議会運営について、継続して審議がされています。また開かれた議会を目指し、定例会においては、延べ39人の議員から134項目に及ぶ一般質問がされ、各種法制度の整備にかかわる案件等について、議員提案され、意見書5件、要望書1件の6件が可決、各関係機関に送付されています。

また、県及び郡単位で実施される各種研修会等に積極的に参加され、議員資質の向上や自己研鑽に努められたところでもあります。さらに議会公開の推進のために、すべての会議において、公開を原則とし、住民参加機会の充実を図り、1人でも多くの住民の方に議会を傍聴していただくために、議会だより及び町の広報誌を活用して、議会開催日の日程について、周知を行ってまいりました。

本会議、一般質問、各委員会等の開催日においては、延べ151人の方が傍聴をされています。

次に、会議録の作成、閲覧については、本会議における速記者による会議記録作成を引き続き委託し、役場庁舎ロビー、図書館、公民館等に会議録を置いて、住民の方に自由に閲覧していただいています。

次に、広報活動の充実についてであります。議会活動の一環として、定例会ごとに議会だよりを年4回発行されています。平成17年度は新成人に対し、成人式会場外において、インタビュー形式にてアンケートを実施し、若者の議会に対する関心や、理解度の調査を実施されました。

「議会だより」は、住民の方には議会活動への理解と認識を深めてもらう情報手段として、町政の発展に寄与していただいているものと考えています。今後もより一層の経費の節減と削減等、紙面上の工夫を模索しながら、内容の充実と親しみやすい広報づくりに努めていきたいと考えています。

簡単ではございますが、議会費の決算状況についての概要説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○小野委員長 説明が終わりましたので、第1款 議会費について、成果報告書の58ページ59ページ、決算書の76ページ、77ページでありますので、これについての質疑をお受けいたします。ありませんか。なかなか言いにくいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これをもって第1款 議会費についての審査を終わります。

次に、第2款 総務費について、説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、第2款 総務費につきまして、私の方から御説明を申し上げます。座って説明させていただきます。

平成17年度主要な施策の成果報告書60ページから99ページまででございます。

はじめに、第2款 総務費全体では、予算現額9億7,735万4,000円に対しまして、決算額は9億5,711万5,828円で、総務費全体の執行率は97.9%となっております。第1項 総務管理費では、予算現額7億4,286万5,000円に対しまして、決算額は7億2,793万6,425円で執行率は98%となっております。

それでは、主要な施策の成果報告書の60ページをごらんいただきたいと思います。まず第1目の一般管理費についてでございます。予算現額4億232万円に対しまして、決算額は3億9,439万959円で、執行率は98%となっております。まず第1、まずコミュニティ推進組織の確立についてでございますが、自治会への助成として、地域での相互扶助や連帯感の喪失が叫ばれる中、文具料の助成を通して、地域コミュニティ活動の中心である自治会活動の財政的負担の軽減等を図るとともに、また自治会連合会活動の支援として、各自治会から構成される自治会連合会の活動を支援し、地域社会の連携強化に努めました。

また、地域単位の活動拠点の整備充実では、地域集会所整備の支援といたしまして、地域のコミュニティの育成を図るため、自治会等が行う地域集会所の整備に対しまして、地域集会所施設整備費補助金を交付し、より一層の地域社会の福祉増進に努めました。平成17年度では、9自治会に補助金の交付をいたしております。

次に、61ページ「コミュニティバスの運行」につきましては、ふれあい交流センターをはじめ、町内公共施設利用の際の利便性を高めるとともに、住民の皆様の日常生活上の交通機関として活用していただくことを目的に平成12年度より運行を始めました。この間、御利用される方も順調に増加し、平成12年度では延べ乗車人員が1万4,678人であったものが、平成17年度では2.7倍の3万9,178人までふえております。今後も引き続き、住民の皆さまの愛され、親しまれるコミュニティバスとして活用していただけるように、その運行に努めてまいりたいと考えております。

今後のコミュニティづくりの推進に当たりましては、少子高齢社会の進行や、女性の社会進出などがさらに進むことから、時代の変化に伴う多様な住民ニーズにこたえ、情報提供や人材の育成など、地域における自立した住民活動を支援することによって、温かな人のつながりがあるコミュニティの形成、地域社会の連携と強化を図っていく必要があると考えております。

また、住民の皆さまが、各種公共施設をより気軽に利用できるよう、窓口以外での受付を行うなど、利用手続の簡素化を進める必要があると考えております。

次に人権教育の推進であります。人権問題に対し町全体で取り組むために、町職員研修を実施し、職員の人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権擁護では人権尊重の啓発運動や、相談業務を実施している人権擁護委員会協議会に対しまして、運営経費の助成を行いその活動を支援いたしております。

次に、62ページでございます。

相談体制の強化でございます。人権相談や、無料法律相談を実施して、住民の方が抱えておられるさまざまな問題に対しまして、その解決に向けた助言支援に努めております。今後も児童虐待や、ドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメント、お年寄りやハンディキャップを持つ人に対し差別などの人権侵害等から保護や防止に向けた取り組みを進める必要があると考えております。

次に総合的な情報化の推進であります。例規執務サポートシステムの運用に要しました経費の支出となっております。例規執務サポートシステムの運用につきましては、平成13年度に町例規集をデータ化し、庁内LAN端末機で条例、規則等の迅速な検索や、大成時の新旧対照表作成を行うなど、例規執務の効率化を図るとともに、平成14年度からは町のホームページに掲載することにより、住民の皆さまにもインターネットを通じて例規集を閲覧していただけるようにするなど、情報提供の普及に努めてまいりました。

次に63ページに移ります。

パートナーシップの構築についてでございます。まず、行政出前講座の開催であります。この講座につきましては、住民と行政協働によるまちづくりを進めるとともに、住民の皆さまが関心ある行政課題等について自主的に学習活動を支援することを目的に開催いたしております。平成17年度の開催講座数につきましては33件であり、

その内容は健康づくりが20件、防災についてが8件、その他が5件となっております。講師として派遣する職員の資質の向上も図れることから、今後も引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成16年度の開催講座数に比べ23件の減となっておりますのは、町村合併にかかる講座がなくなったことによるものでございます。

また、表彰審査会の運営についてでございますが、表彰審査会において、平成17年度の被表彰者の審査を行い、その結果、行政功労表彰として8名、町民功労表彰として2名、計10名の方を表彰することに決定し、永くその榮譽をたたえることといたしました。

次に、64ページに移らせていただきます。

情報公開制度の充実につきましては、公文書開示請求による平成17年度中の1年間における義務開示請求及び任意開示の申し出につきましては、合わせて23件ございました。また、斑鳩町個人情報保護条例に基づきます平成17年度中の個人情報の開示請求につきましては4件ございました。今後も引き続き住民への啓発に努め、開示請求がしやすい情報公開制度の推進を図り、町政に対する町民の理解と信頼を深めるとともに、公正で開かれた町民本位の町政の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、広域行政の推進では、郡内の広域的な対応を必要とします行政課題について、協働に合わせて取り組むのと、引き続き、郡内各町との連携を蜜にするなど強化に努めているところでございます。

次に、65ページに移らせていただきます。

個性豊かなまちづくりの推進であります。条例・規則等の制定、廃止、改正の審査を行うとともに、制定等の手続を行った条例・規則等について町例規集の追加加除を実施いたしております。

次に、人材の育成についてでございます。平成17年度における職員研修につきましては、平成16年4月策定の斑鳩町職員人材育成基本方針の職員研修計画に基づき、多種多様化する行政実務や、住民の要望に的確にこたえられるよう、職員の資質の向上を目指し、研修体制のより一層の充実を図ってまいりました。町の重要施策をよりよく理解するため、より深い知識を取得することができる市町村職員中央研修所への

派遣、一般的、専門的知識の取得のための研修といたしましては、奈良県市町村会館管理組合及び生駒郡町村会主催の各種研修への参加、また平成17年度におきましては、海外先進都市への行政実情、文化、歴史、自然、市民感覚を調査研究し、職員の国際感覚の醸成と視野の拡大を図り、本町行政運営に役立てることを目的に職員海外派遣研修を実施いたしました。今後の実務の中で研修成果を生かしてくれることを大いに期待するものでございます。

また、自主研修といたしましては、先進地視察研修の実施、さらには職場研修といたしまして、メンタルヘルス研修、上級救急救命研修を町独自で行うなど、これらの研修を通じて、住民全体の奉仕者としての意識を高め、住民へのより一層のサービス向上に努めました。

66ページに移らせていただきます。

行政サービスの充実であります。行政の仕組みや手続等に関する行政相談を実施し、行政サービスの質の向上に努めております。なお、本年度の相談件数については4件となっており、相談内容といたしましては、国民健康保険の手続や、道路整備にかかる疑問点などとなっております。

次に、職員福利厚生 of 充実であります。労働安全衛生法に基づく職員健康対策といたしまして、全職員が受診できるよう配慮しながら、定期健康診断及び成人病検診を実施し、職員の健康管理に努めております。

また、職場内の安全や、衛生の確保等を図るため、産業医や衛生管理者等で構成いたします衛生委員会を開催し、働きやすい職場づくりの保持に努めてまいりました。

次に、政治倫理審査会の運営であります。平成17年度は調査請求はなく、委員長選任と過去の調査請求事案についての研修のため審査会を1回開催いたしております。

次に、67ページに移ります。

第2目の文書広報費でございます。予算現額469万8,000円に対しまして、決算額は456万1,095円、執行率は97%となっております。

まず初めに、広報活動の充実についてであります。広報の充実につきましては、広報「いかるが」を毎月1日に発行し、行政運営の計画や方針、各種行政サービスなどの行政情報を積極的に発信するとともに、また、毎月第2木曜にはより多くの情報をタイムリーに提供する「お知らせ版」を発行し、住民の皆さんの行政への関心や理解

が得られるよう努めております。

また、これらの広報では、「いかるが草笛」の御協力を得ながら、視覚障害者等の方を対象とした広報記事の録音テープを製作し配布させていただくとともに、また平成17年度からは新たに「いかるがホールイベント案内」につきましても、声の広報の内容に追加しサービスの充実を図っております。

ホームページの充実につきましては、町ホームページを随時適切に更新するとともに、インターネットを活用した行政情報、観光情報等を広く発信いたしております。

また、町政モニターアンケートでの御意見等にお答えし、町ホームページ内の各種申請書の記入例をさらに追加して、よりわかりやすく御利用していただきやすいように、その内容の充実に努めております。その結果、町ホームページのアクセス数につきましては、本年度は6万9,206件となり、昨年度に比べまして7,500件ほどふえております。

次に、68ページでございます。

広報活動の充実につきましては、町政モニター63名の方を対象にアンケート方式により調査を実施いたしました。平成17年度におきましては、特に窓口サービスについての変化を見るために、平成16年度と同様の調査内容、「窓口サービスについて」「インターネットの利用について」「ごみの分け方・出し方の冊子について」の3項目、12質問について調査し、87%のモニターの方からご回答をいただいたところでございます。アンケート調査で寄せられました御意見や御質問につきましては、関係各課より回答をさせていただくとともに、調査結果については、今後の行政活動の貴重な意見として活用させていただくために、職員に対して周知も図っております。

なお、「窓口サービスについて」のアンケートにつきましては、現在、集計、分析作業を行っているところでございまして、この作業が終わりましたならば、その内容を職員に周知するとともに、今後の「窓口サービス」の充実に生かしてまいりたいと考えております。

次に、69ページでございます。

第3目の財政管理費でございます。予算現額295万9,000円に対しまして決算額は268万885円で執行率は90.6%となっております。

財政運営の健全化でございますが、町広報紙、町ホームページを通しまして住民の

皆さまに、予算、決算の概要をお知らせするとともに、財政状況の公表や、貸借対照表などの作成により、町財政の状況についても積極的に知らせているところでございます。

また、本町の財政の健全化におきましては、今後の財政運営の方向性と個別事業のあり方や、改善方策、行政と住民の果たすべき役割のあり方など、さまざまな立場での御意見をいただくために、昨年7月に設置いたしました斑鳩町財政健全化検討住民会議から、本年3月31日、平成27年度の経常収支比率を90%までに抑制するとした内容の最終報告書の提出をいただきました。現在、住民会議の意見を踏まえまして、本年度中に財政健全化計画を策定することができるよう作業を進めており、基金の取崩しをすることなく、年度予算が編成できる持続可能な財政体質の確立を基本目標に取り組んでまいります。

この取り組みに当たりましては、職員一人一人が本町財政の状況をしっかりと認識し、日々その改善に向けた努力を行うとともに、改革にあたっては、住民の皆さまの御協力が欠かせないことから、住民の皆さまに訴えながら、あるいは御承知をいただきながら御理解を賜り、ともに財政健全化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、70ページでございます。

第4目の会計管理費でございます。予算現額104万1,000円に対しまして決算額は89万6,098円で執行率は86%となっております。

主な執行内容といたしましては、庁内において共用で使用する事務用品の購入費と決算書等の印刷費となっております。これら調達に当たりましては、斑鳩町グリーン調達手順書に基づき環境に配慮した物品の調達を行っております。また、公金の適正な管理では、斑鳩町資金管理及び運用基準に従い、適正な資金管理を行うとともに、公金管理検討会議を開催し、安全で確実かつ効率的な運用に努めております。

なお、平成17年度におきましては、電算システムの移行に伴い、源泉徴収システムの変更を行って、事務の迅速化を図っております。

次に、71ページでございます。

第5目 財産管理費であります。予算現額1億4,104万6,000円に対しまして、決算額は1億3,798万5,324円で執行率は97.8%となっております。

初めに、役場庁舎の整備充実であります。安全で快適な施設管理を保つために庁舎及び設備の適正な維持管理に努めております。

次に、総合的、計画的な行政運営についてでございますが、基金の積み立てでは後年度の財政負担の軽減等を図るために財政調整基金と、各基金に基金利子及び指定寄附金等を原資として基金積立を行うとともに、平成17年度では、繰越金等を原資に5,291万9,000円を財政調整基金に積み立てを行っております。

また、都市基盤整備の推進を図るため、都市計画事業整備基金1億7,900万円を公共下水道事業繰出金に、公共施設整備基金1億8,000万円をJR法隆寺駅周辺整備事業に活用し積極的な事業の推進に努めております。

次に、72ページでございます。

入札及び契約の適正化の促進であります。設計金額が3,000万円を超える建設工事を対象として、郵便による入札を行い、入札契約手続の一層の透明性と競争性の向上に努めております。平成17年度では郵便による入札件数は14件で、その平均競争率は97.02%となっております。

また、普通財産の管理では、大字龍田財産区に係ります建物収去土地明渡請求事件についての和解に当たり、当該財産区が相手方に支払う解決金、弁護士への報酬の支払い等の費用に充てるため、当該財産区所有の池の堤塘部分948平方メートルを町が買収いたしております。土地開発公社の経営の健全化では、土地開発公社の経営の健全化を促進するため、平成17年4月に策定いたしております斑鳩町土地開発公社経営健全化計画に基づき公社保有地の処分を進めているところであります。

平成17年度では、法隆寺南2丁目地内の歩道用地を町が買収するとともに、斑鳩町土地開発公社におきましても、代替地として取得している保有地のうち当分処分見込みのない土地につきまして一般競争入札により処分を進めました。平成17年度では法隆寺北2丁目地内で2箇所、法隆寺南2丁目地内で1箇所、合計3箇所を入札に付した結果、法隆寺北2丁目地内で1箇所と、法隆寺南2丁目地内で1箇所の合計2箇所で落札を得ることができ、処分したところでございます。今後とも斑鳩町土地開発公社経営健全化計画に基づき、公社保有地の処分を進めて土地開発公社の経営の健全化をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、73ページでございます。



第6目 企画費でございます。予算現額1億5,213万3,000円に対しまして決算額は1億4,953万8,575円で、執行率は98.3%となっております。

初めに、多様な交流活動の促進では、友好都市提携各町が主催をいたしますイベント等への住民参加や、物産展の出展をはじめとした交流活動を促進し、住民が郷土愛と誇りを持ち、斑鳩の良さを再認識する機会づくりに努めました。

次に、男女共同参画社会の推進であります。男女共同参画社会推進体制の充実及び男女平等教育啓発活動の推進では、「わたしが私らしくあるために」をテーマに、引き続き町広報紙を通して、男女共同参画の啓発に努めるとともに、平成8年に策定いたしました男女共同参画構造計画「女と男が輝く未来計画」の目標年次が平成11年度までであることから、第2次斑鳩町男女共同参画推進計画「女と男が輝く未来計画」を策定いたしました。その策定に当たりましては、男女共同参画推進委員会を6回開催し、御提言をいただくとともに、ホームページや町広報紙等を通しまして住民意見募集を行うなど、さまざまな方面からの御意見をいただき、計画の策定を行ったところでございます。

また、平成17年度では、企業において具体的にどのような男女共同参画推進の取り組みが行われているかを調査をするるとともに、事業主みずからが自己再点検をしていただくことを目的としたアンケート調査を実施いたしました。その結果、764社から御回答をいただき、現在、その集計、分析作業を行っているところでございます。

次に、74ページをお開きいただきたいと思います。

ジェンダーにとらわれることなく女性がさまざまな活動に参加できるよう、女性のエンパワーメントを図り、地域の中でのリーダーとして活躍できる人材を育成するため、男女共同参画社会づくりセミナーを開催いたしました。

また、男女共同参画の啓発、実践を行うグループ、「いかるがK A I G I」が企画運営を行う「講演会～私の輝きはあなたへ、そして世界へ～」 「児童と留学生との交流」の2事業を支援するとともに、女性のエンパワーメント活動の支援に努めました。

次に、75ページでございます。

相談・救援体制の整備では、毎月第2、第4金曜日に女性総合相談を実施し、女性の人権を侵害する深刻な問題や、女性が抱えるさまざまな問題に対する適切な相談、助言に努めました。平成17年度においては、相談者数8名、延べ37回、それは平

成16年度では10名の延べ36回でありましたが、それらの相談がございました。男女共同参画社会の推進につきましては、個別による役割分担意識が根強く、それに基づく男女平等は未だ解消されているとは言えません。政治や経済の場における女性の活躍は低調である一方で、子育てや介護、地域の方への男性の参画は進んでいないなど、多くの課題が残されていることから地道な努力を行っていく必要があると考えております。

次に、総合的な情報化の推進であります。

国において推進されております電子政府、電子自治体の構築を推進するため、奈良県内の公共機関を高速大容量の情報通信網で結ぶ「大和路情報ハイウェイ」への接続を行いました。また、インターネットを利用して、申請届け出系統や、公共施設の予約をすることができる汎用受けシステムを、県及び県内町村で組織する奈良県電子自治体推進協議会において共同開発を行い、平成18年2月から第1次運用を開始し、住民サービスの向上と事務の効率化に努めております。今後は総合的な情報化を推進するため、地域情報化計画の策定を行い、幅広い分野での情報の活用を検討し、暮らしと行政を身近にする電子自治体づくりに取り組むとともに、プライバシーの侵害や、お年寄りやハンディキャップを持つ人などに情報化による格差が生じないよう情報提供、情報環境の整備を進める必要があると考えております。

次に、歴史的・文化的資源の保全・活用では太子の和の精神を未来に引き継いでいくため、太子の日フォーラムを引き続き開催いたしております。

次に、76ページでございます。

伝統文化の継承についてであります。昨年度に引き続き、関係町とともに大和猿楽サミットを開催し、能楽シテ方の流派の一つであります金剛流の発祥の地である本町を全国に向けてPRしたところでございます。特に平成17年度は斑鳩小学校の能楽金剛クラブの出演回数もふえ、新聞等マスコミに取り上げられる機会も多くなってきており、5年間のうちに少しずつではありますが、着実に能楽は根付いてきていることを実感しております。

次に、76ページから77ページにかけてでございます。

文化・芸術にふれる機会充実では、小学校5、6年生の児童が子どもたちに身近な地域的话题を子どもたちが取材し、子どもたちが収録するニュース番組の収録体験を

行うとともに、放送局の仕事と役割について楽しみながら学ぶ「キミが主役だ！NHK放送体験クラブ」をNHKとともに開催いたしております。

また、時代の世相や風俗を巧みに折り込みながら、社会醸成の変化とともに変遷してきた関西特有の「笑いの文化」である上方演芸に身近にふれる機会づくりとして、「宝くじ文化公演～上方演芸てんこもり～」を奈良県、（財）自治総合センターとの共催で開催いたしております。

次に、77から78ページでございます。

文化芸術振興の推進体制の充実であります。引き続き、（財）斑鳩町文化振興財団への財政的支援を行うとともに、いかるがホールにつきましては、地域文化創造の拠点施設として、その機能を最大限発揮できるよう、管理運営業務を文化振興財団に委託し、個性と魅力ある地域文化活動の推進に努めました。

地域文化の保存と創造につきましては、今後も住民の皆さんが自主的、自発的に進めている文化活動を通して、伝統文化に親しみ、地域愛と郷土意識を育て、新たな斑鳩独自の文化を創造していく環境づくりが必要であると考えております。

次に、79ページでございます。

自主的なまちづくり活動支援であります。昨年に引き続き、住民の視点での新たな活力あるまちづくりを推進するため、住民グループである「まちづくり太子塾」のウォークイベントを支援いたしました。平成17年度は斑鳩再発見をテーマに、JR法隆寺駅周辺から上宮遺跡公園、衛生処理場等のウォーキング、地域の小中学生の発表会、地元農作物の試食及び販売などを実施され、約100名の参加者がありました。

次に、広域行政の推進であります。広域7町連携を深め、広域行政機構の強化、充実を図っております。なお、協議会については2回開催されております。

次に、行政改革の推進であります。平成15年度から平成18年度までの前期4年間の第3次行政改革実施計画を策定し、その目標に向け取り組んでいるところでございます。平成17年度におきましては、全取り組み項目の平成15、16年度進捗状況を取りまとめをいたしております。これらの行政改革の進捗状況の結果は、開かれた町政を推進し、住民活動と行政の協働を実現するため、全文をホームページに掲載し、また役場企画財政課窓口でも閲覧文書として備えつけるという積極的な情報の提供に努めております。さらに、町広報紙に掲載した記事につきましては、イラストを

交えた会話形式のわかりやすい表現で構成し、住民の皆さんに少しでも興味を持って読んでいただくように努めております。

また、総務省において、昨年3月に地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が策定されました。その指針の内容といたしましては、全国自治体に新たな行政改革大綱実施計画等の策定、または従来の方の見直しを行い、平成17年度を起点とした、おおむね平成21年度までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画（「集中改革プラン」）を平成17年度中に策定、見直し及び公表することを要請しております。

その取り組み内容といたしましては、1つ目には事務事業の再編、整理、廃止、統合、2つ目には民間委託の推進、指定管理者制度の活用によるものでございますが、3点目に定員管理の適正化、4点目には手当の総点検をはじめとする給与の適正化、これにつきましては、給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直し等でございます。5つ目には第三セクターの見直し、6つ目には経費節減等の財政効果等となっております。当町におきましては、既に平成15年から平成22年を計画期間とする第3次斑鳩町行政改革大綱、平成15年から平成18年を計画期間とする第3次斑鳩町行政改革実施計画の前期計画を策定済でございます。また、取り組み期間中であることから、国の集中改革プランに対応するため、既存の実施計画の一部見直しを行うことといたしております。

今後の行政運営はみずからの行財政改革を一層推し進めながら、自己決定、自己責任による運営を行うことが一層求められています。そうしたことから、社会と時代の転換を見きわめ、みずから変えていこうとする意志を持ち、それを果敢に実行していく全町的な取り組みを行うことが必要であると考えております。

次に、80ページをお開きいただきたいと思います。

第7目 公平委員会費でございます。予算現額6万7,000円に対しまして、決算額は3万6,500円で、執行率は54.5%になっております。公平委員会の運営では、公平委員会規則の制定及び一部改正並びに登録職員団体の記載事項変更の審議、登録のため委員会を1回開催いたしました。また、奈良県公平委員会連合会の研修への参加など、委員の資質向上にも努めております。

次に、81ページでございます。

第8目 交通安全対策費であります。予算現額615万5,000円に対しまして、決算額は614万3,053円で、執行率は99.8%となっております。

初めに、交通安全意識の向上では、交通安全対策の推進として、交通安全に対する意識の高揚を図るため、交通安全活動団体の協力を得て広報活動、迷惑駐車自粛の啓発や、交通安全教室を開催いたしました。また、交通安全活動団体の活動を支援し、交通安全の啓発・普及等の推進に努めております。

次に、交通安全対策の充実であります。平成9年度の自転車等の放置防止に関する条例施行以後、放置禁止区域を中心に放置防止指導員を配置し、放置自転車等の防止に努めているところでございます。これまで順調に減ってまいりました放置自転車等が、平成16年度では大幅な増加となりましたことから、平成17年度において、放置防止指導員の指導時間帯の見直しや、町広報紙による制度周知、また町立中学校3年生及びその保護者に対しまして、制度の周知を行いました結果、放置禁止区域内の放置件数が52台、平成16年度は104台でありましたが減少し、その増加を食い止めることができました。放置禁止区域外に盗難による乗り捨てや、投棄と思われる放置自転車等が24台、平成16年度30台があり、今後は所有者に対し、保管の徹底あるいは廃棄物の適正な処理といった観点からの啓発が必要ではないかと考えているところでございます。

次に、82ページをお願いします。

交通安全施設の整備では、交通事故の未然防止の対策といたしまして、見通しの悪い箇所では、道路反射鏡の整備や車両等を安全に誘導するための白線の整備や、転落防止を図るための防護柵の整備、利用者に諸注意などを促すための各種標識の整備などを行ったところであります。今後とも各交通安全活動団体の御協力を得ながら、だれもが安全に道路を利用できるように交通安全の啓発や施設整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、第9目の自転車等駐車場運営費でございます。予算現額2,167万1,000円に対しまして、決算額は2,160万2,106円で、執行率は99.6%となっております。自転車等駐車場の利用状況についてでございますが、両施設の利用総台数は6万5,194台で、前年と比較しまして2,531台の減となっております。これは北口の自転車等駐車場の上部を通る県道大和高田斑鳩線の橋脚の耐震補強工事が平成

17年11月から翌年3月末までに実施されたことに伴って、駐車スペースを縮小しなければならなくなりましたことから、北口における利用台数が前年と比較して3,136台の減となったことによるものでございます。利用者数の回復を目指し、サービスの一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、83ページでございます。

第10目 防犯対策費でございます。予算現額825万7,000円に対しまして、決算額は819万2,117円で執行率は99.2%となっております。

初めに、防犯意識の高揚では、平成9年12月に制定いたしました斑鳩町安全で住みよいまちづくりに関する条例の趣旨に基づき、斑鳩町生活安全推進協議会が中心となり、安全で安心してらせるまちづくりに努めてまいりました。平成17年度では、振り込め詐欺や、架空請求、悪質商法等の犯罪が発生していることから、このような軽犯罪から地域を守るために、12月に第4回身近な犯罪から家庭を守る講演会を開催し、住民の皆さまの自主防犯意識の高揚を図りましたほか、引き続き、春休み、夏休み、冬休みや年末における犯罪や事故等を未然に防止するための特別巡回を実施するとともに、平成18年3月には、第8回目の「安全と安心を守る町民の集い」を開催いたしました。

また、規制緩和により可能となりました青色回転灯装着車による防犯パトロール、いわゆる青色防犯パトロールについて、町広報車以外の認定登録を行い、小学校の下校時を中心にパトロール活動を行い、その活動の市民性を高めることにより、防犯活動の充実を図り、地域の安全確保についての啓蒙啓発や、生活の安全に関する町民の安全意識の高揚と、自主的安全活動の推進を図り、安全で住みよい地域社会の実現に努めました。

次に、防犯体制の充実では、犯罪等の防止を促すため、自治会で管理していただく防犯灯の設置工事及びそれら防犯灯の電気料金等の経費に対しまして、それぞれ補助金を交付するなど防犯対策の取り組みを行いました。

また、いずれの自治会の区域にも属さない箇所等においては、町が防犯灯の設置及び管理を行っており、平成17年度は4灯の新設を行っております。

次に、84ページでございます。

年末警戒活動として、12月28日から30日までの3日間、夜から翌日の朝にか

けまして、町消防団によります巡回を行っていただいております、また、地域防犯の推進では、こども110番の家、SOSネットワークなどの地域防犯のためのネットワークづくりを進め、地域における防犯体制の充実に努めております。

次に、85ページでございます。

第11目 青少年対策費であります。予算現額233万8,000円に対しまして、決算額は180万9,713円で、執行率は77.4%となっております。

初めに、地域ぐるみでの育成支援では、児童虐待事件や、少年による、あるいは少年が被害者となる社会を震撼させる事件が続発するなど、青少年を取り巻く環境は憂慮される状況にあります。そうした社会情勢の中、青少年問題協議会が中心となり啓発防犯委員等と連携をしながら、学校の休業期間中における青少年に対する声かけなどを行う巡回補導を延べ9回実施し、非行防止に努めてまいりました。

また、強調月間に合わせて、啓発用の横断幕の設置や、街灯啓発、広報車での広報活動などを3回実施し、青少年の健全育成について意識の高揚や、協議会組織に対する認識と理解をいただいたところでございます。

次に、相談活動の強化では、青少年や保護者からの悩みに対し、専門の指導員が相談を受ける悩み事相談事業を実施いたしました。平成17年度は36件の相談があり、昨年度より2件の増となりましたが、年間延べ137日間の中で、学校等と連携しアドバイスなどを行い、悩みの解消に努めております。

次に、86ページでございます。

第2款 総務費、第2項 徴税費であります。まず、町税の収納状況について御説明を申し上げます。お手数をおかけしますが、主要な施策の成果表の52ページを開きいただきたいと思っております。

第3表の平成17年度決算の状況でございます。平成17年度は徴税の収入額は総額では28億7,794万5,000円となり、予算額と比較いたしまして5,034万5,000円の増となり、収入税額の前年度の比較では7,462万6,000円の増となっております。これを税目的に見てみますと、上から2行目の個人住民税では、前年度と比較いたしまして9,114万9,000円の増となっております。この内訳といたしましては、現年度分が8,451万2,000円の増、滞納繰越分が663万7,000円の増となっております。その主な理由といたしましては、生計同一の妻に対

する課税や、配偶者特別控除の廃止などにより調定額が増加したこと。また、失業率が改善され、納税義務者が増加したことにより所得が増加したこと、長期譲渡所得では売買が増加したこと、また、株式の譲渡では、執行口の株取引等による税額が増加したことが主なものでございます。

その下の法人町民税でございますが、前年度と比較いたしまして249万1,000円の減となっております。その内訳といたしましては、現年度分が181万円の減、滞納繰越分が168万1,000円の減となっております。

その下の固定資産税では現年度分1,084万9,000円の増、滞納繰越分が2,664万1,000円の減、合わせまして1,579万2,000円の減となっております。現年度額では徴収率が前年度と比較いたしまして0.8ポイント向上したこと、滞納繰越分では平成16年度において、高額滞納者の納税があったことが主な増減の理由でございます。

また、軽自動車税では、登録台数の増加により、対前年度比84万2,000円の増となっております。

たばこ税では、平成16年度において大口の町内業者が一時仕入れ拠点を斑鳩町外に移されたことにより、収入額が減収したものの、仕入れ拠点を町内に戻されたことから前年度と比較しまして548万9,000円の増となっております。

都市計画税につきましては、対前年度比449万8,000円の減となっております。次に、歳出の実行状況について御説明を申し上げます。

86ページにお戻りいただきたいと思っております。

第2目 徴税费では、予算額1億2,994万8,000円に対しまして、決算額は1億2,664万5,501円で、執行率は97.4%となっております。

まず、第1目の税務総務費でございます。予算現額7,552万円に対しまして、決算額は7,461万6,483円で、執行率は98.8%となっております。職員の人件費が主なものでございます。また、固定資産評価審査委員会の開催につきましては、任期が1年となっております、委員長の選任及び委員の研修のため委員会を1回開催いたしております。なお、委員長の任期につきましては、現在、作業中の委員会等の見直しの中で、委員任期に合わせるように見直しをすることといたしております。

次に、87ページでございます。



第2目の賦課徴収費でございます。予算現額5,442万8,000円に対しまして、決算額は5,202万9,018円で、執行率は95.5%となっております。財政基盤の確立では、徴税の確保と収納率の向上を図るため滞納となったものには催告書の送付、滞納者の呼び出し、職員による訪問徴収、嘱託徴収員による定期的な訪問徴収を行うとともに、斑鳩町徴収対策本部会議を開催し、部課長を班長とする特別徴収班により徴収が困難なものについて納税指導にあたってまいりました。また、県税務職員の派遣を受け、滞納整理を行うための財産調査を行い、差し押さえ等の滞納処分を行ってまいりました。

その結果であります、86ページをお開きいただきたいと思っております。現年度課税分では、平成16年度の収納率97.5%になりまして、0.6ポイントの増の98.1%となり、滞納繰越分では平成16年度の収納率32.1%に対しまして、6.1ポイントの減の26.0%となっております。これにつきましては、平成16年度におきまして、高額滞納者の納付がありましたことから、対前年度比では減となっておりますが、平成15年度と比較いたしますと7.7ポイントの増となっております。今後、さらに納期内納付を啓発してまいりますとともに、財産調査を行い差し押さえ等の滞納整理をいずれもさらに積極的に努めてまいりたいと考えています。

次に、90ページをお願いいたします。

不納欠損処分の状況についてであります。地方税法の規定に基づきまして、町税全体で収納見込みのない85件、565万412円の不納欠損処分をさせていただいております。また、口座振替の状況につきましては、納税通知書発送時、口座振替の申込書を同封するとともに、町の窓口や、各金融機関にも申込書を備えつけ、その推進に努めておりますが、結果として口座振替率は平成16年度と同水準の38.4%となっております。今後もより一層適正な賦課と、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、91ページをお願いいたします。

第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費でございます。第1目の戸籍住民基本台帳費であります、予算現額6,238万円になりまして、決算額は6,136万8,649円で、執行率は98.3%となっております。

まず、初めに、行政サービスの充実であります、91ページから92ページにか

けてでございます。住民記録の電子システム化や、戸籍のコンピュータ化を図り、迅速かつ正確で丁寧、親切な窓口対応を図るとともに、引き続き戸籍の届け出や、住民異動及び住民票等の写しの交付に対しましては、本人確認を行うなど、虚偽申請の未然防止に努めてまいりました。また、平成15年8月から町内の3郵便局で実施しております住民票の写し及び印鑑登録証明書などの交付につきましても引き続き実施し、窓口サービスの向上に努めております。

次に、93ページでございます。

事務の効率化でございます。住基カード広域交付発行サービスを実施するとともに、戸籍総合システムの運用により、戸籍事務の迅速化、適正化を図っているところでございます。また、外国人登録では、外国人登録法に基づく外国人登録済証明書の発行など、それぞれの事務処理を行っております。これら登録及び交付に際しましては、個人情報の保護など、万全に期し、事務の執行に当たっているところでございます。

次に、94ページをお開きいただきたいと思います。

第2款 総務費、第4項 選挙費でございます。予算現額2,113万4,000円に対しまして、決算額は2,098万3,607円で、執行率は99.2%になっています。

まず初めに、第1目の選挙管理委員会費では、予算現額163万3,000円に対しまして、決算額は150万9,359円で、執行率は92.4%であります。選挙管理委員会の運営等に要した経費でございまして、選挙人名簿の定時登録など、定期的な委員会の開催、在外選挙人名簿の登録の委員会の開催をはじめ、斑鳩町長選挙、衆議院議員総選挙、斑鳩町農業委員会委員選挙の適正かつ円滑な執行を図るための委員会を開催いたしました。

次に、95ページをお願いいたします。

第2目の常時啓発費でございます。予算現額8万8,000円に対しまして、決算額は7万7,335円で、執行率は88.3%であります。明るい選挙啓発の推進といたしまして、新成人への選挙啓発のパンフレットや、選挙啓発物品の配布による選挙の仕組みや、選挙違反防止等の啓発のほか、明るい選挙推進協議会の委員研修を行うなど、委員の資質向上に努めました。また、小・中学校の児童生徒にも選挙の理解と関心を深めていただくため、明るい選挙を題材とした啓発ポスターの募集を行いました。

次に、96ページでございます。

第3目の町長選挙費でございます。予算現額659万9,000円に対しまして、決算額は659万3,133円で、執行率は99.9%であります。平成17年10月16日執行の斑鳩町長選挙の執行に要しました経費でございます。

次に、第4目 斑鳩町農業委員会選挙費であります。予算現額25万4,000円に対しまして、決算額が25万201円で、執行率は98.5%となっております。平成17年7月10日執行の斑鳩町農業委員会委員の選挙は無投票となりましたが、その準備及び選挙管理に要した経費でございます。

次に、97ページでございます。

第5目の衆議院議員選挙費であります。予算現額1,256万円に対しまして、決算額は1,255万3,169円で、執行率は99.9%となっております。平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要しました経費でございます。

次に、98ページをお願いいたします。

第2款 総務費、第5項 統計調査費であります。予算現額1,110万5,000円に対しまして、決算額は1,013万4,670円で、執行率は91.2%であります。

まず初めに、第1目の統計調査総務費でございます。予算現額6,000円に対しまして、決算額は6,000円、100%執行率となっております。全額県統計協会への負担金として支出しております。

次に、第2目の指定統計調査費であります。予算現額1,109万9,000円に対しまして、決算額は1,012万8,670円で、執行率は91.2%です。平成17年度は国勢調査と、工業統計調査の2調査を実施いたしました。特に国勢調査の実施に当たりましては、個人情報取り扱いには細心の注意を図り行ったところでございますが、次回以降の実施に当たりましても、関係機関とも十分協議する中で、住民の皆さまに信頼される調査が実施できるよう、その内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、99ページでございます。

第2款 総務費、第6項 監査委員費でございます。第1目 監査委員費であります。予算現額1,010万2,000円に対しまして、決算額は1,004万6,97

6円で、執行率は99.4%であります。監査委員報酬及び職員の人件費が主なものとなっております。例月出納検査、決算審査、定期監査及び財政援助団体等の監査について厳正に監査していただきました。

以上で総務費に係ります決算概要の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○小野委員長 ありがとうございます。

それでは、13時10分まで休憩いたします。

(午後 0時13分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

第2款 総務費についての質疑をお受けいたします。

浦野委員。

○浦野委員 成果報告書の65ページなんですけれども、人材の育成のところで、職員の研修の実施という項目で、先般、奈良市が行財政改革の一環として職員の能率、効率アップという意味合いで、年功序列型から能力主義へ人事の管理面を転換するというところで報道があったと思うんですけれども、当町斑鳩町におきましても、仕事の処理能力の向上というのが今後の行財政改革には必要な項目かと思われまます。今の職員の能力開発、いろいろ研修なさっているということで先ほど報告受けましたけれども、能力主義の管理体制への転換いいですか、職員の仕事の処理能力について、向上を図るべく今後の考え方についてちょっとお聞きしたいと思ひます。

○小野委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 先般の奈良市での発表を踏まえての御質問でございますけれども、当町におきましても、大分以前から年功序列型ということではなくて、能力主義型の人事の配置をしておるところでございます。具体的に申しますと、係長以上の昇任試験もそうでございますけれども、決して役場に先入ったからといって、先に例えば課長になるとか、部長になるとか、あるいはそういったことで年功序列に固執しているということはないということでございます。それが1点と。

あと、職員の能力アップのための研修についてでございますけれども、この施策の成果報告書の先ほどおっしゃいました65ページの実施状況の内訳の中に、職員海外

派遣研修、一部でございますけれども、そういったことも思い切って取り入れて、その職員が帰って来たら研修で得た知識、ノウハウ等々をほかの職員に講習会を開いて、そこで説明をするといったことも含めまして、すべての職員の能力が向上するような研修のあり方について、常々考えているところでございます、そうしたことで、こういったことにつきましても、これからもそういったことで能力アップについての研修について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小野委員長 浦野委員。

○浦野委員 職員一人一人の能力のアップは、非常に住民にとりましても、利益につながってまいります。また、職員の数を今後また削減していくとかいうときにも、一人一人の能力が問われると思いますので、その点十分よろしく願いしまして質問を終わります。

○小野委員長 ほかにございませんか。

三木委員。

○三木委員 施策の成果の報告書の60ページ、コミュニティバスの運行のところなんでもございますが、このバスの運転手さんの件につきましては、先日の厚生常任委員会でも同僚議員がですね、ちょっとお年寄りで乗るのに時間がかかって、もう結構です、ああ行ってくださいというようなことがあったというように聞いているんですけども、コミュニティバスの運転手さんのローテーション、そういうことは把握しておられますか。

○小野委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 一応、今、コミュニティバスの運転手のことでお尋ねでございますが、これにつきましては、町の委託している先ですので、そういう研修なりを実施しております、ローテーション3人で今のところ回っております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 実はちょっと私、今、たまたま下ですね、コミュニティバスの運転手さんとぱったりトイレの出口で会ったんです。ちょっとお話聞きました。そしたら、今4人で回っているそうです、ローテーション。やはり、なかなかできることならばかわらないでやっていただければなど、というのは、どこでおばあさんが乗って、どれぐらいのスピードで上がって、どこで降りると、ゆっくり降りるのかなという、そ

うということも皆さんわかっていただいて、今の運転手さんほとんどわかっていると言っていました。そういうようなことで、できるだけ長くやっていただければいいのかなというようなこちらの希望なんですけれども、聞いてみると、やはり会社の方針ございまして、難しいというふうなことをちょっと今、下でお話を聞きました。やっぱり、会社の意向なのでなかなかできないけど、町の方から要望をしていただければまた会社の方では考えるかもしれないのではないかなというようなことをちょっとおっしゃってましたので、もしできましたら、できるだけ長い期間やってもらえればということもありますので、もし要望できたら要望していただけたらと思います。

それと、81ページ、放置自転車の防止の件でございます。時々町の車で後ろに自転車乗せて見かけます。238回、平成16年度、17年度載せているわけですが、これちょっと確認でございます。移送台数が76、引取台数が7、処分件数76、保管台数32なんだけれども、これちょっと移送台数とか、引き取りというのは乗ってきたやつを引き取りに来られたのではないかなというふうに私これは解釈するんですけども、処分件数というのは、どこかへ持ってきたやつを処分場へ持って行っているのかなと、保管しているというんですけれども、保管場所がどこになっているのかなと、移送台数と処分件数が同じ数字になっております。ちょっとその辺のところを御説明いただけますか。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 放置自転車の移送の関係でございますが、この件につきましては、移送台数76台となっております。これは前年の39台、保管台数でございますが、これを足しますと、115台でございます。それが、それから引き取り台数7、処分件数76を引きますと、ことしの17年度の保管台数が32台というふうになっております。

それから、保管場所でございますが、役場の駐輪場ですね、環境対策課のありますその東側で保管をいたしているということでございます。

○小野委員長 浅井委員。

○浅井委員 ちょっと聞かせてほしいんですけれども、一般管理費の中で、地域集会所設備の支援というのが出てますよね、これについて、今もちょっと助役さんにも、教育長にも聞いておったんですけれども、うちの公民館が以前は町の補助もうて建てた

んやなしに、自分とこの自治会で建てたと、今回、瓦ぼうがはげてきて塗りたいというのに、かなり金がかさむので補助体制ないのかなとちょっと今、お聞きしたんですけども、この公民館利用しているのは、私の村は半分は安堵町で、半分が斑鳩ですねん、そういう人が使用するのに、町の協力金がもらえるかどうか、ちょっと聞かせていただきたいです。

○小野委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 今、集会所の形態ですね、どのように管理しておられるか、今、安堵町と斑鳩町で管理しておられるということで、以前に龍田ネオポリス御存じだと思いますけれども、あそこにつきましては、平群町と斑鳩町で共同で建てられたという実績がございます。それに対しても補助金は交付しておりますので、その形態を詳しくまた教えていただきたいと思います。

補助金につきましては、多分、出る場合は修繕ということで、実際に10万円以上かかれば補助の対象になりますので、その点だけ御理解していただきたいと思います。

○小野委員長 浅井委員。

○浅井委員 瓦ぼうであって、その上のペンキ塗りかえにやっぱり17~8万円かかりますので、これは町の方から半分もらって、安堵町から半分でももろて対象となるようならそないしたいなと思いますけれども。また、形態としては後からまたお聞きしますので、これで結構です。

○小野委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 補助金の対象ですので、今、浅井委員おっしゃっておられるように、斑鳩町で半分の補助金出るから2分の1もうて安堵町から、補助要綱はわかりませんが、2分の1出て、丸々出るということにはございませんので、その点だけ御理解していただきたいと思います。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 主要な施策の成果報告書の61ページの職員研修の人権教育セミナーの受講者数が去年の分と比べるとかなりふえているんですけども、この内容のことをちょっと御説明いただけますか。

○小野委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 お答えがおくれて申しわけございません。これ斑鳩町の人権教育セミ

ナー、年間教育委員会の方で6回開催しておるわけでございます、それに職員の研修ということで、職員については、その6回のうち2回参加しなさいという形で参加をしております。その延べ人数が679人ということで、前年よりふえているのは、その課の業務状況等々によりまして行けなかったり、行けた日とかございますので、その年によって若干ばらつきがあるということで御理解をいただきたいなと思います。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 課長、若干といわはったんですけど、去年220という数字が出ていて、ことし679ってかなりふえているんで、これはどういうことなんですか。

○小野委員長 休憩します。

(午後 1時24分 休憩)

(午後 1時27分 再開)

○小野委員長 再開します。

清水総務課長。

○清水総務課長 まことに申しわけございませんけれども、この数字の内訳につきまして再度調べさせていただきまして後ほど報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたらまた後ほどよろしくをお願いします。

次に、同じく成果報告書の64ページなんですけれども、情報公開の推進ということで、これにつきましては、以前から民生委員さんなんかからも、自分ところに住んではる人も、例えばひとり暮らしの人とか、自治会の方の子ども会からは、今度小学校に入学する子どもがどれぐらいいるのかという、そういった情報が欲しいというようなことは言っておられたと思うんですけれども、なかなか個人情報保護法との関係でお伝えできないということで困ってはる状況もあると思うんですけれども、先日、国の方で少し法改正があったかなと思うんですけれども、住民基本台帳の閲覧なんかでちょっと改正があって、どういう改正かちょっと中身、私よくわかってないんですけれども、そういった町民さんから要望されている情報開示に役立つような改正があったのかどうか。等があったら教えていただきたいなと思うんですけれども。

○小野委員長 清水総務課長。



○清水総務課長 個人情報制度についての法律関連法令の改正ということでございますけれども、先般、私どもにつきましてその情報については、法律の改正そのものについてはまだ来ておりませんが、そういった改正がされる予定であるみたいなことを聞いておまして、それによりますと、個人情報でございまして、本人の利益になるということならば、個人以外、その本人以外の者にその情報を提供することができるような旨の改正がなされる予定であるというふうには聞いておりますけれども、それ以後についてはまだ通知来てないという状況でございます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、その通達の確認をもって、是非そういう情報が開示できるようでしたら、本人さんの不利益にならないように、そして個人情報を漏らすことのないように、また、地域の方で御協力いただいている方たちに、ぜひとも役場の方として、支援いうんですかね、協力をしていただきたいというふうに思います。

次に、施策成果報告書の70ページなんですけれども、支出状況の委託料と使用料、賃貸料、これ金額がふえているんで、ちょっと内訳を教えてくださいなと思うんですけれども。

○小野委員長 清水会計室長。

○清水会計室長 この委託料の関係につきまして50万4,000円というふうにふえております。これにつきましては、新しいシステムで、源泉システムの入れ換えによるものでございます。これによりまして委託料がふえておまして、使用料等賃借料につきましては、新システムの使用料ということで、今まで買い取り、要はライフシステムから平成17年からはリースとなるということで、これだけ金額がふえたということでございます。

以上です。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 この下に書いているシステムのことやろなと思いますけれども、また中身については、ちょっと別個で聞かせていただきますということで。ちょっとすみません、今の質問につきましては、それで結構です。

すみません、そのまま71ページの方の基金なんですけれども、監査委員さんの方からも今後、基金の取崩し等についても心配されている御意見なんかもありましたけ

れども、今、町の方で財政健全化ということで、基金を取り崩さなくても予算が組めるようにとって改革を進めていただいていますけれども、今後の基金、今もここに残高示していただいていますけれども、これの使う状況ですね、長期の財政見通しも出していただいていますけれども、なかなかその中には盛りこんでなくて、今後この基金どうなっていくのかなというのはちょっと心配な面がありまして、今の段階で使い方等わかっているものがありましたら教えていただきたいなど。

○小野委員長 西本企画財政課長。

○西本企画財政課長 基金につきましては、ことしも幾分か取り崩すということにしてきております。確かに、この平成18年度におきましても、交付税は3億円も減があるというような状況であります。今後、歳入に見合う歳出、プライマリーバランスこういったものを考えていく中では、基金を取り崩していくこともやむを得ないのかなと思いますが、その前に、やはり健全な財政運営ということで、歳入に見合った歳出を基本に、念頭におきまして、今後、県との起債等の関係も取捨選択していく中で、また事業の取捨選択していく中で、できるだけ基金を使わないようなことを念頭におきまして、事務事業の執行、予算編成、今後5年、10年先の予算編成を見通す中で考えていきたいと思っております。取りわけ、当面の間の基金の取崩しにつきましては、今のところまだ未定でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、そうしましたら、また予算の状況なんかも見ながら検討していきたいと思っております。

すみません何回も、続きまして、72ページの入札に関係することなんですけれども、去年のこの決算特別委員会でもちょっとふれられていましたけれども、郵便入札を行うというのは、助役さんが言うてはったと思うんですけれども、だれがやっぱり、どこの業者が入札に参加するというのが、わかりづらいから談合もしにくいんやということでおっしゃっていたと思うんですけれども、先日、公共下水道の入札に関して、すごい低い金額で入札があったと。ここの数字見てますと、やっぱり落札率はこれまでどおり高い落札率になっているんですけれども、郵便入札の場合というのも、入札に参加する業者の公表をするというふうになっていると思うんですけれども、それは電話でもしなければわかりませんよというふうには、そのとき助役さん言うてはっ

たと思うんですけれども、そういうのを確認される状況というんですかね、業者の方から町に対して、そんな状況というのはあるんですか。

○小野委員長 西本企画財政課長。

○西本企画財政課長 この入札の公表につきましては、入札が終了後も公表結果を庁舎の1階のロビーにございます入札公表をする告示板がございます。そちらの方に掲示をいたしまして、業者の方に周知、また業者だけでなく住民の方にも周知をしているところでございます。そういった電話等の問い合わせにつきましても、掲示板の方を見ていただきたいということですが、問い合わせに応じている状況でございます。

以上でございます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、ちょっと私の言い方がわるかったかもしれませんが、入札を行う前に、どういう業者が参加するんですか、それは公表はしてない。

○小野委員長 西本企画財政課長。

○西本企画財政課長 入札を行う前の関係ですけれども、入札を行う前にも、入札の広告を行っております。そちらの方に業者の名前、それから、予定価格等を事前公表いたしております。

以上です。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、それも貼り出しているということ。わかりました。そして、入札前にどんな業者が参加するのがわかるということですね。そのように理解しておきます。

すみません、先ほど、委員さんからも放置自転車のごことでちょっとふれられておりましたけれども、去年も確認はされていて、防犯登録とか、諸団体に確認はされているという答弁されていたと思うんですけれども、改めてもう1回確認させていただくんですけれども、警察の方に盗難届けが出ているか出てないか、こうしたことについても確認はされているということによろしいですか。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 そのとおり確認させていただいております。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、結構です。

○小野委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 申しわけございません。先ほど、調査して報告させていただくという数字が固まりましたので報告をさせていただきます。先ほど61ページの方で木澤委員さんの方から御指摘を受けました斑鳩町人権教育セミナー679名でございますけれども、これにつきましては、当セミナーに参加された方全員の数字を誤って記入したものでございます。まことに申しわけございません。その内ですね、本来ここに挙げるべき町職員の参加人数は229名でございます、昨年より9名多いということでございますので、おわびを申し上げまして、訂正方よろしくお願いいたします。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。

そしたら続けて言わせていただきます。成果報告書の85ページの青少年悩み事相談の実施なんですけれども、これ単純にちょっと去年150日間行っていただいていたんですけれども、今回137日間、ちょっと減っていることにつきまして、この状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○小野委員長 山崎生涯学習課長。

○山崎生涯学習課長 平成17年度につきましては、相談日につきましては、毎週月火木金土、午前9時から午後4時、中央公民館で実施しております。相談件数等でございますが、相談件数につきましては36件、相談回数につきましては60回、その内訳でございますが、来館回数につきましては33回、

○小野委員長 休憩します。

(午後 1時39分 休憩)

(午後 1時41分 再開)

○小野委員長 再開します。

山崎生涯学習課長。

○山崎生涯学習課長 相談日数が減っておりますのは、先生が所用等によりまして休まれたので減ってきておるといふふうに考えております。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたらそのように理解させていただきます。

88ページの徴収体制の強化ということで、徴収嘱託員2名による訪問徴収ということでやっているといると思うんですけども、不用額調書の2ページの方に、徴収嘱託員が途中退職したことによって、予算が執行されずに残っているというふうになっているんですけども、これはこの徴収嘱託員さんが途中退職されて、その退職されてからの徴収体制というのはどういうふうになっていたんでしょうか。

○小野委員長 藤原税務課長。

○藤原税務課長 徴収嘱託員の件でございます。お一人の方につきましては、平成17年5月末をもっておやめになりまして、そのかわりの方といたしまして6月からは1名を採用している状況でございます。

また、もう1名の方につきましては、平成17年8月末をもっておやめになられましたので、この方につきまして募集をいたしますけれども、申込者がなかったということで、採用いたしましたのは平成18年1月に採用いたしております。ということで、その間、4カ月間のブランクがあったということでございます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 やめられてからそのままということではなしに、募集してその体制をとっていただいているということに理解をしたいと思います。

すみません、ずうっと続きまして、成果報告書93ページの住基ネットにつきまして、これまでも質問させていただいておりますけれども、今回、国から交付税算入がされているかなと思うんですけども、その金額について教えていただきたいと思っております。

○小野委員長 西本企画財政課長。

○西本企画財政課長 申しわけございません、調べまして後ほど御報告させていただきますのでよろしく願いいたします。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ去年も全く同じことを言うて、同じように意識を持っていただきたいということで言わせていただいております。やはり国の方から、やりなさいよということ言われてやっている事業ですけども、やはり費用はかかるけれども、なかなか発行件数もふえないですし、単に対費用効果としてはどうなのかなという思いがある中で、やはり国からの補助金については、十分に意識を持っていただいて取り組ん

でいただきたいというふうにこれまでも申し上げてきましたので、耳が痛い話だと思いますけれども、ちょっとお答えいただけなかったのは残念やなというふうに申し上げておきたいと思います。

そしたら、最後になりますけれども、成果報告書の98ページなんですけれども、ことしの1月国勢調査がありまして、ここに金額も示していただいていますけれども、これは当然、国からお金が出ているんですね。

○小野委員長 西本企画財政課長。

○西本企画財政課長 国勢調査につきましては、その金額で995万1,215円、県から補助金として出ております。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。ちょっといっぱい質問しましたけれども、以上です。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 92ページの住民窓口の充実ということで、郵便局3つに住民票やとかの機械を置いていただいて、住民の方17年度では約470名の方ですけれども利用されている、これ郵便局が民営化になった場合にこれがどうなっていくのかちょっと教えていただきたいと思います。

○小野委員長 阪野住民課長。

○阪野住民課長 現在、実施しております郵便局の窓口での住民票、それから戸籍、印鑑証明等の交付の事務でございますけれども、郵便局が民営化になっていくということの中で、やはりそういう状況がもし進んでまいりまして、郵便局とやはり委託契約を結ぶ中で、やっぱり住民サービスの向上ということには努めていかなければならないというふうに考えております。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 ただいまの答弁で、やる意志はあるということなんですけれども、もろもろの状況、そういうふうなものを把握しておられるのかどうかということなんですけれども、やっていただくのは結構だと思いますけれども、その内容をそうしたらどういうふうになるのかは把握しておられますか。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 恐らく、今おっしゃるように把握はできていると思います。ただ問題はや

っぱり郵政民営化になってきますと、今、竜田郵便局でも集配業務を来年の2月で廃止するというので議会にも出ていますように、廃止をせず存続をしてほしいという御要望等ございます。やっぱりこれから民営化になっていく中で、どう体制づくりをしていくのか、恐らく1局にしぼっていくのか、そういうことになってこようと思いますから、そういうことについての把握ができてないと思いますから、今後そういう点については、絶えず連絡をとりながら、そういうことの判断をしていきたいということでもあります。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 民間でできることは民間にというキャッチフレーズのもと、民営化に踏み切っていったわけなんですけれども、如実に住民サービスの低下が、集配業務廃止やとかいうふうになってきてますよね、それに負けずに、自動交付機に関してはやっていっていただきたいとこのように思いますので、以上そのことだけお願いしておきます。

以上です。

○小野委員長 ほかにございませんか。

私の方から1点だけ聞かせていただきたいなと思うんですが。先ほど浅井委員が少しふれられましたけれども、地域集会所の施設整備費補助金の交付要綱ということがありまして、それに基づいてのことで少し聞きたいことがあるんですが、これは地域住民の福祉の増進とふれあい、豊かな地域社会の育成を図ることを目的として要綱を決めておられるんですが、その中で、あくまでもこれは地域集会所ということで、その新築、改築、増築、修繕というように明記されておるんですが、この目的の最後の方に書かれている、地域住民の福祉増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図るということについては、地域によって、そのコミュニティを図るための集会所やなくて倉庫、それらの部材というんですか、それらのものを保管する場所、例えば、町民体育大会に参加するためにテントとか、それらを保管する場所、集会所がない地域で保管する場所として確保されているところがあると思うんですが、それらについての修繕、老朽化していることに対しての補修、またそれらについては、これはどのように考えていったらいいのか、ちょっとお聞きしておきたいなと思いますので、よろしく願いします。

吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 地域集会所の中で、今、委員長の方から目的についてはおっしゃっていただいたとおりでございます。それで定義の中で、地域集会所という用語がありまして、その定義が地域住民がコミュニティ活動を行うための集会所という定義がございまして、今おっしゃった倉庫については、補助金は交付できないであろうというふうに考えております。

○小野委員長 これをストレートに読めばまさしくそうなのかなと思っておるんですが、地域集会所という集会所の場所だ、その場所ということで、集会所については、コミュニティのためにはいろんな、例えば、神社でいろいろなことをするとか、お寺へどうのこうのということもありますし、そこらの広場を借りてやることもありますし、また、会議をする場所もなかったら、やはりそのものがコミュニティを図るための、まさしく町民体育大会に参加するために各地域ではテントとか、持っておられると思うんですね。私がいる第1地区なんかは、新たなテントをそうして購入しています。それは、野ざらしにするわけにはいきませんわね、大事なものですから。だからその自治会の中で、いろいろ以前でしたら、例えばお葬式の道具とか、いろんなものを持っておられる自治会がたくさんあると思うんです。それらは大事に保管されている場所もある。そして、どこかのそれはあくまでも倉庫なんですね。だから、それを集会所と見るわけにはいかんのは重々わかっておるんですがね、それもはっきりと言いまして、先ほど言っているように、地域住民のふれあい豊かな地域社会の育成を図ること、その対象物に私はなると思うんです。

今、瑤田参事から答弁いただきましたが、それは今の時点ではそうだと思いますが、これはやっぱり、町長がいつも優しい行政を目指しておられて、やっぱり地域の方々にふれあいを持ってもらいたいと、そのようにおっしゃっていることから言えば、やはり拡大していくべきだと思うんですが、その点について、どうのこうのすぐには返答はできないのかなと思いますが、考えていく余地はないのかどうかということでお聞きしたいなと思います。

小城町長。

○小城町長 今、委員長もおっしゃいましたように、今後の検討課題ということになってございます。それが来年即できるかということにはならないんですが、いずれにい



たしましても今後の検討課題でございますし、今、一番問題はやっぱり地震とかそういう問題等々を含めて、やっぱり地域のそういう集合場所とか、そんなことも申されますから、そういう備品等の保管等の関係もこれから出てまいると思いますから、十分検討させていただいて、来年になるか再来年になるかわかりませんが、そういう点で、まとめさせていただいてまた御報告したいと思います。

○小野委員長 ほかにございませんか。

西本企画財政課長。

○西本企画財政課長 先ほど、木澤委員からお問い合わせございました住基ネットの交付税算入はどのぐらいかということでございます。数字的に175万円が交付税算入をされているということでございます。

○小野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 これをもって第2款 総務費についての審査を終わります。

次に、第3款 民生費について説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、決算書では96ページから114ページ。主要な施策の成果報告書では、100ページから138ページにつきまして、第3款 民生費につきまして御説明を申し上げます。座らせていただいて御説明をさせていただきます。

まず、100ページから102ページにかかりまして、第1項 社会福祉費、第1目の社会福祉総務費でございます。予算現額2億1,553万2,000円に対しまして、決算額は2億792万6,480円で、96.4%の執行率でございます。職員の人件費、社会福祉協議会等への補助金及び国民健康保険事業特別会計への繰出金が主な支出となっております。

101ページの福祉のまちづくりの推進でございます。地域の福祉向上の推進役として活動しております社会福祉協議会と連携をし、小地域福祉会の活動支援など、地域ぐるみの福祉活動の推進に努めますとともに、他団体等にも福祉活動の助成を行ったところでございます。

また、施設入所者の慰問では、知的障害者(児)施設で12箇所、身体障害者福祉施設では7箇所、児童福祉施設では3箇所、老人福祉施設、救護施設、国立病院では

それぞれ2箇所合計28施設に入所をされておられます157人の方を慰問を行ったところでございます。

続きまして、102ページの国民健康保険の充実でございます。国民健康保険事業への支援としまして、一般会計から国民健康保険事業特別会計に職員給与費、出産一時金、財政支援安定化支援事業等に係ります所要額の繰り出しを行ったところでございます。

次に、103ページの第2目 国民年金事務取扱費でございます。予算現額1,034万9,000円に対しまして、決算額は1,032万7,953円で、99.7%の執行率でございます。国民年金の中で、第1号被保険者の資格関係届、一部の年金最低請求、保険料免除、学生納付特例などといいました事務につきましては、法定受託事務といたしまして、また、平成17年度から国民年金保険料の徴収対策強化の一環といたしまして、30歳未満の若年者納付猶予制度が創設をされ、この申請に係ります受付審査、所得確認等の事務を行っているところでございます。

また、従来の申請免除、学生納付特例につきましても、申請日の前月からであったものが年度当初から承認期間の遡及が行われ、こうした制度改正等に伴いまして、電算システムの変更も行ったところでございます。合わせまして、住民の方々から相談には親切、丁寧に対応をし、制度の正しい普及、啓発にも努めているところでございます。

次に、104ページからの第3目 老人福祉費でございます。予算現額2億6,737万2,000円に対しまして、決算額は2億5,266万1,696円で、94.4%の執行率でございます。高齢者福祉の推進を図るため、在宅でひとり暮らしの高齢者等に対しまして、要介護状態に陥らないための介護予防や、生活支援サービスなどを提供いたしますとともに、高齢者を介護している家族等に対しましても、支援を行うなど、要介護高齢者や、ひとり暮らしの高齢者等の福祉の向上を図るための各事業に取り組んだところでございます。

まず、地域ぐるみの福祉活動の推進でございます。緊急通報装置等の設置では、ひとり暮らしの高齢者等の方が自宅で急病などといった緊急事態が発生したときに、24時間体制で緊急通報が受信ができ、また、消防署や協力員の方とも連携しながら、安心して生活を送っていただける体制づくりに努めたところでございます。このサー

ビスには82人の方の御利用をいただいているところでございます。

続きまして、105ページの地域ケア体制づくりでございます。在宅介護支援センターの充実といたしまして、社会福祉協議会と第二慈母園に運営を委託し、高齢者やその家族からの介護、保健、福祉等の相談を24時間体制で受けますとともに、サービスにつきましても、関係機関と連絡調整ができるように努めたところでございます。

続きまして、生きがいつくりでございます。高齢者の社会参加を促進し、健康で生き生きとした生活を送ってもらえるように、各事業に取り組んだところでございます。

まず、高齢者を敬愛し、また長寿をお祝いします敬老式典を9月10日に、いかるがホールで開催をいたしました。559人の御参加をいただいたところでございます。また、老人クラブへの助成でございますが、人生経験豊かな高齢者の知識と、経験を生かし生きがいつくりと健康づくりのための多様な社会活動をされております老人クラブに対しまして助成を行ったところでございます。さらに、高齢者の社会参加を促進するため、106ページの70歳以上の方を対象に高齢者優待券の交付を行いました。平成16年度からは無料バスカードと、いきいきの里無料入浴券の2種類から利用者の方の希望によります選択制といたしております。このことから無料バスカードで1,728人の方、いきいきの里無料入浴券では137人の方に交付を行っております。

続きまして、介護保険サービスの推進でございます。広域圏で設置をいたしております老人福祉施設三室園の運営に要します費用の負担を行い、施設機能やサービスの充実に努めたところでございます。

さらに、ホームヘルプサービス利用料の助成でございますが、低所得の高齢者の方や、障害者の方がホームヘルプサービスを利用された場合、その利用料の一部を助成し、利用者の負担軽減を図ったところでございます。

続きまして、介護保険サービスの円滑な利用促進に努めますとともに、ひとり暮らし高齢者等の自立と、要介護状態に陥らないように、介護予防、生活支援の推進に取り組ましました。

まず、107ページの老人福祉施設への入所でございます。身体や精神、あるいは経済的理由等により居宅で養護が受けられない高齢者の方に対しまして、養護老人ホームへの入所措置を図り、11人の方が入所をされている状況となっております。

続きまして、108ページの在宅でのひとり暮らし高齢者の方等の生活を支援するため、シルバー人材センターの会員が援助の必要な高齢者宅を訪問し、日常生活の簡単なお手伝いをいたします軽度生活援助サービスや、寝具の衛生管理のための寝具洗濯乾燥等サービス、109ページの理美容院に出向くことが困難な方に対しまして、理美容師が居宅訪問をいたします訪問理美容サービスに取り組んだところでございます。

また、居宅に乳酸飲料を配達することと合わせまして、高齢者の安否確認を行います愛の訪問サービスでは、94人の方に御利用をいただいております。

110ページの身体等の理由などによりまして、調理が困難な方や、栄養のバランス面で問題のある方などの居宅を訪問し、配食を行いながら高齢者の安否確認を行います配食サービスでは76人の方に実施をいたしておりますほか、介護保険で非該当と認定をされた方の居宅にホームヘルパーを派遣します生活管理指導員派遣サービスや養護老人ホームに一時的に宿泊を行います生活管理短期宿泊サービスの提供を行っているところでございます。

続きまして、111ページの高齢者の方を在宅で介護をされている家族に対しまして、家族介護教室や、家族介護者交流会を開催をいたしまして、介護の知識及び技術の取得などに努め、家族の身体的、精神的及び経済的な負担軽減の支援に努めたところでございます。

また、112ページの認知症の高齢者を介護されている方を対象に、徘徊をされたときに、早期に発見できるシステムの使用料を助成いたします徘徊高齢者家族支援サービスを実施をいたしますとともに、常時、失禁状態にあります高齢者の方を介護されている低所得者の方を対象に、紙おむつ、ねまき、パジャマやおむつカバーといった介護用品の支給を行い、家族介護の支援に努めたところでございます。なお、平成16年度から県単独事業として実施をされておりました助成の一部が廃止されましたが、引き続き、町単独事業として家族介護の支援を継続をしているところでもございます。

続きまして、113ページの老人保健の充実でございます。老人保健法の規定に基づきまして、支払基金、国、県、市町村がそれぞれの負担割合に応じまして、一般会計から町の負担分といたしまして、老人保健特別会計に繰出しを行ったものでございます。

次に、114ページでございます。

第4目の老人憩の家運営費でございます。予算現額1,799万5,000円に対しまして、決算額は1,773万5,326円で、98.5%の執行率でございます。本年度は年間295日の開館をいたしております。東西の老人憩の家を合わせまして4万876人の方々に御利用をいただいたところでございます。老人憩の家では、入浴とともに、カラオケや囲碁、将棋などを楽しんでいただいたり、老人クラブの集会等にも御利用いただいているところでございます。また、月1回の健康相談を開催し、高齢者の生きがいの場の提供や、健康づくりの促進にも取り組んでいるところでございます。

次に、115ページの第5目 新生活振興費でございます。予算現額10万5,000円に対しまして、決算額が10万5,000円で100%の執行率でございます。生活学校におきまして、環境問題の取り組みの一つということでマイバック運動の実践や啓発、また、地域の課題等にも取り組んでいただき、その活動に対しまして助成を行ったところでございます。

次に、116ページからの第6目 医療対策費でございます。予算現額1億2,249万8,000円に対しまして、決算額は1億2,018万8,692円で、98.1%の執行率でございます。

乳幼児、母子家庭、老人、障害者の方を対象に医療費の自己負担の助成を行っており、扶助費といたしまして1億997万3,000円の支出をいたしております。これらの助成は原則といたしまして県補助を受け実施をいたしておりますが、町といたしまして、さらなる健康の保持や、福祉の増進を図る観点から、乳幼児や障害者の助成対象の枠を拡大し、町単独事業として実施をしているところでございます。

また、平成17年度の乳幼児、母子、老人、障害者にかかります医療費の助成につきましては、現物給付と自動償還払い方式が併存いたしておりましたことから、実質11カ月の助成となり、総額では前年度より減少をいたしている事業もございますが、1カ月当たりの助成額を前年度と比較をいたしますと、大きな減少はみられないところでございます。また、制度改正以前、自己負担分を医療機関の窓口で支払わなかった方も、制度改正によりいったん自己負担分を支払って受診することとなりましたことから、116ページの支出状況の表をごらんいただきたいと思っております。その表の下

から3行目に、貸付金という項目がございます。これは福祉医療費資金貸付制度を創設をいたしまして、制度改正に伴います経済的な負担に配慮をしたところがございます。これは1カ月1万円以上30万円を限度といたしまして貸し付けを行い、医療費助成金をもって償還に充当をすることといたしているところがございます。当該制度を利用されました方は5人で、貸付額は195万5,030円となっており、平成17年度の償還額は65万570円でございます。

次に、118ページからの第7目 人権対策費でございます。予算現額137万3,000円に対しまして、決算額は118万1,743円で86%の執行率でございます。21世紀は人権の世紀であると言われております。世界各国であらゆる人権に対する取り組みが行われております。しかし、私たちの身近な日常生活を見てみますと、今なお部落差別をはじめとして、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人にかかわります人権問題が存在をしているところがございます。また、近年はインターネットを悪用した人権侵害や、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待が顕在化しております。当町では生まれてきて良かった、生きることはこんなにもすばらしいと実感できる社会の実現を目指しまして、引き続き人権侵害を許さない、社会的雰囲気醸成し、あらゆる差別の撤廃に向け、なお一層の啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、119ページの第8目 国民健康保険医療費助成費でございます。予算現額9,851万9,000円に対しまして、決算額は9,851万7,920円で、99.9%の執行率でございます。低所得者の方の国民健康保険税の軽減措置に係ります補填に要します費用が主で、法令の定めるところによりまして国民健康保険事業特別会計に繰り出しを行ったものがございます。

次に、120ページの第9目 あゆみの家管理運営費でございます。予算現額115万5,000円に対しまして、決算額は107万8,880円で、93.4%の執行率でございます。あゆみの家は児童の健全な育成を図る療育教室や、福祉作業所の作業生の活動の場として御利用いただいているところがございます。この施設の適切な維持管理に伴います支出が主なものとなっております。

次に、第10目 福祉会館管理運営費でございます。予算現額307万6,000円に対しまして、決算額は296万8,591円で、96.5%の執行率でございます。

福祉会館の適切な維持管理に伴います支出が主なものでございます。福祉活動の拠点としまして、また、福祉団体やボランティアグループなどの活動の場として活用をいただいております、利用団体数は延べで343団体、4,375人の方に御利用をいただいたところでございます。

次に、121ページからの第11目 障害福祉費でございます。予算現額2億5,848万8,000円に対しまして、決算額は2億3,426万9,271円で、90.6%の執行率でございます。

まず、障害者の社会参加の促進、支援でございます。障害者の社会参加を促進し、その活動の支援を行うため、身体障害者福祉協会などの団体に各種障害者福祉団体への活動支援としまして助成を行ったところでございます。

また、精神障害者小規模作業所や福祉作業所の運営支援では、生活訓練や作業訓練の機会を提供しております作業所の運営に対しまして助成を行い、社会復帰の促進や、就労能力及び生活能力の向上を支援をいたしました。精神障害者小規模作業所では、当町から大和郡山市の「com. きらめき」に3人の方が、同市の「彩食キッチンBON」には2人の方が、また王寺町の「らそら」には4人の方が通所をされている状況となっております。

続きまして、福祉作業所では、一般就労が困難な障害者の方に就労能力及び生活能力の向上を図るため、斑鳩町福祉作業所、虹の家の二つの施設の運営に対しまして助成を行ったところでございます。斑鳩町福祉作業所には9人の方が、虹の家には8人の方が通所をされている状況となっております。

続きまして、122ページの常時車いすを利用され外出機会の少ない重度の身体障害者の方のためにリフト付き乗用車によります重度身体障害者の移動支援を実施をいたしますとともに、123ページから124ページの聴覚障害者や言語障害がある方のために、引き続き庁舎内に手話通訳者を配置をいたしまして、窓口対応のほか、障害者等の要請に応じまして、学校や病院等及び町主催の講演会等にも手話通訳者の派遣を行うなどいたしまして、支援を行っているところでございます。

また、124ページの例年実施をいたしております心身障害者（児）ふれあいの集い及び身体障害者ふれあいの集いでございます。心身障害者（児）のふれあいの集いには24人の参加を得まして、8月初旬に福井県芦原町に、身体障害者ふれあいの集

いには116人の参加を得まして8月の下旬に三重県伊賀市方面で実施をいたしました。参加をされました障害者の方には、楽しい一時を、保護者の方には、日ごろの疲れをいやしていただけたのではないかと考えております。

続きまして、125ページの自立支援策の充実でございます。従来の措置制度から利用者がサービスを選択し、契約をいたします支援費制度に移行されまして3年目を迎え、居宅介護サービス、短期入所、グループホーム及び施設入所の各事業を円滑に推進をしているところでございます。

まず、在宅におけますサービスの利用状況でございます。身体障害者居宅介護等支援費の支給では、ホームヘルプサービスの利用者数は60人で、延べ6,140時間、短期入所におきましては、お一人の方で94日の利用があったところでございます。

また、知的障害者居宅介護等支援費の支給では、ホームヘルプサービスの利用者数は21人の方で、延べ3,830時間、デイサービスにおきましては、利用者数がお二人の方で延べ264日、短期入所におきましては10人の方が延べ180日、グループホームでは6人の方が延べ57回の御利用をされている状況となっております。

また、児童障害者居宅介護等支援費の支給につきましては、ホームヘルプサービスの利用者数は10人の方で延べ1,336時間、短期入所では8人の方が延べ57日の御利用をされている状況でございます。

続きまして、各施設への入所状況でございます。身体障害者更生施設等支援費の支給では、8施設に10人の方が、126ページをごらんいただきたいと思っております。知的障害者更生施設等支援費の支給では、13施設で34人の方が入所をされているところでございます。

続きまして、障害があっても社会的に自立した生活がおくれるよう、身体障害者の日常生活の支援を図るため、補装具の交付、修理や日常生活用具の支給、また重度心身障害者等の生活の安定を図るため、重度心身障害者等福祉年金の支給や、社会参加の推進を図るため、恐れ入りますが127ページをごらんいただきたいと思っております。その福祉タクシー利用料金の助成を引き続き実施をいたしますとともに、次の128ページをごらんいただきたいと思っております。精神障害者ホームヘルプサービスの実施では、精神障害者の方が居宅で日常生活を営むことができるよう精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣し、本人の自立への手助け、家族の負担軽減に努めたところで



ございます。5名の方が536回の利用の状況となっております。

続きまして、129ページの療育・保育・教育の充実でございます。

療育教室の開催では、指導員2名を配置し、月4回開催をいたしまして心身の発達などについて心配のある幼児を、遊びをとおした集団活動等により、身体の発達、知的活動、情緒の安定、社会生活などの調和的発達に努めました。17人の方が御利用をされている状況でございます。

続きまして、障害者福祉計画推進協議会の運営でございます。平成16年度に見直しを行いまして、障害者福祉計画の確実な推進を図るため、障害者福祉計画推進協議会におきまして、その進捗管理を行ったところでございます。

次に、130ページの第12目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費でございます。予算現額3,235万7,000円に対しまして、決算額は3,049万1,700円で、94.2%の執行率でございます。職員の人件費及び施設の維持管理に伴います経費の支出が主なものでございます。当該施設は多世代間の交流の場としまして、開館以来多くの方に御利用いただいているところでございます。本年度は延べで3万6,043人の方が御利用をいただいている状況で、施設別で申し上げますと、入浴者数は3万2,678人、娯楽室では2,058人、小広間は1,307人、ゲートボール場は55人の方の利用状況でございます。前年度と比較をいたしますと、各施設で利用者数は減少をしており、これまで試行的に入浴時間の延長、障害者の方のために毎月第1木曜日の午前中を開放したり、また、平成16年度からは高齢者の生きがづくりとしまして、70歳以上の方に交付をしております高齢者優待乗車券をバスカードといきいきの里の入浴券との選択制にすることによりまして、当センターの利用促進に努めてきたところでございます。しかし、利用状況の改善が見られないことから、平成17年度に入浴料金を町内在住の方につきまして値下げを、町外利用者の料金につきましては値上げを行い、より町内の方が利用していただけるように料金改定を行ったところでございます。

さらに、平成17年度から敬老記念品につきましても、本人も家族も利用していただける入浴券に切りかえ、利用の促進を図ってきたところでございます。このことから、入浴者の利用状況は前年度と比較をいたしまして726人の減少となっているところでございますが、利用者数の減少を少しでも抑えることができたのではないかと

このように考えております。

次に、第13目の介護保険事業繰出費でございます。予算現額2億894万3,000円に対しまして、決算額は2億718万2,133円で、99.1%の執行率でございます。介護保険事業にかかわります介護給付費、職員給与費、事務費等に要します経費を当科目より介護保険事業特別会計に繰り出しを行い、介護保険事業の円滑な推進に努めたところでございます。

次に、131ページの第14目（仮称）総合福祉会館建設事業費でございます。予算現額3,600万円に対しまして、決算額は377万1,500円で10.4%の執行率でございます。地権者の方々の御理解と御協力を得る中で、建設用地の境界の立ち会い、測量等を行ったところでございますが、平成17年度では実施設計業務までには至っておらないという状況でございます。

続きまして、第2項の児童福祉費についてでございます。132ページからの第1目の児童福祉総務費でございます。予算現額1,760万3,000円に対しまして、決算額は1,740万7,430円で、執行率は98.8%でございます。職員の人件費の支出が主なものでございますが、平成17年3月に策定をいたしました斑鳩町次世代育成支援行動計画を確実に推進するため9人の委員からなります斑鳩町次世代育成支援地域協議会を立ち上げ、その進捗状況の点検、管理を行いながら各施策に取り組んだところでございます。

まず、子育て支援策の充実でございますが、母子、父子、福祉の推進のため遺児福祉年金の支給を両親のいない遺児には一人当たり年額3万6,000円を、片親のいない遺児には、一人当たり年額1万8,000円を、32人の児童を対象に23世帯に給付をいたしました。

また、子どもを取り巻く環境も大きく変化をしている中、一人で子育てに悩んでおられる保護者の方を支援します子育てサポーターの養成を3カ年事業で取り組んできたところでございますが、養成講座を修了されたサポーターの育成のため、平成17年度では保健センター等が実施をいたします乳幼児健診、子育て教室、予防接種などで、子どもの遊び相手や、絵本の読み聞かせ及び保護者の相談相手等といった活動をしていただいていたところでございます。さらに、子育てサポート「ゆりかご」を47人で組織をされまして、6月からは託児サービスを開始をされ、子育て中の保護者

の方の支援もしていただいているところでございます。

次に、133ページの第2目 児童手当費でございます。予算現額1億1,600万3,000円に対しまして、決算額は1億1,590万7,329円で、執行率は99.9%でございます。子育て支援策の充実といたしましては、児童手当の給付に要しました費用が主なものでございます。

また、急速な少子化の進行を踏まえまして、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、子育て家庭への支援を行うことから、平成16年4月から支給期間が義務教育就学前から小学校第3学年終了時まで拡大がなされ、3歳未満の児童では530人、3歳以上小学校第3学年終了前までの児童では911人に児童手当の支給を行ったところでございます。

次に、134ページから第3目 保育園費でございます。予算現額3億3,546万9,000円に対しまして、決算額は3億2,577万9,531円で、執行率は97.1%でございます。保育士等の職員にかかります人件費及び施設の維持管理に伴います費用の支出が主なものでございます。保護者の多様なニーズに対応いたしますとともに、常に園児の安全と衛生面に十分な注意を払いながら、子育てと仕事の両立を支援し、子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組んでいるところでございます。

134ページの保育体制の充実でございます。通常保育でたつた保育園では128人、あわ保育園では154人の園児を受け入れました。午後6時30分まで保育をいたします長時間保育では、たつた保育園では100人、あわ保育園では130人の利用があったところでございます。また、午後8時まで保育をいたします延長保育ではたつた保育園では9人、あわ保育園では30人の利用の状況となっております。

また、保護者の傷病等の理由によりまして、家庭での保育が困難な場合に、あわ保育園で実施をいたしております一時的保育事業には、延べで60人、延べ日数では545日の利用があったところでございます。

続きまして、135ページの広域入所の充実でございます。保護者の勤務の都合等によります多様なニーズに対応するため、9市町へ79人の保育委託を行ったところでございます。これに要しました費用は5,419万7,600円となっております。

また、逆に8市町から25人の園児を当町の保育園へ受け入れを行ったところでも

ございます。

続きまして、136ページの地域ぐるみの子育て支援の充実でございます。保育園では、電話での子育て相談をはじめ、家庭支援講座の開催や、移動動物園、ふれあい人形劇、園庭開放を行うなど、世代間や異年齢児の交流を図り、地域での子育て支援に取り組んでいるところでもございます。

次に、第4目の一日里親会費でございます。予算現額は52万1,000円に対しまして、決算額は50万274円で、執行率は96%でございます。一日里親会の実施でございますが、毎年両親または片親のいない小中学生の子どもたちを町長が親がわりとなりまして実施をいたしております一日里親会は、7月の27日に滋賀県大津市で科学館の見学や、外輪船の船旅を53人の子どもたちの参加を得て実施をしたところでございます。子どもたちには楽しい夏休みの思い出の1日になったのではないかとこのように思っております。

次に、137ページの第5目 学童保育運営費でございます。予算現額1,489万9,000円に対しまして、決算額は1,475万124円で、執行率は99%でございます。職員の人件費及び施設の維持管理に要します費用の支出が主なものでございます。

放課後児童対策の充実といたしまして、保護者が労働や疾病等で放課後帰宅しても保護を受けることができない児童の健全育成を図ることを目的としまして、学童保育室の運営を行っているところでございます。近年の共働き家庭の一般化、就労形態の変化に伴いまして、受け入れ児童数も年々増加をしている状況となっており、斑鳩学童保育室では106人、西学童保育室では39人、東学童保育室では85人、3学童保育室合わせまして230人の児童を放課後及び学校休業日に開室をいたしまして、児童の健全育成に努めたところでございます。

次に、138ページの第3款 第3項の災害救助費でございます。本年度は災害の発生もなく未執行の状況でございます。

以上、簡単ではございますが、第3款 民生費の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○小野委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費についての質疑をお受けいたします。

浦野委員。

○浦野委員 131ページでございます。（仮称）総合福祉会館建設事業費、今、説明があったんですけれども、今後、用地が確保されまして、建築に入っていられると思うんですけれども、プロポーザル方式ということでお聞きしておりますが、プロポーザル方式でございますので、一般競争入札とはまた異なった、利点はあるとは把握しておるんですけれども、ただ建築費用につきまして、一般競争入札、先般も下水道工事におきまして、今後の計画の中で、橋西地区で事業建設の事業費の基本設計見積額の62%でしたかね、かなり低価格で入札が行われたということも聞いております中で、プロポーザル方式だと建設費を抑えるために非常にデメリットも出るのではないかなと、そういった中でいかに建築費を抑える工夫をこれからされるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 今のプロポーザル方式、これからの作品はやっぱりそういう専門家がチェックしてやっていく、これは総合福祉計画、今、私どもも初めての試みですけれども、これはそういう利点もあります。ただ、浦野委員もおっしゃるように、建築コストを下げる方法というのか、それは町としては、これだけの建物の費用を建設設計をいただいでですね、入札に付していくんですから、たまたま入札をした中で低入札価格であったということであって、今後、そういうことについては、また入札等の建築物等の関係で、平成19年度で入札をしていく中で、恐らく選考された業者がいろいろと金額を示してこられるということで、我々としては今後も安くなるとか、ならないとかいう問題よりも、できるだけプロポーザル方式というのは一つの作品を皆さん方がそのまま出していただいて、それを専門家がチェックするというので、最終的に業者を決めるということで、ただその建設の関係とまた異なってくると私は思っています。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 110ページでございます。配食サービスの提供のところでございます。

16年度、17年度比較いたしますと、利用者数はわずかですが3人減ってはいるわけですが、この件数について、約907件ふえているわけですが、これは何か大きな建物ができて一括でそこに配食したのかどうか、その辺の内容はいかがでございますよ

うか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、配食サービスについての御質問がございます。このサービスにつきましては、1週間で5日まで、月曜日から金曜日までという中で、御自分の都合のいい回数を決めていただきまして、それについて支給をするというサービスでございます。今回、サービス利用者数が前年度と比べまして76人、3名減という状況でございます。逆にサービス利用件数がふえているという御質問でございますが、そのサービスの回数を決める御本人さんとの相談の中で、申請時にいろいろ相談させていただきまして、サービスを回数を決めていくわけでございますが、その中で17年度につきましては、お一人方のサービスの回数が多くなったという状況で、このような形になっております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 今の説明ですと、お一人の利用が多くなったので907件という数字が伸びたというふうに理解しておきます。

次に、114ページの老人憩の家なんですが、これの中ですね、憩の家では利用しているお風呂等で修繕等が行われているのではないかなと、それは多分その他に入っているのかなと想像するんですけどね、と言うのは、いきいきの里でもいろいろと修理、修繕というのがちょこちょこ出てきております。憩の家もかなり古くなってきているので、シャワーのとこの蛇口のとこの左右にあるのが全然動かなかったり、きかなかったりというようなこと現に出ておまして、いろいろあると思うんですけども、その他にも、修繕的なものはなかったんでしょうか。また、あるとしたらどこに含まれておりますか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、憩の家の修繕ということでお聞きでございます。修繕費につきましては、そちらにあります需用費の中に含んでおります。憩の家では実際に修繕を17年度やっております。その需用費の中で18万7,964円が修繕費という金額になっております。内容につきましては、カラオケの機械でありますとか、按摩機の修繕、この内容になっております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 122 ページ、自動車運転免許取得・改造の支援というところですが、特にこの改造支援なんです、私3日ぐらい前も、確かお風呂入るところで私が出てきたところで車見ましたらえらい車とまっているなって3分ぐらいのぞきこんだんですけれども、身体障害者の方が乗り込むとこでした。すっごい改造している、見とれてしまったぐらいすごかったんですけれども、これ見ますと、自動車改造で16年度1件、17年度1件で、多分これ一部助成になっているんですけれども、これが恐らく1台の10万円というのは、これに充当したのではないかなと想像するんですが。また、改造費用といったらかなりの100万円単位になるのではないかなと思うんですけれども、10万円を一部助成ではなかなかと思うんですけれども、これはどういう改造だったのでしょうか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 ここで挙げております自動車改造の1件につきましては、ハンドル、または手元でアクセル操作できてブレーキ操作ができるという改造でございます。この改造費につきましては、下肢、上肢、体感1～2級の方で10万円を限度といたしております。実際要しました費用の3分の2以内ということで、上限が10万円ということになっております。改造には19万8,000円ほどかかるということをお聞きしておまして、その3分の2が13万2,000円でございます。その限度額10万円を支給をさせていただいたという状況でございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 そうしますと、もう少し重度の方がですね、改造された場合、その辺のところはこれをまた変更して、そういう方にも対応できるようなことは今後考えられますか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今のところ一人につきまして、今申しましたように、要した費用の3分の2以内、限度額を10万円とする範囲内で改造をお願い、来られましたら支給をいたしますが、それ以上の金額をもしかかるとなると改造になりましても、この範囲内という形で考えております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 わかりました。

それではですね、130ページ、ふれあい交流センターいきいきの里の充実ですが、部長から細かい説明もございましたので、これの16年度、17年度、数が減っているわけですが、私の計算では868人これ数字見ると減っているんですが、使用料も収入も約257万円ですかね、減っているわけですが、これは先ほど説明の中で使用料の町内、町外の変更によって、その差額が出たのではないかなというふうに思うのですが、ちょっと金額が大きいので再確認させていただきます。

それと、先ほど、部長の中で、障害者の入浴第1木曜日の、これが今も続けているのか、それともやめているのか、ちょっと私聞き取れなかったんですけども、この辺についても二つちょっとお聞かせいただけますか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 ふれあい交流センターの利用状況につきまして、再度私の方から人数的なものを含めまして、今、御質問いただきました件について回答させていただきます。平成17年度4月から3月31日までの1年間の入浴者数は3万2,678人となっております。昨年の同期間、1年間では3万3,404人ということで比較しますと726人の減となっております。若干少なくなったというふうに思っております。

また、平成14年度では2,928人の減、15年度は117人の減、16年度では1,380人の減という状況でありましたことから、この入浴料の改定に伴いまして726人の減となりましたことで、若干利用者数をふやすことができた。また、使用料につきましても、今、申しましたように、入浴者数の内訳見ますと、町内の方が2万2,600人、町外の方が1万78人になっておりまして、町内の方が69.2%、町外の方が30.8%になっております。この料金の差によりまして、今、委員が御指摘いただきましたように、262万5,000円の入浴料の減というふうになっております。

また、先ほどありました障害者の日でございますが、今現在もやっております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 この障害者の件ですけれども、以前も委員会で出たんでしょうか、確かお一人の方がご利用になっているというようにお聞きしたんですが、そのときにもちょっとそういう一人の人であるならば、また考えなくてはいけないのではないかというような回答をいただいたんですが、その辺のところはどうなんでしょう。障害者の方



に入ってもらっては困るとか、そういう意味ではないんですけどもね、一人の人のために木曜日の日を午前中をあけていくというのはどうかという、そんな質問のやりとりがあったと思うんですが、その点どうでしょうか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、委員が申されてましたように、日を設定して午前中という形で障害者の日と決めております。ただ、今、利用される方が少ない状況でもございまして、一般の方が入って来られて、その障害の日と知らずに来られる場合もございまして、その場合、今、対応といたしましては、臨機応変に障害者の方がおられない日もございまして、その辺を臨機応変に対応をいたしまして、一般の方にもその日は入っていただくというふうに対応しております。

また、障害者の方が来られましたら、そういうことも十分御説明しながら、今こういう形で一般の方に入ってもらっておりますという形で御説明しながら御理解を得て、今、運用しております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 はい、わかりました。

それと、先ほど入場収入のところで257万円というマイナスになっているんですけども、16年度に比べて、確かに町外の方と町内の方、これによって以前より逆転していると思いますね、これ6、4ぐらいなんでしょうか。逆転しているのでもいい傾向だなと思うんですけども、逆にマイナス257万円ということになると、またその分、町負担の部分が多くなってくるので、ちょっとそのことも含めまして、ちょっと考えなければいけないのかなというふうにも思います。

それで次ですが、137ページの学童保育の件でございまして、これにつきましては、私も一般質問でもさせていただきましたが、これの賃金のとこなんですけれども、1,233万240円という数字が出ております。17年度ですが、これは一人当たりになりますと、正式採用とそうじゃない方がいるのでちょっと平均はどうかと思いますが、一人当たりの賃金はどうなっておりますでしょうか。

それと、一般質問で私ちらっと言ったかどうか、机といすが小学校のお下がりというか古いやつなんです。かなり古くていすなんかほとんどささくれて危ないのでテープでほとんど全部学童みんな教室がやりました。そんなことで、新しいというか、

もう少し何とかならないものかなと、我々見てた者ではちょっとそういう意見多かったですけれども、その辺を含めていかがでしょうか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 学童指導員の賃金の件でございます。賃金につきましては、一人当たり時間単位でお支払いをさせていただいております。金額につきましては、1時間当たりで1,030円となっております。各指導員さん約1,000時間、1年間で1,000時間程度支給しているという状況でございます。

机、いすの件につきましては、現在、委員さんも申されておりますように、小学校のお古と申しますか、いすを利用させていただいて使用しております。見た目には委員さんも言われますように、高さも違うし、また古いものもあるということで、その辺は私どもも十分、ただ怪我のないようにという形でいす等、また机等でささくれているとか、角がたっているとか、そういうことがないようにという形で十分には配慮させていただいてますが、新しくすべてをそろえるということでは今のところ考えておりません。ただ、そういう形で、学校の使用というか、お古という形になるかもしれませんが、ただその使用の中では十分そういう形で配慮させていただいているということで御理解をお願いいたします。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 私もそうなるんだろうなと思うんですが、ちょっと何か小学校の学童はもうお古でいいんだというような概念はどうかなという気がするんですね。それとやっぱり一番は安全面で、ひっかかったりなんかするという、職員の方本当に注意してガムテープ巻いてますので、再利用の形でやっていただいていると思うんですけれども、その辺も御一考いただければですが。

先ほどの給料ですね、1時間当たり1,030円、1,000時間ということですから、103万円になるんですが、どうなんでしょうか、指導員の方から給料面で何か要望であるとか、そういうようなことはありませんのかということなんですけれども。実際には、指導員の方、時間外にもいろんな買い物入ったり、それからいろんな事務したり、みんなやるんだと言われればそれまでですが、非常に時間外にもいろいろやっていらっしゃいます。そうすると、その時間内はそういう事務であるとか、雑用ですね、カーテンを直す、買いに行くとか、そういうことは生徒にずうっと見てなき

やいけないので、とてもそういうことできないんですね、事務なんかも、ですから、終わった後ですというようなことになっているんですが、そういうことも含めますと、かなり重労働なお仕事だなというふうに感じました。その辺でそういった給料的なこと相談等はございませんですか。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 この給料等については、指導員さん等について、いろいろとお伺いする中では、税の関係等がございますから、100何十万か以上あったら必ず報告せないかんで、その今でしたら、その時間内で終わらせてくれと、もう1月になったらやめさせてくれという方も出てきたから、できればやっぱりそういう時間的にしたらどうかということで、今恐らくこういう関係にしておりますから、恐らく指導員その方の御理解等を得る中で、こういう賃金をお支払いしているということでございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 町長が今おっしゃっていることも私もそれは聞いております。やはりそれ以上取ってしまうと、御主人が扶養になっていて、それ以上になると申告しなきゃいけないということになると問題になってくる、税金の問題ですね、そういう意味ではこれ以内で抑えてくれというそういう希望もあったと思うんですが、それは全部が全部ではないのではないかなという気がするんですね。ですから、その辺がもしありましたら、ちょっとお考えいただければと思うことでございます。

以上でございます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません。成果報告書の101ページなんですけれども、ちょっとこれはよくわからないので教えてほしいんですけれども、あと106ページにも出てきますけれども、高齢者優待乗車券交付は101ページの福祉基金の活用のところに出てくると、あと106ページのところにも高齢者優待利用券の交付ということで出てくるんですけれども、これはどういう違いがあるのでしょうか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、御質問の101ページの高齢者優待乗車券の交付ということは、福祉基金の活用のところだと思います。それにつきましては、福祉基金の活用、また運用益を高齢者優待乗車券をつくります費用に、12万7,000円充当させていただ

いたという形でこの表は書かさせていただいております。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら106ページの方、これ人数を書いて。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 106ページの高齢者優待券の交付の事業につきましては、その優待券につきましては、高齢者のバスカード、優待乗車券、これはバスカード、または高齢者の優待入浴券、これはいきいきの里のおふろの利用券でございます。このどちらかを選択していただいて、今、配付させていただいておりますが、それについての交付状況を表しております。乗車交付人数につきましては1,728人、これはバスカードを交付した人数でございます。入浴券の交付人数につきましては137人という形でなっております。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 課長、今そのもう一つ下にも、利用券、どちらの方ということですか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 申しわけございません。高齢者優待利用券の交付の事業の中の斑鳩町高齢者優待利用券を交付したという部分ということでございます。これにつきましては、今申しました、法隆寺さんの無料拝観という形にも利用できます。高齢者の方に顔写真等、また身分証明証にもなるカードを発行しております。これを高齢者優待利用券と呼んでおきまして、こちらの交付状況でございます。17年度につきましては、290人の方に交付しましたということでございます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、よくわかりました。

そしたら、すみません、105ページ、これも金額が平成16年度の分からぐっと下がっていますけれども、これはこのときに商工会が出してくれてはった金券からこのときに切りかわったということによろしいですか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 敬老式典の費用額97万4,879円でございますが、前年度と比べまして149万7,056円減になっております。これにつきましては、敬老式典におきます敬老会におきます記念品につきまして、この17年度におきまして500円の商

工会の商品券からいきいきの里の入浴券に切りかえたということで減額になっております。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。ではそのように理解させていただきます。

そしたらすみません、107ページのホームヘルプサービス利用料の助成ということなんですけれども、これも前年度77人の利用者数があって、本年度は1人になっていきますけれども、これにつきましてはどういうことでしょうか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 このホームヘルプサービスの利用料の助成につきましては、当初、介護保険制度ができました平成17年当時に、制度改正前にホームヘルプサービス等を利用されていた方に軽減措置を図るということでできました事業でございます。現在、介護保険が制度が運営されてから丸6年経ちましたことから、昨年17年度でこの助成制度が取りやめになったということでございます。ただ、その中で障害をお持ちの方につきましては、3%だけ助成するという形で平成17年度も残っておりました。その方が1名おられまして、その方に対する助成額がそこに書いてある金額ということで御理解をお願いいたします。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。そうしてそういうふうに制度として残っている分で活用いただいている分については、非常にありがたいと思いますので、今後もよろしくをお願いします。

そしたら、次、118ページになるんですけれども、これもこれまでからいろいろ言わせていただいております人権問題研修の部落解放同盟の集会に対して、公費で職員さんを派遣しておられる分なんですけれども、これ去年同じように決算委員会で委員の方が質問させていただいて、県の集会に対しては去年は45名やったんがことし28名に減っていると、この部分はやっぱり集中して送るというのは理解ができないという立場からは評価させていただきたいと思うんですけれども、今度、全国集会に対して2名やったんが6名にふえているということなんですけれども、これはどういったことでしょうか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 この全国集会でございますが、17年につきましては和歌山市で開催されました。2名という形で3日間開催されることになるんでございますが、その2名を一人ずつといいますか、費用同じ日に延べ1日に2名参加して違う人が3日間行ったという形で6名というふうに計算して、今6名と書かさせていただいております。実質は参加は1日2名でございますので、延べ3日間行きましたので人がかわったということで6名という形で記載になったわけでございますが、その辺ちょっと御理解よろしくをお願いします。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたらね、平成16年度のときは、このときは参加2名ですよ、このときは何日行かはったんですか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 同じく2泊3日、3日間でございます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら金額的には同じと見ていいんですか。

○小野委員長 ちょっともう1回きちっと答弁して。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 参加負担金につきましては、変わらず同じということでございます。

ただ、宿泊等伴いませんので、その辺変わってきます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 参加状況について、全国集会について、旅費の分だけ安くなっていると、宿泊費の分だけ金額が下がっていると。ただ、参加費については、これまでと同じ、全国集会については払っている。県の方の集会につきましても、人数の方を減らしていただいて、こちらの言っている趣旨も理解していただいているのかなという部分については評価をさせていただきたいと思えますけれども、やはりこうして見ましても、これでもやっぱり多いなと28名の職員さんが参加をされている状況については、人権研修ということで、部落解放同盟だけがこういった研修を行っているわけでもなく、ほかにもありますし、やっぱり一つのところに集中をするというのはどうかなと思いますので、今後につきましても、さらなる努力をしていただいて、一つのところに集中するというののないように、行っていただきたいというふうに申し上げて

おきたいと思います。

そしたらすみません、次、125ページのリフト付のマイクロバスの運行なんですけれども、これもこれまで監査委員さんからの御指摘もありましたし、決算特別委員会の中でも議論があったと思うんですけれども、その利用規定について、ゴルフ等で利用される方もいらっしゃるって、そういうのはどうなのかなということでもう議論あったと思うんですけれども、今、その点について、町の方はどのようにお考えでしょうか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 このリフト付マイクロバスにつきましては、趣味や娯楽等で使用されているということで、住民からもその利用目的について、疑義が生じないようにという形で御指摘いただいていることをごさいます。ただ、その今の使用規定につきましては、高齢者の社会参加を促進するという形で、大きく目的等がかかれております。これにつきまして、今、現在、その中身等の検討をいたしまして、先ほど言いましたように、利用基準の明確化をしていきたいというふうに考えております。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 十分に検討いただいて、そして前から言うていることですので、できるだけ速やかに決めていただいて、また、担当委員会の方でも報告いただければというふうに思います。

127ページの移動入浴サービスの実施なんですけれども、これはバス走っているのはちょこちょこ見かけるんで、今は利用者がいてはるのかなと思いますけれども、16年度、17年度利用者数0となっていますんで、これは住民さんに対する周知の方はどういうふうに行われているのかなと思うんですけれども。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 これも社会福祉協議会等といろいろと検討をしておるんですけれども、やっぱり最近の傾向は、家まで来ていただくことが、その道の中でそこまで行けるかという問題、それと民間の介護関係ですね、非常にデイサービスが進んでいますから、先方へ小型のもので迎えに行き、そしてちゃんとしていただける、入浴バスというのは場所が限定されますから、なかなか中へ入って行けない、そういうことも踏まえたらだんだんとじり貧というんか減っていくというんか、サービスというんか、そう

いう広告をしてもですね、やっぱり民間のものにどうしてもやっぱり行かざるを得ないと、やっぱり民間が今たくさんありますからね、第二慈母園でも、あくなみ苑でも、あるいはまたその若草園でも、多くの方々がやっておられますから、そういうことを考えますと、とにかくあそこまで入浴バスが、私ももうちょっと人件費で考えたら、やめていった方がいいのではないかと、そうしていった方が皆さんに徹底されてですね、そういうふうに向いていくのではないかなと考えております。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 利用状況がこういう状況でしたら、そうですね、町長おっしゃることもわからないではないですけども、今、民間の方でもそうしてやっていただいでて、こっちの方が利用状況多いようでしたら、また社協の方で検討されていくと思いますので、ただ申し出があるような状況でしたら、是非続けてはいただきたいなと思うんですけども、そこはよく状況を判断していただいて、また今後検討していただきたいと思います。

すみません、そしたら次、133ページの次世代育成支援の取り組みについてですけども、これまでも私一般質問をさせていただいてきておまして、その進捗状況なんかも非常に気になるんですけども、1点、一般質問をさせていただきましたけれども、病後児保育については医師会の方と相談をしていただきたいということでお願いをしたと思うんですけども、なかなか町の方独自では行っていくのは難しいということでしたんで、医師会の中で御相談をいただければなと思っていましたけれども、今、話をされている中ではどういった状況でしょうか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、御質問いただきました病後児保育につきましては、医師会とも協議を今後していかなければならないと思いますが、その前に施設の方の保育園の中にそういう部屋を設け、また看護師等が配置するという条件もございますので、その辺も含めまして、今、近隣町村の状況等も聞きながら、今、検討しておるところでございます。ただ、早急に次世代育成支援行動計画の中には実施していくというふうなことになっておりますので、それに向けまして、今、検討しております。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 以前、私一般質問をさせていただいたときに、部長が考えておられないよ



うな答弁をされていたと思いますので、それに比べたら、今、課長の答弁は前向きになっているかなというふうに思います。ただ、お金がかかる問題もありますし、近隣の町村との兼ね合いもあって協力できるんやったら、広域なんかでもできるかなと思いますんで、是非実現に向けて、今後も検討していただきたいのと、あと、この次世代育成支援の協議会も年に1回行っていただけてますけれども、これの状況報告なんかは厚生委員会ですべていただけてますか、ちょっと私覚えてないんですでお聞かせいただきたいと思いますと思うんですけれども。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 次世代育成支援行動計画の協議会におきまして、進捗状況の把握または協議を行っていただいております。それは、御存じのように年1回という形で昨年2月に御報告させていただきました。その結果につきましては、厚生常任委員会におきまして御報告は申し上げてないということで、よろしく願いいたします。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 報告する義務があるかどうかのこの問題とは別に、やはりそういうふうに計画もって進めていただいておりますんでね、担当委員会というたら厚生常任委員会になるかと思っておりますんで、それはやはり委員会の方に報告いただきたいと思いますけれども、そういったことはどうでしょう。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 平成17年度につきましては、行動計画ができてまだ最初の年ということでございましたので、協議会につきましても、年1回という形でさせていただきました。今後、その計画が進むにつくまして、協議会方も開催の回数をふやしまして、その状況等につきましても、また御報告させていただくというふうな方向でまた考えていきたいと思っております。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、私も所属の委員会ではないので、余りあれこれとこれ以上言おうと思いませんけれども、是非よろしく願いいたします。

すみません、同じく133ページ、これちょっと私一般質問させていただきました中でもふれましたけれども、児童手当なんですけれども、先ほど部長の方からも人数について拡大する前と、された後と対象人数報告いただけてましたけれども、ちょっ

と金額のことにつきまして確認をさせていただきたいと思います。これ制度が変わる前のときは、小学校3年生までが対象で、国の方の補助というのが、約3分の2があったと思うんですけれども、それが小学校6年生まで制度拡大、国の方が制度改正して、制度拡大されて、対象が広がることについては、住民さんにとつたらすごいありがたいことではあると思うんですけれども、ただ今度、国の方の負担が3分の1に減ってしまっているということで、国の補助金と、そして町の負担金がどうなっているのか、これ私、自分で言うてましたけれども、数字、改めて確認させていただきたいと思います。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、委員さんが御指摘いただいておりますのは、平成17年度の部分では制度改正はございませんでした。この18年度4月から3学年から6学年まで、また、国の給付割合も下がったということでございます。この17年度につきましては、16年度と同じ制度の中でなったものでございまして、そういうことで御理解をお願いいたします。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 17年度の決算の審査ですから、18年度からですから、そういう返答をされてしまうとそうなんですけれども、そうしたら、私一般質問で言うてた部分につきまして、制度改正、国の方が制度変えるけれども、言うたら町に負担が押しつけられるような状況になってしまっているということについては、制度が拡充されて住民さんにとってはいいですけれども、やはりそういう国のやり方に対して、斑鳩町の方からも困るということで、しっかりと声を挙げていっていただきたいというふうに思います。

そしたらすみません、134ページの保育体制の充実の中で、不用額調書の11ページに、臨時保育士の賃金が当初見込みより下回ったためといって不用額が出ているんですけれども、これ人数を見ますと、予定で25名となっているのが、実績として22名ということは3名臨時で雇用しようとしていた分が雇用されてないということなんですけれども、それ運営の方は大丈夫だったんでしょうかね。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 この不用額調書で臨時職員の採用が少なかったという部分につきまして

ては、当初、0歳児の保育を予算組みするときに、臨時職員を状況等を把握しながら組まさせていただいております。0歳児につきましては、7カ月から保育可能という形で、当初見込みを立てておるわけですが、その見込みより来られる方が少なかったということで、雇用せずに済んだということがございます。0歳につきましては、0歳児3人で1人の保育士という割合で予算組させていただいておりますので、その辺で御理解よろしく申し上げます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、子どもさんが入ってこなかったから、職員、保育士さんもやとわんで良かったということですね。はい、わかりました。

そしたらすみません、最後になりますけれども、去年の決算特別委員会の中でやったと思いますけれども、民生委員推選会のことについて、県の条例で決まっているので副会長さんが推選委員会の方に入るということについての県との協議していくというふうに答弁おっしゃっていただいていたと思います。そして、次の改選が平成19年の8月ということなんで、来年の8月になるんですかね、ですから、それまでに話をしっかりとさせないといけないと思うんですけれども、それについて、県との話し合いの状況はどうなっているのでしょうか。

○小野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、委員さんが御指摘の民生委員の推選会の件でございます。これにつきましては、先ほど委員さんもおっしゃいましたように、その任期につきましては、来年の8月末ということで、推選委員会の委員さんの任期につきましては、来年の19年の8月31日ということになっております。

また、民生委員の一斉改選は来年19年の12月ということになっております。今、現在、そういう形で県の方にはそういう形で推選会の委員さんの要件について、まだお話ししておらない状況でございますが、今後、来年の改選に向けまして、お話をしようというふうに考えております。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 そやから、改選までに県との話をしっかりとっていただきたい。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 いずれにしても、今、19年度の8月31日に任期満了ですから、今、県

の要綱等には民生児童委員の選考等に対しては民生児童委員の指定候補開示を選考しなさいという要綱が県の規定にありますから、そのことが緩和できるのか、独自で町ができるのか、その辺のことにつきまして、そのことについては県と話して、これは県の条例等に伴ってそれは町としてもやっておかないかとなるのか、あるいはもう町に任せるとなるのか、そこはこれから来年の8月31日任期ですから、そういうことの協議はさせていただいて、最終的にどうなるか結果はまた御報告申し上げたいと思います。

○小野委員長 ほかにございませんか。

1点だけちょっとそしたら、いやこれは、部長の説明でね、121ページの福祉作業所運営支援ということで、確か斑鳩町福祉作業所を10名と記載されておるんやけども、9名とおっしゃったように思うんですが、私の聴き損ないか、印刷のミスなんかだけちょっと整理する都合がありますので、お願いいたします。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 すみません、私の方の御説明のときに、9名という形で言いました。この報告書にあります10名で間違いありませんので、御訂正をお願いしたいと思います。

○小野委員長 それでは、これをもって第3款 民生費についての審査を終わります。

15時35分まで休憩いたします。

(午後 3時20分 休憩)

(午後 3時35分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

次に、第4款 衛生費について説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 主要な施策の報告書の139ページから179ページ、そして決算書では114ページから130ページの第4款 衛生費につきまして、御説明を申し上げます。座らせていただいて御説明をさせていただきます。

139ページの第1項 保健衛生費、第1目の保健衛生総務費であります。

予算現額1億5,582万5,000円で、決算額は1億5,427万1,967円でございます。執行率につきましては99%となっております。世代を通してふれあい、

住民の方が環境・健康・福祉について考えていただく催しといたしまして、「愛と輝き夢フェスタ」を引き続き9月10日に開催をさせていただいたところでございます。平成17年度は、「水環境フォーラム」と合同で実施をいたしました。約2,500人の方の参加があったところでございます。

また、140ページの保健体制の充実で、王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対しまして、負担金を支出し、休日応急診療所におきます日曜日や年末年始などの一次医療の提供を行ったところでございます。

また、公害の未然防止の徹底では、西和衛生試験センターと連携をいたしまして、水質、大気汚染等の調査を継続した取り組みを行っており、この一部事務組合への分担金としまして1,654万7,000円の支出もしているところでございます。

また、上水道の充実におきまして、水道会計の安定的な経営を促進するため、企業債利子償還金の一部といたしまして1,476万1,850円の支出も行っているところでございます。

次に、141ページからの第2目 感染症予防費でございます。予算現額3,451万4,000円に対しまして、決算額は3,329万4,925円で、執行率は96.4%でございます。

まず、141ページの高齢者のインフルエンザ予防接種の実施についてでございます。年々その接種率は上昇しており、今年度は3,135人の方が接種をされております。住民の健康管理に対します意識の高さが伺えますとともに、新型インフルエンザの発生のおそれがあると報道などで報じられましたことも接種者増の要因になったのではないかとこのように考えております。

続きまして、日本脳炎予防接種の実施でございます。平成17年5月30日付で厚生労働省から積極的勧奨を控えるよう通知がありましたことから、町医師会とも協議を行い、その接種勧奨を控えたところでございます。また、予防接種法の改正によりまして、第3期中学3年生の追加接種も7月29日付で廃止をされましたことから、前年度と比較をいたしまして、接種者数は減少をいたしているところでございます。

次に、142ページ、143ページの風しん及び麻しんの予防接種の実施でございます。平成18年度からそれぞれの単独ワクチンから、風しん、麻しんの混合ワクチンによります接種及び対象年齢も変更となる改正がされましたことから、平成17年

3月末までに未接種者の把握に努めますとともに、個別に接種勧奨を行いましたことから、前年度より接種者数は増加をしたところでございます。

また、各種の予防接種は主に広域圏の委託医療機関等で延べ2,247人の方が個別接種をされまして、集団接種につきましては保健センターで実施を行いまして、乳幼児440人がポリオの予防接種を受けるなど、感染症の予防に努めたところでございます。

次に、144ページの第3目 結核予防費でございます。予算現額189万9,000円に対しまして、決算額は136万280円で、執行率は71.6%でございます。平成16年度におきまして、結核予防接種法が改正されたことに伴いまして、平成17年度からはツベルクリン反応検査が廃止となり、BCGの直接接種となりました。また、対象年齢も4歳未満から6カ月未満へと引き下げられました。このことから生後6カ月の間でBCGを接種する必要がありますことから、子どもの体調に合わせて、いつでも接種を受けることができます個別接種方式に変更をしたところでございます。214人の子どもが接種を受けていただいている状況でございます。

次に、145ページからの第4目 母子衛生費でございます。予算現額684万9,000円に対しまして、決算額は643万562円で執行率は93.8%でございます。母子保健事業では子育ての一環といたしまして、妊婦、乳幼児の健康管理に取り組んでおり、保護者が地域で安心して子育てができる環境づくりといたしまして、妊娠期、産褥期、育児期と、それぞれのライフステージに合わせまして、147ページにございます乳幼児相談、そして148ページにございます新生児訪問、パパママスクール、子育て教室に取り組みまして、年々教室の参加者や、育児相談者は増加をいたしております。

一方では申しわけありませんが、145ページにお戻りいただいて、乳児健診の実施にありますように、健診での要観察児が減少傾向にありますことから、保護者の育児不安の軽減につながっているのではないかとこのように考えております。

また、受診者の利便性を考慮いたしまして、平成17年度から医療機関での個別健診に変更をいたしました。このことによりまして、受診率も96.9%と、前年度より2.8ポイントのアップになった状況になっております。

それでは、150ページをごらんいただきたいと思います。

歯科保健の推進でございます。育児期の母親を対象に1歳6カ月児の歯科健診と同日に実施をいたしまして、歯周疾患の予防や口腔ケア、食習慣の大切さを伝え、子育てに忙しい保護者がみずからの健康を意識し、合わせて子どもの健康づくりについても考えていただく取り組みを行ったところでございます。さらに歯との関連の深い食につきましても、生涯を通した食育の推進を図っており、149ページでございます。離乳食教室をはじめ、保健師等が幼稚園等に赴くなどいたしまして、保護者に食の大切さの意識の向上に努めたところでございます。

次に、151ページからの第5目 老人保健事業費でございます。予算現額6,140万3,000円に対しまして、決算額は5,817万127円で、執行率は94.7%でございます。

成・老人の健康管理につきましては、基本健康診査、各種がん検診を実施をいたしますとともに、生活習慣病を予防するための各種事業に取り組みを行ったところでございます。

まず、151ページの基本健康診査の実施でございます。2,973人の方が受診をされ、このうち医療が必要とされた方は1,645人、指導が必要な方は645人という結果でございました。この結果を疾病別で見ますと、高脂血症の方が最も多く44.2%を占めております。

次に、高血圧、糖尿病と続いております。これらの方に対しましては、保健師、栄養士等によります個別指導や、生活改善のための教室への参加を進めるなど、そのフォローに努めたところでもございます。

続きまして、152ページから154ページにかけての各種がん検診でございます。集団検診と個別検診の両方で実施をいたしました。延べで6,131人の方が受診をされた状況となっております。平成17年度から乳がん、子宮がん検診は2年に1回の受診に変更され、また乳がん検診では、手触診のほかに、乳房X線検査、いわゆるマンモグラフィを導入をしたところでございます。集団検診では、マンモグラフィによります検診を、個別検診ではマンモグラフィによります検診のほか、従来の手触診だけの受診も可能として、受診者が選択できるように配慮をしたところでございます。しかしマンモグラフィは器具による多少の圧迫感や痛みを感じられる方もおられたり、受診状況を見てからといった理由などによりまして、受診を見送られたことが減少に

なった要因ではないかとのように推測をいたしております。しかし、マンモグラフィは乳房の内部の様子が撮影でき、早期にがんを発見することができますことから、この検診の有効性を理解していただく啓発及び受診勧奨に努めていきたいとこのように考えております。また、他のがん検診の受診率向上にも合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、157ページでございます。

第6目 健康づくり推進事業費でございます。予算現額54万円に対しまして、決算額は52万9,985円で、執行率は98.1%でございます。栄養士会の活動支援、食生活改善推進協議会の活動支援でございますが、生活習慣病の予防の基本は、適切な食事と運動でございます。しかし、日常生活の中では、栄養や成分を意識した食事を摂ることはなかなか困難でありますことから、食生活の改善を急務の課題としての取り組みを町栄養士会や食生活改善推進協議会に積極的な活動をお願いし、その支援に努めたところでございます。

続きまして、リハビリ教室の実施でございます。認知症、閉じこもりを予防するリハビリ教室を28回開催をいたしました。29の方が登録をされ、延べで258人の参加があり、主に自立、要支援の方に参加をいただき、ボランティアの方々とともに、音楽や昔話をプログラムに取り入れ実施をいたしました。

また、転倒、骨折や、寝たきりの予防のための個別機能訓練を51回開催をし、18の方が登録をされまして、延べで460人の参加があったところでございます。

次に、158ページでございます。

第7目 狂犬病予防費でございます。予算現額51万8,000円に対しまして、決算額は39万1,073円で、執行率は75.4%でございます。狂犬病予防法に基づきまして、畜犬登録業務及び狂犬病予防注射済表交付業務を行い、畜犬登録業務では108頭が新規登録をされました。合わせて1,681頭が登録をされている状況となっております。また、狂犬病予防注射済表交付業務では、県獣医師会と連携をいたしまして実施をいたしております狂犬病予防集合注射で交付をいたしました670頭と、それから、直接動物病院で接種をされました521頭を合わせまして1,191頭が狂犬病予防注射済表を交付をいたしております。

また、散歩時のふんの放置防止や、飼い方のマナー対策につきましては、広報紙、



集合注射会場でマナーについて啓発を行いますとともに、環境保全委員によります遵守や、定期的に巡回を行っております環境パトロールでも啓発を行っており、処理用具を持って散歩をされている方は目に見えてふえてきているように感じているところでございますが、依然、ふんが放置されている状況もあり、まだまだ撲滅には至っておらない状況でありますので、引き続きマナー向上に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、159ページの第8目 火葬場費でございます。予算現額2,424万8,000円に対しまして、決算額は2,322万7,175円で、執行率は98.7%でございます。火葬場施設の適切な維持管理及び火葬業務に努めているところでございます。なお、火葬場費では光熱水費等の節減や、周辺整備事業に伴います地元負担金が当初見込みを下回ることとなりまして、102万1,000円の不用額が生じているところでもございます。

次に、160ページから164ページの第9目 環境対策費でございます。予算現額273万円に対しまして、決算額は239万4,189円で、執行率は87.6%でございます。私たちの日常生活が深く結びついている現在の環境問題を解決するためには、みずからの問題としてとらえ、生活様式そのものを見直していく必要がございます。このことから、町民の方々が生活様式を見直す、あるいは行動を起こす契機となるよう啓発活動を中心に事業を実施をいたしたところでございます。

まず、160ページの環境と共生するまちづくりの推進でございます。深刻化いたします地球温暖化を防止するため、子どもたちを中心としました「地球を守るんジャー隊」を結成をいたしまして、年間を通じてみずからが地球温暖化の仕組み等につきまして認識を習得してもらいますとともに、街頭啓発キャンペーンを実施し、広く町民の方々にストップ温暖化への意識の向上に努めたところでございます。

続きまして、161ページの環境保全意識の高揚でございます。親子で環境について考える機会を提供することによりまして、環境問題の意識を深め、行動を起こす契機にさせていただくため、親子環境教室を2教室開催をいたしました。延べで65名の方の参加があったところでございます。特に平成17年度からは、環境教室をはじめ、町民の方が参加されます各事業につきまして、事業参加後どう意識が変わったか、習得したことを行動に移したか否かを把握するため、事業実施後3カ月を経過した時点

で、アンケート方式で意識変化、継続率の調査を実施をいたしているところでございます。このことから水生生物探検教室の参加者では、水質浄化の取り組みを継続して実施されている方は約77%、エコショップ探検教室の参加者では、ごみの分別などの徹底などで意識が変わったという方が約89%おられ、行動を起こしていただく契機になったのではないかと考えているところでございます。今後もこの意識の継続率が上昇していくような事業を実施をしまいたいと考えております。

続きまして、自治会別環境問題学習会の開催でございます。平成17年度はこれまで埋立処理をしておりましたビニールごみをリサイクル処理に移行するなど、ごみ分析、排出方法等につきまして変更が生じたので、その他プラスチック類搬出説明会という形で開催をさせていただきました。20の自治会から説明会の要請があり、延べで844名の参加があったところでございます。

続きまして、163ページの住民活動の支援でございます。平成17年7月31日をもちまして、第4期の環境保全推進委員の任期が満了いたしましたことに伴いまして、より地域に密着した活動、取り組みができるよう各自治会から1名ずつ選出をお願いいたしまして、116名の第5期環境保全推進委員を配置をしたところでございます。活動範囲はみずからの所属する自治会内ということもありまして、ごみ分別の仕方、ペットの散歩時のマナーなどにつきまして、直接指導をされたり、自治会の集会などで事例を報告されながら啓発に努めていただいている推進委員の方もおられることが、毎月の活動報告書などからも見られるところでございます。地域に密着した活動をしていただいている一つの成果ではないかとこのように考えております。

続きまして、省資源、省エネルギー型土地づくりでございます。県下の市町村で初めて認証取得をいたしましたISO14001でございますが、環境に著しい影響のある118項目につきまして、環境負荷の低減の目的、目標を定め、109項目につきまして目標を達成し、環境の負荷低減に努めました。この結果、オフィス活動では取り組みを始めました前年平成13年度と平成17年度を比較いたしますと、光熱水費やコピー用紙などの使用料で年間約260万円ほどの節約ができたという効果があるところがございます。また、ISOの登録期間は3年間でございますが、平成17年度が更新時期に当たりますことから、更新審査を受審し、改めて登録が認められたところでもございます。この活動を各家庭や学校でも取り組んでいただこう

ということで、町が独自で構築いたしました家庭版 I S O 「エコいかるがファミリー」「エコいかるがキッズ」につきましても、引き続き実施をし 275 世帯で活動をしていただいている状況でございます。

続きまして、164 ページの公害の未然防止の徹底でございます。平成 6 年度から回収を行っております廃食用油でございますが、平成 17 年度では回収場所を従来の 5 箇所から 8 箇所に増設いたしまして 3,080 リッターを回収いたしました。回収をいたしました油は洗剤にリサイクルをいたしまして、啓発物品として配布をいたしているところでございます。

また、公害指導につきましては、遊休地の適正管理に対する指導を 29 件行いますとともに、公害などで 59 件の苦情相談が住民の方から寄せられ、これらにつきましても指導等を行い、すべて一定の解決を図ったところでございます。

次に、165 ページの第 10 目 保健センター運営費でございます。予算現額 669 万 6,000 円に対しまして、決算額は 623 万 895 円で、執行率は 93% でございます。保健センターの維持管理に係ります費用が主なものでございます。保健センターでは、各種健診、予防接種、各種教室を開催し、多くの方々に御利用いただいている中で、ボランティアの方々とともに共同した保健事業を展開しているところでございます。このことから地域での活動や、リーダー的役割の輪が広がることの支援に努め、住民の方の健康づくりの起点としまして、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、166 ページの第 11 目 精神保健費でございます。予算現額 100 万 8,000 円に対しまして、決算額は 100 万 7,763 円で、執行率は 99.9% でございます。精神保健相談の実施でございますが、精神障害者の相談や助言等は専門的な知識を要しますことから、地域生活支援センター「ふらっと」と、「コスモールいこま」に委託を行い、精神障害者の方への対応を図り、18 人の方から延べ 1,071 回の相談を受けたところでございます。また、保健センターにおきましても相談を受けており、福祉課、保健所及び精神保健福祉センターとも連携を取りながら円滑な対応を図ったところでございます。

次に、167 ページの第 12 目 在宅訪問歯科診療費でございます。予算現額 60 万 6,000 円に対しまして、決算額は 12 万 1,955 円で執行率は 20.1% ござ

います。本年度は歯科診療の相談はあったところがございますが、在宅診療では治療が困難なケースでありましたために、歯科医師との相談や調整で終わったところがございます。

次に、168ページからの第2項 清掃費でございます。清掃費全体では予算現額が6億2,216万3,000円に対しまして、決算額は5億7,328万1,283円で、執行率は92.1%でございます。廃棄物の処理でございますが、平成17年度におきましても前年度の排出量を下回り、平成12年10月にごみ処理有料化を導入以後6年続けまして当該年度のごみ排出量が前年度を下回る結果となっております。これは依然として住民の方々のごみ問題に対する意識の高さのあらわれであると感謝をしているところでございます。しかしながら、全国に約2,000施設ほどあります最終処分場の残容量は平均であと10年余であると言われておりますことから、当町でもまだまだごみの減量化を進めていく必要があるとこのように思っております。このことから、平成17年度では、これらの問題に対処するため、これまで100%埋立処理をしておりましたビニールごみにつきましては、10月からその他プラスチック類としましてリサイクル処理に移行をいたしました。また、新聞紙、段ボールといった古紙類につきましても、少子・高齢化などの事情によりまして、地域で集団回収ができない12の自治会を対象に町で回収をし、リサイクル処理を行います古紙類、繊維類、リサイクル回収モデル事業として取り組んでおりまして、焼却灰の埋立処理削減にも努めたところでございます。

168ページの第1目の清掃総務費でございますけれども、予算現額が1,815万9,000円に対しまして、決算額は1,792万2,234円で執行率が98.6%でございます。職員にかかります人件費の支出がその主なものでございます。

次に、169ページから176ページの第2目の塵芥処理費でございます。予算現額4億6,317万5,000円に対しまして、決算額は4億1,980万7,299円で、執行率は90.6%でございます。

169ページのダイオキシン騒音対策等の環境汚染防止でございます。衛生処理場から排出されますダイオキシン類等の検査を年4回実施をいたしているところでございます。国の排出基準5ナノグラムに対しまして、平均で0.065ナノグラムと低い数値での結果でございます。引き続き周辺住民の方々に安心して暮らしていただける

施設運営、管理に努めていきたいとこのように考えております。

続きまして、170ページのごみの減量化・資源化の推進でございます。啓発事業では平成17年度におきましても、自分たちの出したごみ、資源物がどのような行程を経て最終処理をされているかを追跡し、ごみ分別の必要性などを認識してもらう「ごみのゆくえ探検ツアー」を実施をいたしました。従来の親子対象の事業に大人の方を対象としましたツアーを新たに開催をしたところでございます。ごみ分別の必要性、重要性などにつきまして啓発に努めたところでもございます。大人編のツアーでは28名の方の参加を得まして、昨年10月からリサイクル処理に移行をいたしましたその他プラスチック類の選別作業や、リサイクル処理の現場の追跡を行ったところでございます。参加者の方に意識変化、継続率の調査から、大部分の方がツアーに参加する前よりも、ごみ分別や減量化に関心を持つようになり、各自でも取り組みを続けているとの回答もいただき効果的な事業であったと、このように思っております。

続きまして、資源物のリサイクルでございます。平成17年度途中から処理方法を移行いたしました。その他プラスチック類のリサイクル処理でございますが、約257トンの搬出をいたしましたところでございます。このうち約61%に当たります約157トンがプラスチック製品の原材料、あるいは固形燃料の原材料として再生がされているところでございます。昨年の7月にどれだけのビニールがリサイクル処理ができるか調査をいたしました際には、約20%ほどではないかとこのように推計をしておりましたが、約61%がリサイクル処理をされておりますことは、住民の方々の意識の高さのあらわれと、または御協力のたまものであるとこのように感じております。

また、171ページをごらんいただきたいと思いますが、粗大鉄などのリサイクルでございます。これまで粗大ごみのうち金属製の製品だけをリサイクル処理を行っておったところですが、その他プラスチック類のリサイクル処理に合わせまして、粗大ごみ、不燃ごみの破碎処理の充実を図り、製品に使用されております金属製の部品、あるいはプラスチック類を取り除き、これらをリサイクル処理に回し、埋立処理量の削減にも努めたところでございます。

続きまして、リサイクル活動の推進でございます。172ページでございます。

従来からの資源物集団回収の奨励事業に加えまして、冒頭でも御説明を申し上げました集団回収ができない地域を対象に古紙類、繊維類、リサイクル回収モデル事業を

6月から実施をいたしております。10カ月間で約23トンを回収し、約11万6,000円の売却額を得たところでございます。

173ページの家庭生ごみ減量化の促進でございます。引き続き、生ごみ処理機等の購入に対しまして奨励金を交付をいたしますとともに、学校給食から出る残渣の堆肥化を図り、ごみ減量化に努めているところでございます。なお、各学校に配置をいたしております生ごみ処理機等の維持管理につきましては、より学校のごみ減量化への取り組みの強化や、意識の向上を図りますため、平成18年度からは教育委員会に移管をし、維持管理を行っていただくことといたしております。

続きまして、174ページの空き缶の分別回収でございます。平成17年10月から、従来500枚の補助券に対しまして500円の商工会の商品券を交付をいたしておりましたけれども、商工券を廃止されましたことに伴いまして、エコマーク付商品に変更を行ったところでございます。

続きまして、175ページの長期的、広域的なごみ処理対策でございます。住民の1日当たりのごみ排出量は697グラムで、昨年と比較をいたしますと24グラムの減少という結果になっております。また、ごみ資源化の状況でございますが、平成16年度の再資源化率を27%と、16年度決算のときに御報告を申し上げておったところでございます。この中には、生ごみ処理機等の購入に対しまして、奨励金を交付をいたしました台数に1日700グラムの生ごみが処理をされているとの推計数値を含めておりますことから、この数値というのはあくまでも推計でありますことから、実数でもって資源化率を提示することが適切ではないかということで、平成17年度からは住民の方が実際に排出されました量を基に再資源化率を算出することといたしました。このことから、そこに施策成果の報告書にあります平成16年度の再資源化率が27%から17年度の決算時の報告書として24%に16年度の再資源化率を変更をさせていただいております。

なお、ごみの排出量は全国平均で国民一人当たり1日約1.1キログラム、再資源化率は16.7%でございます。当町はいずれも国の平均を上回っておりまして、このことからごみ減量化、再資源化の基本でありますリデュース、リユース、リサイクルの3Rが住民の方々の間に浸透しているのではないかと考えております。しかしながら、冒頭でも御説明を申し上げましたように、全国にあります最終処分場が

このまま推移をいたしますと、あと10年余で飽和状態になると言われておりますことから、当町でも近い将来、焼却処理によります焼却灰の発生を削減するため、可燃ごみに混入をされております紙製容器、包装類の分別回収を計画をいたしているところでございます。このことから、平成18年度から、8自治会1,030世帯の方々にモニターをお願いいたしまして、月1回の回収を通じまして、排出時の問題点、回収時の課題等の掘り起こしを進めているところでございます。

また、一人当たり年間約300枚使用されていると言われておりますレジ袋についてでございますが、有料化を義務づける法令化が見送られまして、事業者の自主的な取り組みになりましたことから、当町におきましても、本格的にマイバッグ持参運動を展開していく必要があるとこのように考えております。これまでもレジ袋は商品を持ち帰るには便利であったわけですが、持ち帰った後はごみとなりますので、マイバッグ持参をエコトーク21、広報紙などで繰り返し呼びかけておったところでございますが、依然、多数の方がレジ袋を利用されていることもありまして、行政のみの取り組みだけではなく、消費者の方々と協働で取り組む方が効果も期待できると考えまして、平成18年度から行政とともにマイバックを推進していただける推進サポーターを募集をいたしまして、23名の方にサポーターとして登録をしていただきまして、地域でのマイバックの推進や、マイバックの一つとしてふろしきの活用についてPRをしていただくというように取り組んでいるところでございます。

昨年10月からビニール類等の処理を埋立からリサイクル処理に変更いたしましたことに伴いまして、委託料で、また施設及び収集車の修繕費で当初見込みを下回る額ということで4,336万8,000円の不用額が生じているところでございます。

次に、177ページの第3目し尿処理費でございます。予算現額1億3,841万2,000円に対しまして、決算額は1億3,331万9,613円で執行率は96.3%でございます。鳩水園の良好な稼働を行うため、設備の点検及び補修を実施し、施設の管理運営に努めたところでございます。これに要しました費用の支出が主なものでございます。

また、河川の水質汚濁防止を図るため、浄化槽設置者に対しまして、引き続き補助金の交付も行ったところでございます。

次に、179ページの第4目美化推進費でございます。予算現額241万7,000

円に対しまして、決算額は523万2,137円で、執行率は92.3%でございます。環境問題への意識の向上及び清潔の保持に努め、もって良好な生活環境を創造するため、いかるがの里クリーンキャンペーン、自治会内美化キャンペーン、清流復活大作戦などの清掃活動を住民の方々の参加を得て実施をしたところでございます。

また、不法投棄の早期発見、早期処理を行うことによりまして、便乗投棄を防止をいたしますとともに、不法投棄がしにくい雰囲気づくりのために、週1回の環境パトロールの実施も行ったところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、第4款 衛生費の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○小野委員長 御苦労さんでした。

説明が終わりましたので、第4款 衛生費についての御質疑をお受けいたします。

浦野委員。

○浦野委員 161ページの下段にあります竜田川流域生活排水対策会議の運営ということで50万円計上されております。この詳細につきましてちょっとお聞きしたいのと。

50万円投下されて、その効果言いますか、どういった効果があったと評価されておりますか、2点すみません。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 この竜田川流域生活排水対策会議でございますが、竜田川の沿線の市町村、生駒市、それから、平群町、斑鳩町、この1市3町がこの協議会に参加しております。この負担金につきましては、生駒市が100万円、平群町が50万円、斑鳩町が50万円、この計200万円で運用しているわけでございます。

この中身ではございますが、この中でリサイクル石鹼や、生分解性スポンジ、それから水切りネット、それから黄ショウブと言いまして、この黄ショウブを植えることによって水の浄化がされるというような植物でございます。これを竜田川に移植をしまして、その浄化を図っていこうというような取り組み。それから、この美化活動につきましての軍手、それから、食用油の回収等行っております。このことによりまして、竜田川の水質を浄化してまいりたいというふうな考えでございます。

○小野委員長 浦野委員。



○浦野委員 水質の改善はかなり時間もかかるし、費用もかかるし、一足飛びにはいかないと思うんですけれども、粘り強い住民とともに粘り強く改善をしていていただくようお願いしておきます。

続きまして、もう一つ質問なんですけれども、174ページのごみステーションの整備に対して409万なにか投下されておるんですけれども、私、去年度も質問、言わせていただいたと思うんですが、ネットで鳥害を予防しているということで、ネットが電柱にくくられているのを多々見受けるのが今の現状のごみステーションではないかなと思うんです。当町は御承知のように、観光立町でもありますので、ああいった景観上、どうも見苦しいなと思うんですけれども、さりとてその用地の確保とか、また様式については余り高価なものを備えつけられないという、一長一短があるのは存じておるんですけれども、徐々にでもやっぱり景観上も考慮していかないと、いつまでもネットをくくり付けてあるという状況が続くのであれば、ちょっとまずいかなという指摘、私、かねがねさせていただいておるんですけれども、それについての今後のお考えについてお願いします。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 このごみステーションにつきましては、現在、推進を図っております部分でございますが、自治会の協力を得まして、自治会の方からごみステーション、これはプラスチックでできたボックスでございます。それとあと金網でございます。囲いのできた金網を設置するというものでございます。それから、カラス除けのネットについては、ごみステーションの中には含んでおりませんのでよろしく願いをいたします。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 ごみステーションの、私は誤解しておりましたですけれども、いわゆるネットを電柱にくくられている状況について、ついででございますので景観上どのようにお考えになっているのかちょっとできれば聞かせていただきたいと思います。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 申しわけございません。たしかにおっしゃるようにこのネットにつきましては、見苦しいものがあるというふうに思っております。このごみステーション、今、先ほどちょっと申しましたが、このプラスチック製のごみステーション並

びに金網でできた囲いを町としては推進してまいりたいというように思っています。ただ、これにつきましては、ただこのボックスを置く場所については、なかなか進んでいけないというものがございます。これについては、自治会の協力によりまして、お願いしたいというふうに思っております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 確認させていただきます。

老人保健事業費のところでございますが、151ページから154ページまで、がんの検診がずうっと対象者数と受診者数、受診者ががん診断、ポリープ等とかいろいろ対象者出ているわけでございますが、受診者数もかなり多いんですが、まず基本的なことですいませんが、老人対象者は何歳からになっているでしょうか。

それと、がんと診断されている方が、これ見ますと、ほとんどのところが1人ないし2人おられるわけですが、そのような方に対して、その後、どういうふうな指導をされているのか、また、追跡調査なりのとか、その辺のところは町としてはつかんでいくものなのかどうか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

○小野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 まず、老人保健事業におきましての老人という考え方ですけれども、老人保健法上は40歳以上ということになっております。ただ、各種がん検診におきましては、それぞれ検診ごとに対象年齢を定めております。例えば胃がん検診でありますと35歳以上、それから、乳がん検診であれば40歳以上、肺がん検診も40歳以上、それから、大腸がん検診であれば35歳以上ということで、検診ごとに対象者が変わっておりますが、一般的に老人保健を適用するのは40歳以上ということでございます。

それから、検診の結果ですね、まず精密検査が必要かどうかというところで検診の方は結果を出させてもらいます。それで、検診受診者の方にその結果をお知らせして、精密検査、医療機関でもっと細かい具体的な検査を受けていただくようお願いして、その結果が戻ってきておりまして、ここのがん診断と書かせていただいているのは、その結果に基づくものです。従いまして、検診を受けられた方ががん診断を受けられた方というのは、保健センターの方でも追跡をしているところでございますし、そういう方には、当然もう医療機関にはかかっておられますが、それ以外の日常生活のい

ろいろな指導については、保健師の方から訪問指導なりをさせていただいているところ  
ろです。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 はい、よくわかりました。

続きまして、158ページの狂犬病の件と、162ページの飼い猫不妊手術、これ  
両方合わせてお尋ねしますが、件数も16年度に比べると多少狂犬病予防の件につい  
ても、注射済件数も減ってまして、新規登録も減っているわけです。また、猫につき  
ましても、多少減っているんですが、この減っているのについてはどうなのでしょう  
か、犬も猫も、飼い猫、飼い犬もやはり飼い主がペットとして飼っている件数が少な  
くなっているというふうによんでいいのでしょうか。

それと、正しい犬の飼い方の啓発活動、これについては私は委員会等でも言わせて  
いただけてますけれども、9月号にも本当ありがとうございます。1ページ目からあ  
あやって犬の正しい飼い方ということで載っておりました。かなり詳しく飼い主のマ  
ナーであるとか、こういう取り方するということなどところまで書いてございましたの  
で、少しずつ良くなっているのかなとも思うんですが、私もこの件に関しては非常に  
意識をして、町内も見回っていますが、まだまだやはりスコップだけの人とか、何  
も持たない人というのが、今まで私も失礼ながら持っていない人にはお声かけるん  
でございまして、よろしくお願ひしますと。逆に完全に装備している人については、  
本当にありがとうございますとっておりますけれども、今後も広報等で啓発をやっ  
ていただくようお願いをしておきたいと思っております。

それから、先ほど猫、犬、野良猫も野良犬も町内におりますか、ちょっとその辺の  
ところもあわせてお尋ねします。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 まず、1点目の犬の数、猫の数が少なくなっているかというこ  
とだと思っておりますけれども、まずこの狂犬病予防接種の関係で、平成17年度1,191  
頭、それから16年度が1,207頭となっておりますのでございますが、平成15年  
が1,088頭ということでございます。これから見ますと注射の件数もふえてきてい  
るのではないかなというふうに思っております。

それから、猫の数でございます。この飼い猫の不妊手術につきましては、16年が

53、それから17年が47というふうになっておりますが、これにつきましても、その年、年によりまして若干数の変動がありますので、これを見た中では、猫の数は減っているというふうには思わない、わからないということでございます。

それから、野良猫、野良犬が斑鳩町にいるのかということでございますが、確かに野良犬の方につきましてはほとんど見かけないというふうになっております。野良犬につきましては、狂犬病予防法の中で、郡山保健所の方から捕獲できるというふうになっておりますので、ほとんど見かけない状態でございます。ただ、猫の場合につきましては、捕獲をできないことから、保護というような形になってしまうんですけれども、野良猫の数の把握はとてもできないわけでございますが、見た感じの中では、やはり野良猫につきましては、斑鳩町内であっちこっちにたまに見るといような状況でございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 わかりました。それと、3～4日前ですか、1階の方に黒い犬が迷いこんで来ておりましたので、何人の方ごらんになったと思うんですけれども、あれ捕獲していただいて、鳩水園の方へお持ちいただいてということなんですけれども、その後はどうなっておりました。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 その後、所有者がわかりまして、所有者に返却いたしております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 斑鳩町の方でございますか。

○植嶋環境対策課長 そうです。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 犬の飼い主につきましては斑鳩町内の方でございます。

○小野委員長 ほかございませんか。

浅井委員。

○浅井委員 先ほど、浦野議員のごみステーションの話ですけれども、今、斑鳩町でごみステーションは大概の自治会ではあると思いますけれども、ちょっと私見るのに、道の町道にはみ出て、そこでとっているところ何か所ぐらいありますか。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 申しわけございません。町道の中にあるはみ出てというのにつきましては、ちょっと今、把握しておりませんので、後ほどまた報告させていただきます。もしありましたら。

○小野委員長 浅井委員。

○浅井委員 あのね、なぜこういうことを言うかいうたらね、町内の自治会内に出てあるやつは、通る人は朝は町内の人やと思いますけれども、町道でよそから関連したところから来て、あんなところへごみステーションして、道の角ですわ、そこへまだ網でカバーして出しています。終わったらそれを直しますねんけれども、町道であって、よその町村から来て、それに当たった場合、やっぱり町道管理というたら町が責任を持たんなんやろと。ごみステーションというのは、やはりどこかの邪魔にならんところへせんなら、町道の角のところへこしらえて、金網で立ててやっているというのは、ちょっと、道路管理者としたらちょっとおかしいの違うかね。今、私言うのは、それは斑鳩町何カ所もあると思います。身近なところでかなりの団地の方意識されている、ようこんなところでやってはるなど、私はいつも思うんですわ。これを徹底して、どこかにつくってもらうと、私の自治会も3つあるんですけども、三代川のどこ、三代川のどこを一時借りて、郡山土木から借りてもうて、ごみステーションのボックスを置いていますので、ああいう方法にすればいいけれども、いつでも道を占領して出していると、だからそれはよそから、そこは朝ようけ通りますよ。バーンと当たったら、どこに責任あるかというたら、町道ですから、町の管理が悪いということになってきますわね。こういうことをやっぱり早く、解決してもらうようにせんなら私もえらいことやってはるなどいつでも思ってるねんから、それはもう当たり前のように思ってる、習慣ですわ。これを一応調べて、斑鳩町何カ所あるのか、やっぱりごみステーション町から補助出してもうてやってもうてるねんから、早くそのようにやってほしいと思います。

すみません、もう1点よろしいでしょうか。

また、今も言うたらおかしいんですけども、三木委員の狂犬病の話で、啓発活動、正しい犬の飼い方についての啓発活動年1回となっておりますやろ、私いつでも朝田んぼへ行くんですけども、決まった時間にあの狭い1メートル800ない道を犬を連れて歩くんですわ。三代川でも最近、草ひいていくとわかるように糞まめし、その狭い

道を犬連れて、まだまして犬を離していつでも通る人あるんですわ。これどないかならんかなと。自治会で今何か出てましたな。ちょっと私見てたけれども、環境推進委員ですか、こんな方の指導でも受けたらええねんと、いつでもうちの犬は何もせんと犬を離して自分で歩いてはる。犬はついてくるねんけど。いつでもこれホールのところもきはるし、なぜこの狭い道、犬連れて来のんかなと、そばいくと大和川あり、富雄川広いのになとわしいつも思うんですわ。それで人を見てたら、ふんは取るけど見てなかったらそのままですわ。私ら草刈りかけたら飛ぶのわかるから、またほったあつたなど、そういうとこ、これ1年に1回の啓発、それは広報にも載せてもうたらええと思えますけれども、何回か、4回でも5回でも広報の端に載せてもうてやってもうたらいいかなと思えますが、その点ちょっと気づけて、この啓発1回のやつを回数ふやしてもらいたいと思えます。

以上です。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 今、浅井委員の御指摘の町道にごみステーションがあるというのはどの場所がお示しをいただいてですね、できるだけ町としては、町道のところにステーションするというのは認められませんからね、その場所がどこか指摘をしていただければと思いますし。

それから、犬の散歩の関係等については、もうこれはどこの自治会でも、こないだも錦ヶ丘で対話集会させていただいたら、必ず犬のふん関係のマナーという事を申されます。私はやっぱりこの議会にも出てくるようにですね、委員会でも出るんですけれども、やっぱりマナーですね、啓発をするというたところで、結局やっぱりだれかがみんなが守っていかんと、仮に犬を散歩されていた犬を見てますと、注意をしていかんと、私はなおっていかないと思えますね。日本の国というのは、やっぱりこういうことによって、明らかにたるななとこういうことがマナーが守れないということで、それを結局が家庭が悪い、学校が悪い、教育が悪いということにしてしまうということに問題あると思うんです。これはやっぱりなおしていかなかったら、私はやっぱり日本の国というのは、これからどんどんマナーが廃れていくと思えますし、啓発をしたからどうかというのは、啓発はやっぱりそれは皆さん方に、広報というものを年に1回配っているんですよ、毎回やったらいいわけですがけれども、してそれが効果が出

るよりも、やっぱりみんなが、仮に朝散歩しておられたら、やっぱりそこでふんしておられたら、やっぱり注意をしたら、やっぱり本人も必ず何とかと思います。最近の傾向は注意したらどつかれたらどないしまんの、じきにそういうことが出てきますからね、そんなことしていたら結局、なんぼそういうことをやっても効果が出てこないと思いますので、やっぱりある程度、そういう団体、グループというのか、民間組織いうんか、そういうものをしていかなかったら、私はこういう問題については解決していかないと思います。1点目の関係等については、そういう関係の御指摘を受けたわけであります。

○小野委員長 浅井委員。

○浅井委員 ちょっと町長さん言いにくいけどね、これごみステーションは法隆寺南住宅、あの角です。公民館行く角。自治会長さんの前ですわ。あれね、富雄川からあれ町道認定おりて二つダブルに入ってますやんか、あそこ出てきてますやん、今までの堤防が上がれへんやけども、富雄川からあの町道へつなぐように、もう認定もらいましたやん、両方から降りるように。富雄川、笠目からずうっと行ったとこですわ。わしもうはっきり言うはそれ。あれ町道ですやんか。あれあそこ歩いて、朝あそこへ出てくる人あるんですわ。町内の人やったらええけれども、あそこ降りてくる人はやっぱり河合とか遠いとこの人のあそこ降りてきて、あの角でゴミを置いてあると、当たったら町道管理悪いということになりますやん。ごみステーション、こんな道にこんなん置いてというような、おおよそ結果が出ると思います。これはもうはっきり言いますわ。

それでね、私の方はおかしな話やけれども、片方は安堵町ですわ、片方は斑鳩で、散歩に来るのは安堵町の人でも斑鳩の人でも来るんですわ。斑鳩これ環境保全条例あるけれども安堵はないと、なぜこの狭いところ来るのか、富雄川、わし行きなはれと言うねん、広いのに。田んぼやし、大和川のあこの田んぼもかなり広いですわ。それにあの狭いところいつでも通って来て、いかるがホールに来るんです。あそこで放してそのまま帰ると。私も朝、大体6時になったら出ます。そやから犬はあの狭い道、わしら車運転していたら犬どけやしまへんねんやん。そんな状態で今困っているというのが、うちの村ですわ。そやから、この間、三代川愛護会の人ら刈ってもうたときでもやっぱりふんがあるのわかっていたと思いますわ。北側の堤防なんかやったら、大分ふん

ありますよ。そういうところをやっぱり啓発、町長さん、啓発ではあかんと、やっぱり注意してもらおうというのが一番いいかもわかりませんが、これからどないしたらいいかと、うちらもそれは難儀していますんや。もう細い道、犬連れて歩いて、人いいへんならふん取らんと帰るというのは、これは普通一般のなにですわ、習慣ですわ。それを何とかならへんかなと思って、それで私らでもあの道通ったらどけんかと怒られて、何でこれを言われるのかなと、私も里道か里道でないかというのは台帳で調べさせてもうて、これは出し合い道やと、里道はこっちですよと、このごろは言うて大分理解はしてもうてますけどね。お互いに通るな言わんけど、通していただく、私ら農業やとったかて、よその村へ行ったら通してくださいというのはこれ礼儀や、どうぞ通ってくださいというのが、私はそれでいいと思いますよ。けがしてもうてもかなわんし、昔やったら田へ鋤置いてたかて、当たったらどないなんねんちゅうて、きょうび、物当たったらえらい怒られんならん、これ何やってもうすぐに言われるから、農家も弱いもんですわ。これ百姓屋は締め出しかといつでも言うんです。そういうことで、ひとつ考えてください。それで結構です。

○小野委員長 暫時休憩します。

(午後 4時36分 休憩)

(午後 4時38分 再開)

○小野委員長 再開します。

会議を18時まで延長いたします。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 今、浅井委員の方から御指摘の関係につきまして、特定をさせていただいた場所があります。ただそれだけであるかどうかということも、ほかの部分を確認をさせていただく中で、状況把握ができて、明後日のところでお話がさせていただけたらと、このように思いますので、御配慮をお願いしたいと思います。

○小野委員長 浅井委員よろしいですか。

○浅井委員 それで結構です。

○小野委員長 それでは、ほかの委員さん御質問をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の140ページなんですけれども、これまた17年度の決算や



からという風に言われてしまうかもしれませんが、水道料金への繰出をしていますけれども、6月議会の中でも水道決算の状況で黒字も出ているということですが、今後について、水道会計への繰出については、どのようにお考えですか。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 この水道料金の高料金対策への支援ということで、もう昭和62年に約束したことをずうっと履行しておるんですけども、今、現状から言いますと、高料金対策への関係で1,476万円でございますけれども、できるだけやっぱり水道の関係は黒字になっていますものの、やっぱりだんだんとこれからも厳しくなる可能性もございます。そういうことを踏まえまして、鋭意努力はしますものの、この高料金対策への今後の対応というのは、またこのいつまで続けていくのかというのは、私はやっぱりある程度、期限を切っていかなければということも考えますので、ある程度そういう時期を見計らって決めていきたいと思っています。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 とりあえず今年度は水道会計も黒字になったけれども、まだ決断するにはちょっと早いかなど。黒字が続くようやったら、町長も、借金についてはカットしていきたいというふうに考えておられるというふうに理解をしておきたいと思います。

そしたらすみません、145ページの乳児健診の実施についてですが、これまでも3歳児の健診を、やはり半年ぐらいたったときよりも、もう3歳になった、ほんまに早い時期からするべきではないかという意見が出ていますけれども、それについてどのようにお考えですか。

○小野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 現在、3歳児健診につきましては、3歳7カ月、8カ月のお子さんに対して行っているところであります。3歳を過ぎればできるだけ早くという以前にもそのような御質問をいただいていたかと思えますけれども、一つには、視力検査を行う中で、その視力検査とともにその検査を通じて、子どもさんの理解度と言いますか、いわゆる知能の発達がどれぐらいされているかということもしておりますが、そういう中では、医師会の御意見もいただく中では、およそ3歳6カ月を過ぎてからが適当ではないかという御意見をいただいております。したがって、法律上は3歳になればということにはなっておるんですけども、そういう医師会の御意見をい

ただく中で、今現在3歳7カ月、8カ月という状況で行っております、この状況を続けていきたいと考えております。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 子どもを育ててはる母親の経験もある立場の方からの意見と、医師による専門家の意見とがありまして、それはどっちがいいかと言ったら、判断するのは町の方で、専門家の御意見で判断されているということなんで、そこにつきましては、私これ以上ちょっと意見をよう言いませんけれども、子どもによってもそれぞれ個々で成長の違いもあると思いますんで、一律にとということでもないのかなというふうに思うんですけれども、その点につきましては、やはりその子どもを見る中でいつがいいのかなというのも、それぞれ判断しながら、今後行っていただきたいというふうにお願ひします。

そうしたらすみません、147ページと148ページにまたがってなんですけれども、ちょっとこの数字の出方で、どういうふうに傾向を見たらいいのかなと思うんですけれども、乳幼児相談の実施について、平成17年度の受診者数が304名ですね、16年度から比べると大きくふえていることから、やっぱり育児不安をお持ちの父母の方がふえていらっしゃるのかなというふうに思うんですけれども、148ページの方にいきますと、訪問件数ですね、これが町がやっていただいている部分、実施率が下がっているというのは、町としてどういうふうに認識をされて、この状況もちょっとお聞かせいただきたいなと思うんですけれども。

○小野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 まず、乳幼児相談の実施で件数がふえているということにつきましては、いわゆる複数回数の相談を受けておるということでございます。先ほどの御質問にも若干関連するんですけれども、1歳6カ月の健診から、3歳7～8カ月の健診まで2年間、健診としては跳びますので、その間について、いろいろと育児、子どもさんの成長も大きいですから、その間のことについて、どんどんと相談を受けていただくようにということで啓発はさせていただいて、いわゆる相談のリピーターが多かったということでございます。

一方で、乳児新生児訪問の実施で、今回、件数が減りましたのは、若干、手法を変えたことが原因かなというふうに思っております。これまでは新生児訪問、お留守の

家もあるんですけれども、子どもさんが生まれたと聞けば保健師なり、看護師がその御自宅に伺っていたんですけれども、この17年度からは出生届を出しに来られた方に、そのときに保健センターにいろいろとお子さんのことについてお渡ししなければならない書類とかいうのがあるということで、お時間かいただければですけれども、保健センターの方にいったん出生届の提出の際に来ていただくことに17年度からしたんです。その中で、例えば2人目、3人目のお子さんであれば、保健師や看護師の訪問まで必要ないということをおっしゃる方もおられたということで、17年度については若干数値が減ったということでございます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。町の方としては、十分に相談に応じていただいている体制をとっていただいているけれども、2人目、3人目で安心されたというか、経験を積んだ方はそこまで必要ないとおっしゃっていただいている状況ですね、わかりました。理解させていただきます。

それと、今度は、166ページの精神保健相談の実施ということで、これ内容見ますと、精神障害者の復帰施設への入所など、そうした施設入所の相談が主なのかなというふうに思うんですけれども、今、非常に精神的に病気にならる方が本当にふえてきているという状況の中でも、そういった方に対しても相談は行っていただいているんでしょうか。

○小野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 保健センターの相談の対象となっております精神保健というのは、精神障害者手帳を持っておられる方だけではなく、広く心に病を持っておられるとか、不安があるとかいう方も含めての相談に応じているところです。ただ、具体的なホームヘルプサービスを受けたいとか、そういうふうなサービスになりますと福祉課の方と保健センターと共同して相談を受けさせていただいておりますし、あるいは精神障害者手帳が必要な方の場合でありますと、私ども福祉課、保健センターだけでは対応仕切れない専門的な内容を含むことから、その下に書かせていただいております精神障害者の生活支援センターの方に相談業務を委託して、そちらの方でより専門的な、精神保健福祉士などの国家資格を持った方もおられますので、そういう相談に乗っていただいているという状況でございます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 病気、手帳をお持ちの方だけではなしに、広く対応していただいているということで安心いたしました。主には精神的にしんどくなってしまわはって病気にま  
でなってしまう人というのがふえてまして、特に私も成年の関係で、ちょっと話ずれ  
るんですけども、成年の雇用の問題でジョブカフェに行ったときに、今、ニートに  
なっていらっしゃる若い方の対応というのにも必要やということで、この生活支援セン  
ターとの連携もしながら、その問題解決にあたっていこうということで検討されてい  
るということをおっしゃっていただいていたので、特に今後は今、若い方に働けな  
くて自分を追いこんでしまって、精神病になってしまう方と、働かせられ過ぎてほん  
まに病気になってしまう方と、いうたら非常に逆のパターンですね、二極化してしま  
っているような状況もありますんで、是非そういった方に対しても、今十分やってい  
ただいていると思いますけれども、今後もそうした支援の方、是非続けていって  
いただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

すみません、170ページ、171ページのごみ減量化、資源化の推進ということ  
ですけれども、まず粗大ごみにつきまして、鉄等はリサイクルをされているというこ  
とですけれども、そのほかの部分、例えば、タンスだとかそういったものについては、  
今、斑鳩町ではリサイクルという形をとっておられないと思うんですけれども、お隣  
の三郷町さんなんかでは、そんなんもリサイクルができるような体制とっておられ  
って少し聞いたんですけれども、そういったものについての検討というのはされてい  
るのでしょうか。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 粗大ごみというんですか、タンスですね、これにつきましては、  
当町、以前この粗大ごみ、タンスとかいうものにつきまして、欲しい方については使  
ってくださいというようなリクエストを聞きまして、それを欲しい方が使ってもら  
うというような制度でいたしておりました。ただ、これにつきましては、当時、なか  
なか次にもらう方がおられないと、そのタンスを半年間また保管せなあかんで、欲  
しい人が出てくるまで保管せなあかんということがありまして、その制度がなくな  
ってしまったと、やめてしまったということでございます。今はこれにつきましては、破  
砕処理をいたしまして、分別できるところにつきましては分別、それからリサイクル

しているというのが現状でございます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、私それやっているというのをちょっと知らなくて認識不足でして、そういった形で以前にやっておられて、できなくなってしまうという状況があるということでしたら、私もそういうふうに理解をして、また何かの機会があってできるような形になれば町の方にも提案させていただきたいと思います。

あと、今、斑鳩町では、ビン、缶一緒に集めていただいている、どちらも処分をするのに料金かかっているという状況になっていると思うんですけども、最近というかずうっと前からになると思いますけれども、こうしたもの近隣の町村でも缶の方を送っているというような状況もあるというふうに聞いてますけれども、そうした資源ですね、ペットボトルの方については、今は無料で処理費はかかってないけれども、だんだんお金がもうかるというか、売れるようになってきているというのを聞いてますけれども、そうしたもの、ビン、缶、ペットボトルについて、今後、売る方向に持っていこうと考えておられるのかどうか、そうした検討はされているかどうかちょっとお聞きをしたいと思います。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 現在、空缶鳥、町にございます公民館3箇所に置いてます、これについて収集した分、集めていただいた分ですね、これにつきましては売却して売っているという状況でございます。ビン、缶の分については、今現在、処理費がかかっているわけでございますが、ちょっと今のところ、今後またこれにつきましてもする必要があるというふうに思っておりますが、ちょっと今のところまだめどがつかないという状況でございます。

○小野委員長 木澤委員。

○木澤委員 検討していただいているということですので、その研究をしていただきたいと思いますというふうに申し上げまして終わります。

○小野委員長 ほかに。

嶋田委員。

○嶋田委員 171ページのリサイクル活動の推進で、資源物集団回収の奨励と、これについてちょっと説明お願いできませんか。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 集団回収の奨励ということでございます。これは、自治会等、それから子ども会等で、本、雑誌、それから段ボールというものについて集めていただいている分でございます。これについて町の方から、補助対象といたしまして1キロ当たり、本、雑誌については3.5円、そのほかについては基本的には5円の奨励金を出しているところでございます。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 これはその団体に対して直接出しておられるんですか、それとも業者が回収して、業者から幾ら幾らこう集まったという形で町へ報告があって、その数値に基づいて出しておられるということなんですか。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 団体から申請書を出していただきまして、それに対して交付しているというものでございます。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そしたらその数値は自主申告なわけですか。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 結局、業者が必ず集団回収の報告受けましたら、必ずキロなんぼと、そのとった分のキロ数はちゃんとそこへ控え渡しますから、その控えを結局町へ申請をされて、結局その申請があったので、キロで数値を出してきているということで、業者やなしに、業者は必ず集団回収されたところで量ったやつのキロ数を必ずその代表者に渡しております。その代表者から申請されてそれに基づいて、一つの口座をつくっていただいて、その口座にということなんです。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 ほんなら、先ほど業者から連絡が来てということで、よかったわけでしょうでもないんですか。

○小野委員長 植嶋環境対策課長。

○植嶋環境対策課長 これはあくまでも申請は団体からやっていただいております。業者については、量ったものを団体の方にその数値を言って、あくまでも団体の方から申請いただくということとっております。

- 小野委員長 嶋田委員。
- 嶋田委員 ニュアンスの違いになると思うんですけども、そうしたらこれはどの団体でもいいということなんですか。
- 小野委員長 植嶋環境対策課長。
- 植嶋環境対策課長 町内の方に当然なるわけですが、子ども会とか、自治会の方がされるということ、していただいたらさせていただくということでございます。
- 小野委員長 嶋田委員。
- 嶋田委員 子ども会、自治会、もちろん、そうなれば、例えば、小地域福祉会でやるとか、老人会でやるとか、そういう営利を目的としない団体もいいわけなんですかね。
- 小野委員長 植嶋環境対策課長。
- 植嶋環境対策課長 はい、結構やと思います。
- 小野委員長 三木委員。
- 三木委員 すみません、一つ忘れてました。148ページなんですけれども、パパ・ママスクールの実施の件でございますが、これちょっと私もわからないので、何年度から実施されているのか、また、71人ということなんですけど、恐らくパパ・ママの方が多いかと思うんですが、その辺の割合はどうなんですかね。それと、それをやったことによってですね、成果はどのように出ているのか、また、参加した方々の評価とか意見、それはどんなぐあいになっているんですか。
- 小野委員長 植村健康推進課長。
- 植村健康推進課長 パパ・ママスクールですが、ちょっと申しわけございません、何年度から始まったかというのは、今ちょっと私わかりませんので、後刻報告をさせていただきますと思います。

今回の平成17年度の参加者数の71人の内訳ですけれども、いわゆる妊婦が49人、それから、その夫または家族、お父さん、お母さんですね、これが22人、合わせて71名ということでございます。

特にこの内容は、妊娠された際の運動不足を解消するための妊娠体操であったりとか、赤ちゃんを沐浴するための練習であったりとか、それから、カルシウムをたくさん摂るための調理実習であったりとか、そういうようなことをさせていただいておりました、特に初めてお子さんを生まれる妊婦の方については、好評をいただいている

ところでございます。

○小野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 それでは、これをもって第4款 衛生費についての審査を終わります。

本日はここまでとし、これにて散会いたします。

明日は休会、明後日は午前9時から再開し、引き続いて審査することといたします。

本日はどうも御苦労さまでした。

(午後 5時00分 散会)